磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和7年5月16日
磯子警察署 生活安全課

暫定値

令和7年4月末現在

町名		全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺盗	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	投資ロマンス詐欺	その他	その他
区内全域	令和7年	209	3	15	19	17	2	135	5		10	43	2	10	24	41	12	1	11	25
	令和6年	179	1	17	17	13	4	107			1	34	12	6	22	32	9		9	28
	増減	30	2	−2	2	4	−2	28	5		9	9	−10	4	2	9	3	1	2	−3
磯子	令和7年	29	2		2	2		17				6		3	4	4	3		3	5
	令和6年	25		4	6	4	2	11			1	3			3	4	3		3	1
	増減	4		−4	−4	−2	−2	6			−1	3		3	1					4
磯子台	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
鳳町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
岡村	令和7年	17		2	4	4		11				3	1	1	2	4				
	令和6年	15			1	1		11				2	2		2	5				3
	増減	2		2	3	3						1	−1	1		−1				−3
上町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
上中里町	令和7年	8						5			2	3								3
	令和6年	3						1					1							2
	増減	5						4			2	3	−1							1
栗木	令和7年	2			2	1	1													
	令和6年	3						3					1			2				
	増減	−1			2	1	1	−3					−1			−2				
坂下町	令和7年	1			1	1														
	令和6年	0																		
	増減	1			1	1														
汐見台	令和7年	4			1	1		3						1		2				
	令和6年	5			1	1		3								3	1		1	
	増減	−1												1		−1	−1		−1	
下町	令和7年	1						1				1								
	令和6年	1						1					1							
	増減	0										1	−1							
新磯子町	令和7年	1						1								1				
	令和6年	1		1																
	増減	0		−1				1								1				
新杉田町	令和7年	8		1				6				4		1		1				1
	令和6年	3		2				1				1								
	増減	5		−1				5				3		1		1				1
新中原町	令和7年	1															1		1	
	令和6年	0																		
	増減	1															1		1	
新森町	令和7年	1																		1
	令和6年	0																		
	増減	1																		1
杉田	令和7年	30		4	1	1		22	1		1	6			9	5	1		1	2
	令和6年	37		4	3	2	1	19				4	1	1	7	6	1		1	10
	増減	−7			−2	−1	−1	3	1		1	2	−1	−1	2	−1				−8

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

暫定値

令和7年4月末現在

町名		全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺盗	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	投資ロマンス詐欺	その他	その他
杉田坪呑	令和7年	3						3				1				2				
	令和6年	0																		
	増減	3						3				1				2				
滝頭	令和7年	9						7			1	1	1	1		3	1		1	1
	令和6年	4						4				1	1			2				
	増減	5						3			1			1		1	1		1	1
田中	令和7年	0																		
	令和6年	1			1	1														
	増減	−1			−1	−1														
中浜町	令和7年	3						3	2			1								
	令和6年	2						2				2								
	増減	1						1	2			−1								
中原	令和7年	8		2				4				2				2	1		1	1
	令和6年	13		1	1	1		7				3	2		1	1	1		1	3
	増減	−5		1	−1	−1		−3				−1	−2		−1	1				−2
西町	令和7年	4						4				3				1				
	令和6年	4		1				3				1	1			1				
	増減	0		−1				1				2	−1							
原町	令和7年	3			1	1		1			1									1
	令和6年	1		1																
	増減	2		−1	1	1		1			1									1
馬場町	令和7年	1		1																
	令和6年	1																		1
	増減	0		1																−1
東町	令和7年	13		1				9				5		1	2	1	2		2	1
	令和6年	6		1				4				3			1					1
	増減	7						5				2		1	1	1	2		2	
久木町	令和7年	3						2				1				1				1
	令和6年	2	1					1					1							
	増減	1	−1					1				1	−1			1				1
氷取沢町	令和7年	4						4			2	1				1				
	令和6年	1						1						1						
	増減	3						3			2	1		−1		1				
広地町	令和7年	1						1								1				
	令和6年	1																		1
	増減	0						1								1				−1
丸山	令和7年	7	1	1	1	1		3				2		1						1
	令和6年	8		1	2	1	1	5				2		2		1				
	増減	−1	1		−1		−1	−2						−1		−1				1
峰町	令和7年	1						1								1				
	令和6年	0																		
	増減	1						1								1				
森	令和7年	19		2	3	3		8			1	2			2	3	3	1	2	3
	令和6年	14						12				6			2	4	1		1	1
	増減	5		2	3	3		−4			1	−4				−1	2	1	1	2
森が丘	令和7年	2						2	1							1				
	令和6年	0																		
	増減	2						2	1							1				
洋光台	令和7年	25		1	3	2	1	17	1		2	1		1	5	7				4
	令和6年	28		1	1	1		18				6	1	2	6	3	3		3	5
	増減	−3			2	1	1	−1	1		2	−5	−1	−1	−1	4	−3		−3	−1

磯子警察署管内の人身交通事故発生状況

令和7年5月号

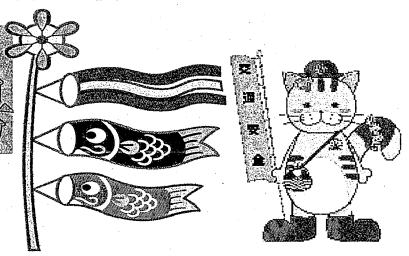

1　発生件数

	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	83	3	91
前年累計	66	0	75
前年比	+17	+3	+16

＊令和７年 ４月末現在

磯子警察署管内の４月中の交通事故の発生は前年比プラスで、さらに神奈川県内の交通死亡事故件数は全国ワースト１位となっています。自動車や二輪車だけでなく、交通事故が増えています。みんなで交通ルールを守って交通事故を減らしましょう。

2　類型別発生件数

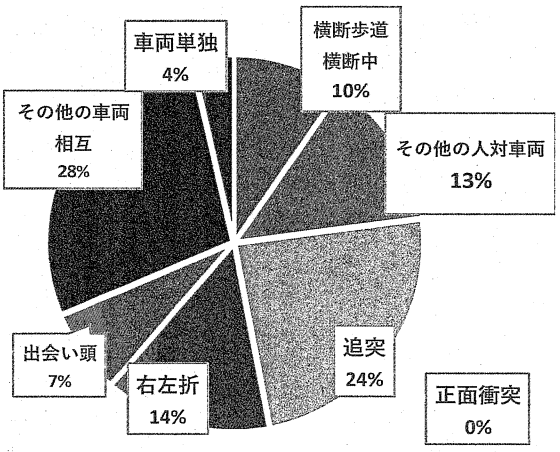

車間距離を保って走行し、自転車や人との事故に注意しましょう。

3　路線別発生件数

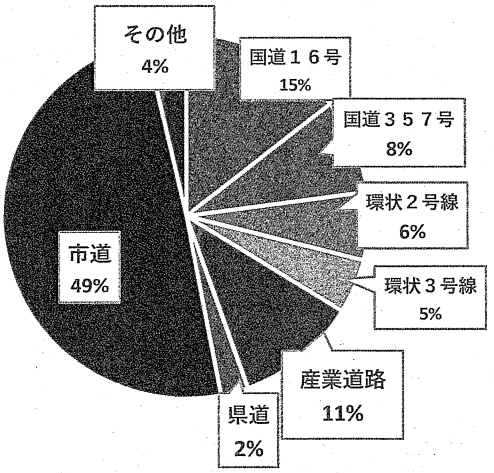

幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

4　二輪車の事故

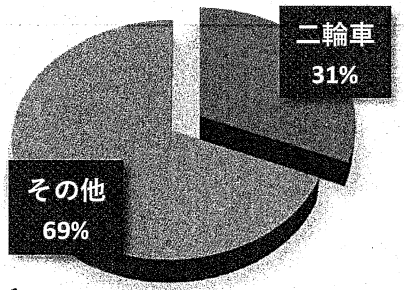

※全事故のうち二輪車が含まれる割合

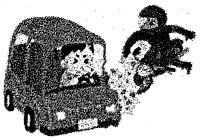

5　自転車の事故

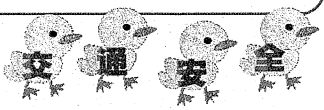

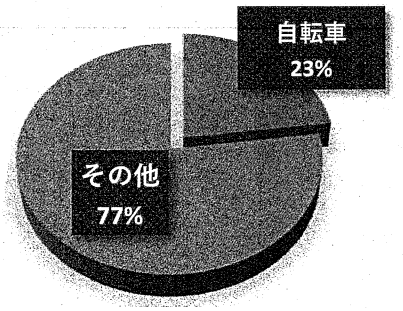

※全事故のうち自転車が含まれる割合

＊バイクは正面からだと速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。
＊自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。

気温差の激しい日もあり体調を崩しやすい気候ですが、体調管理も安全運転に必項です。無理をせず、自分の体調と相談し、安全に運転できる日に運転してください。

安全は心と時間のゆとりから

特殊詐欺にも注意しましょう！

磯子区のみなさんへ

自転車安全利用五則

1　車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則。
歩道を通行する場合は歩道の中から車道寄りの部分を通行しなければならない。
歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

2　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機がある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。
信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。
また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

3　夜間はライト点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射材）をつけなければならない。

4　飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

5　ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。また、児童または幼児に自転車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。

知っていますか？
特定小型原動機付自転車

詳細は、警察庁ウェブサイト特設ページをご覧ください。

令和５年７月１日から、一定の要件を満たす電動キックボード等が特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されることとなりました。

特定小型原動機付自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶりましょう！

反射材を活用しよう！

車両からの視認距離 ※目安

神奈川県警察

神奈川県警察　交通総務課

公式X

交通総務課では交通安全等の情報発信をしています！
ＱＲコードを読み取ってアクセスしてみて下さい！

磯子警察署マスコットキャラクター

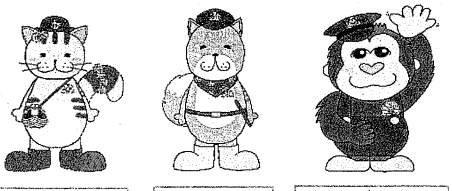

いそにゃん　いそっく　イソゴリくん

磯子区連合町内会長会資料
令 和 ７ 年 ５ 月 16 日
磯　子　消　防　署

令和７年中の火災・救急状況

＜令和７年１月１日から令和７年４月 30 日まで＞

※数値は速報値であり、確定値ではありません。

■　区内の火災発生状況（４月）

４月 29 日（火）磯子区磯子二丁目　建物火災

■　区内の火災件数等

		令和６年	令和７年	増減
火災件数(件)		6	17	11
種別	建物	5	8	3
	車両	1	0	△１
	その他	0	9	9
焼損床面積（㎡）		6	37	31
死者数（人）		0	0	－
負傷者数（人）		0	0	－

■　市内の火災件数等

		令和６年	令和７年	増減
火災件数（件）		232	301	69
種別	建物	161	189	28
	車両	21	17	△４
	その他	50	95	45
焼損床面積（㎡）		2,288	2,204	△84
死者数（人）		13	12	△１
負傷者数（人）		44	45	1

■　区内・市内の救急件数（令和７年中）

・区内 3,651 件（昨年比 △187 件）　・市内 82,076 件（昨年比　△741 件）

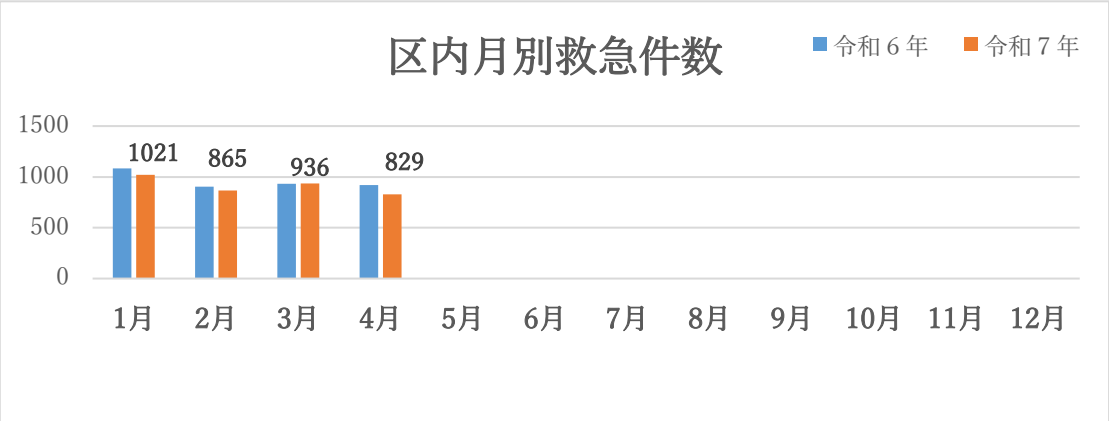

LIVE 映像システム（映像 119）

▹LIVE 映像通信システム（映像119）とはスマートフォンを介して通報者の方と消防司令センターの間で、映像の送受信ができる仕組みです。

▹現場の映像を見た司令課職員が、救急隊到着までの対応についてアドバイスをしたり、救命処置の方法を動画で通報者のスマートフォンに送信することが可能です。

横浜市消防局マスコットキャラクター　ハマくん

地域の訓練等で、取扱方法を練習することができます！

※訓練では消防職員の立ち合いが必要となりますので、事前に磯子消防署総務・予防課予防担当までご相談ください。　磯子消防署　７５３－０１１９

磯子区連合町内会長会資料
令和７年５月１６日
都市整備局防災まちづくり推進課

地震火災対策に係る新規・拡充した支援メニューのお知らせ及び重点対策地域の自治会・町内会やお住まいの皆様への周知・啓発の取組について【情報提供】

趣旨

本市では、令和６年能登半島地震の状況などを踏まえ、令和７年３月に「横浜市地震防災戦略」を刷新し、併せて、大地震時の延焼火災の被害を低減する地震火災対策に関する支援メニューについても、新規・拡充を行いましたのでお知らせします。

また、地震火災の危険性の特に高い重点対策地域（【参考】参照）においては、自治会・町内会やお住まいの皆様に、地震火災リスクや今回拡充した支援メニューを知っていただくため、周知・啓発の取組を実施します。

１　新規・拡充した地震火災対策の支援メニューについて

・別紙１「地震火災対策の支援メニュー一覧」（赤字部分が令和７年度新規・拡充）

２　重点対策地域内にお住まいの皆様へ「個人・家庭向け」支援メニュー一覧の配布

重点対策地域にお住いの各世帯（市内約 11 万世帯）の皆様に対して、「個人・家庭向け」の地震火災対策支援メニュー一覧リーフレットを配布し、制度の周知を行います。

・別紙２「個人・家庭向け」の地震火災対策支援メニュー一覧リーフレット

３　自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充のお知らせ

自治会・町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備費に対する補助について、重点対策地域・対策地域のみであった補助対象地域を全市に拡大しましたのでお知らせいたします。

・別紙３「身近なまちの防災施設整備事業補助」（自治会・町内会向け）

４　重点対策地域を含む各単位会への本市職員の訪問について

今年６月から 11 月末にかけて、事前に訪問の可否を確認の上、本市職員（都市整備局防災まちづくり推進課）が各単位会の会長や定例会に訪問等をさせていただき、地震火災対策の支援メニューや地震火災リスク等についてご説明します。

また、地震火災対策に関心があり、対策を行いたい自治会・町内会については、ご意向や状況に応じて、防災まちづくりの専門家の派遣や防災マップの作成支援、地域の防災設備の整備など、様々なメニューにより支援を行っていきます。

５．お願いしたいこと

【地区連長】本市職員が周知･啓発のため、重点対策地域を含む各単位会へ個別に訪問を行います。所属する各単位会に本市から訪問する前に、事前にご連絡いたします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。

重点対策地域内においては、６月から 11 月末にかけて、本市職員から訪問の可否についてご連絡をさせていただきますので、ご対応をお願いいたします。

裏面あり

【参考】重点対策地域・対策地域について

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として、延焼危険性が高い地域を対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

重点対策地域、対策地域の区域図

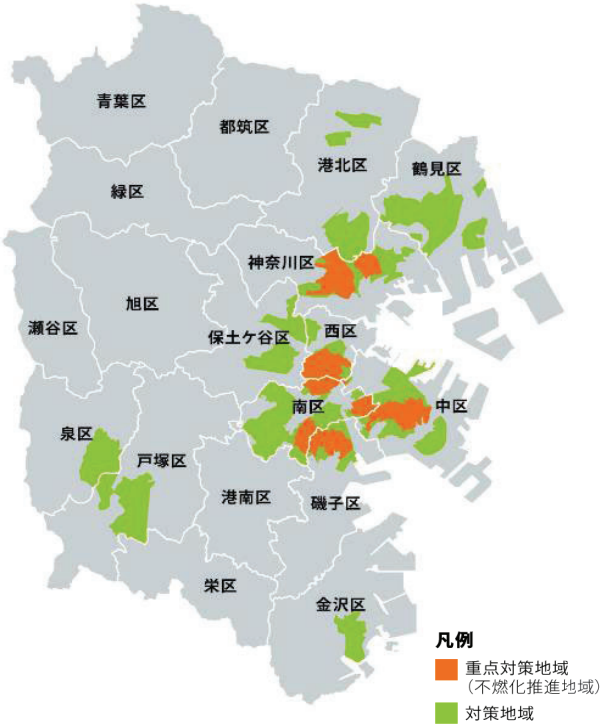

（磯子区）重点対策地域・対策地域を含む町丁目

町丁目	重点対策地域：● 対策地域　：■ を含むもの
磯子一丁目 ～二丁目	■
磯子八丁目	●
岡村一丁目 ～六丁目	●
岡村七丁目	■
滝頭一丁目 ～三丁目	●
中浜町	●
久木町	●
広地町	●
丸山一丁目	■
丸山二丁目	●

「地震火災対策」の市ウェブサイト

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/jishinkasai/

都市整備局防災まちづくり推進課
担　　当　大野、瓦谷
電　　話　671-3595
F　A　X　663-5225
電子メール　tb-bousai@city.yokohama.lg.jp

地震火災対策の支援メニュー一覧

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか？

自治会・町内会など地域団体向け

赤字下線部は令和７年度から新規・拡充した支援メニュー

各支援メニューの詳細はこちら（リンク集）

重点対策地域・対策地域とは？

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

【重点対策地域】
神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

【対策地域】
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ケ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部

詳細はこちらをご覧ください

別紙１

お悩み事		支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。 重点対策地域 / 対策地域 / その他の地域	お問合せ先☎ 市外局番は「045」です。
防災まちづくりの活動を行いたい	地震火災リスクや避難ルートを知りたい 地域の防災施設や整備計画を検討したい	検討に必要なまちづくりの専門家の派遣、活動費用の一部を補助	都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595
	地域の防災活動の費用を支援してほしい	【町の防災組織活動費補助金】 町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用を、各団体の申請世帯数等に応じて支給します。（１世帯160円）	各区役所総務課（防災担当）
防災設備を整えたい	初期消火器具（スタンドパイプ等）を設置したい	【初期消火器具整備費補助金】 初期消火器具設置費用の一部を補助します。 <u>＜新規設置＞ 上限額　27万円 補助率　9/10</u> ＜新規設置又は更新設置＞ 上限額　20万円 補助率　2/3 ＜一部更新設置＞　上限額７万円　補助率２/３	お住いの区の消防署 ＜重点対策地域のある５区は、以下のお問合せ先へ＞ 神奈川消防署　☎316-0119 西消防署　☎313-0119 中消防署　☎251-0119 南消防署　☎253-0119 磯子消防署　☎753-0119
	防災倉庫や避難案内看板等を設置したい 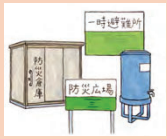	【身近なまちの防災施設整備事業補助】 自治会・町内会等が整備する防災広場、避難経路、防災施設の整備費用を補助 上限額　50万円 補助率　9/10 <u>上限額　25万円 補助率　1/2</u>	都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595
地震火災の燃え広がりを防ぎたい	私有地をまちの防災広場として整備したい 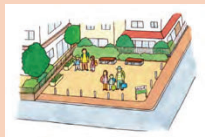	上限額　150万円 <u>補助率　10/10</u> 上限額　150万円 補助率　9/10 <u>上限額　75万円 補助率　1/2</u>	
発災時スムーズに避難できるようにしたい	避難用の扉や手すり等を整備したい	上限額 １．行き止まり改善　30万円 ２．中心杭等の設置　50万円 ３．手すり等の安全対策　50万円 補助率　9/10 <u>上限額 １．15万円 ２．25万円 ３．25万円 補助率　1/2</u>	
	地域でまとまって狭い道路を拡幅したい	【狭あい道路拡幅整備事業（路線型）】 「まちづくりコーディネータ」を派遣し、「整備促進路線」に指定された道路の拡幅に向けた話し合いや、地権者の合意形成をサポートします。 話し合いの内容に沿って、市が後退用地の測量・整備（主な整備内容：塀等の除去、移設、道路の舗装等）	建築局建築防災課 （狭あい道路担当） ☎ 671-4544

個人・家庭向け

赤字下線部は令和７年度から新規・拡充した支援メニュー

※1　対策地域のうち、防災まちづくり計画策定地区に限る
※2　昭和56年5月以前に建築されたもの
※3　昭和56年６月～平成12年５月末に建築されたもの
※4　過去２年間、世帯員全員の住民税が非課税である世帯

お悩み事		支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。			お問合せ先☎ 市外局番は「045」です。
		重点対策地域	対策地域	その他の地域	
建築物の解体・新築・改修をしたい	部分的に改修し延焼火災から命を守りたい	【建築物開口部不燃化等改修事業補助】⇒「お問合せ先」① 防火性能・断熱性能の高い窓等への改修費用を補助します。（上限100万円/棟、複数回に分けて申請可）			①都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595 ②建築局建築防災課 （耐震事業担当） ☎ 671-2943
		上限額100万円 補助率3/4	※1の地域 上限額100万円 補助率2/3		
	燃えにくい建築物を建築したい 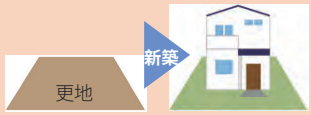	【建築物不燃化推進事業補助】⇒「お問合せ先」① 解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ上限150万円（最大300万円）まで補助します。			
		上限額150万円 補助率　3/4	※1の地域 上限額150万円 補助率　2/3		
	老朽建築物の解体したい 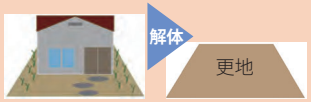	上限額150万円 補助率　3/4	※1の地域 上限額150万円 補助率　2/3	【住宅除却補助】⇒「お問合せ先」② 左記以外の地域で木造住宅の解体費用を補助します。 旧耐震基準（※2）：上限50万円 新耐震基準（※3）：一般世帯　上限20万円 非課税世帯（※4）上限 40万円	
	木造住宅（平成12年５月末以前に建築）を耐震改修したい	【木造住宅耐震改修促進事業】⇒「お問合せ先」② 平成12年５月以前に建築され、耐震性の無い木造住宅の改修工事費用の一部を補助します。			
		一般世帯　：上限115万円 非課税世帯(※4)：上限155万円			
地震時の出火を防ぎたい	感震ブレーカーを取り付けたい 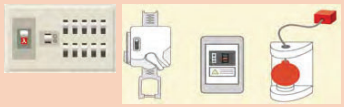	【感震ブレーカーの設置・取付支援】 「簡易タイプ」の購入費を全額又は一部補助し、自宅へ送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。			船山株式会社 ☎ 0120-993-918 総務局地域防災課 ☎ 671-3456
		器具代全額補助	器具代上限額2,000円/個 補助率　1/2		
	家具転倒防止器具を取り付けたい 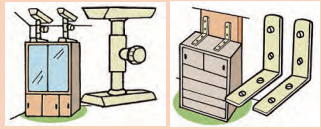	【家具転倒防災器具の取付支援】 高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、購入費の全額又は一部を補助し、機器の取付支援をします。			株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 ☎ 03-5438-5511 総務局地域防災課 ☎ 671-3456
		設置費全額補助	器具代上限額2,000円/個 補助率　1/2		
発災時スムーズに避難できるようにしたい	危険なブロック塀を改善したい	【ブロック塀等改善事業】 道路等に面するブロック塀等について、①除却工事、及び②除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事費用を補助します。			建築局建築防災課 （事務担当） ☎ 671-2930
		上限額　①②併せて最大50万円			
	自宅前の狭い道路を拡幅したい	【狭あい道路拡幅整備事業（一般型）】 「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。			（狭あい道路担当） ☎ 671-4544
		補助対象（上限単価あり）→拡幅部分の舗装費、拡幅部分にある支障物の撤去費			
建物の安全性を確認したい	建物の耐火性や耐震性を確認したい	【木造住宅安全相談事業】⇒お問合せ先① 耐火・耐震性等の確認のため、専門家を無料派遣 （重点対策地域及び※1の地域）		【木造住宅耐震診断士派遣】⇒お問合せ先② 耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣 （左記以外の地域）	①都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595 ②建築局建築防災課（耐震事業担当） ☎ 671-2943

地震火災で危険なところのイメージ

重点対策地域とは

平成24年の地震被害想定をもとに、地震時の火災による延焼危険性の特に高い地域として、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施している地域です。

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部の地域を指定しています。

詳細はこちらをご覧ください

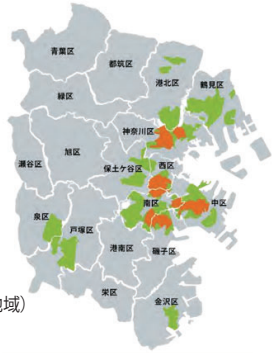

お問い合わせ

横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課

TEL 045-671-3595　FAX 045-671-3595

※受付時間・・・平日 8:45～12:00 / 13:00～17:15

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10 市庁舎29階

横浜市　地震火災対策

OPEN YOKOHAMA

重点対策地域内の皆様へ 横浜市からのお知らせ

別紙２

大地震の被害想定

その7割は火災によるものです。

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか？

横浜市では、令和７年度から地震火災対策の支援メニューを新規・拡充して、対策を加速させます！

写真提供：神戸市

令和７年度から新規・拡充する個人・家庭向けメニュー

新規メニュー

延焼火災から命を守りたい

除却・建替え補助に加え、部分的な改修補助を新設

窓などの不燃化（防火）改修
上限100万円補助

火災に強い窓改修で避難時間を確保

拡充メニュー

地震の出火を防ぎたい

これまで補助率1/2だったものを拡充

通電火災を防ぐ感震ブレーカーの器具代全額補助

地震時に自動でブレーカーを落とし、通電火災を防止

これまで器具の取付支援のみだったものを拡充

高齢者・障害者等の世帯へ家具転倒防止器具の設置費全額補助

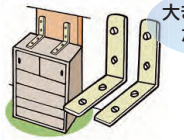

大きな家具の転倒から命を守る

建築物の安全性を確認したい

旧耐震住宅※のみだった補助対象を拡充

平成12年5月以前の木造住宅へ無料診断や耐震改修補助

※昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅

耐震補強で家の倒壊を防ぐ

耐震補強工事の例

重点対策地域※1の主な個人・家庭向け地震火災対策支援メニュー

※1　【重点対象地域】：神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部（詳しくは裏面に記載）
※2　過去２年間、世帯員全員の住民税が非課税である世帯

お悩み事		支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。		お問合せ先☎ 市外局番は「045」です。
建築物の解体・新築・改修をしたい	延焼火災から命を守りたい	不燃性能・断熱性能を強化する窓等の改修支援	防火性能・断熱性能の高い窓等への改修費用を補助します。（上限100万円/棟、複数回に分けて申請可）	都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595
	老朽建築物の解体したい 燃えにくい建築物を建築したい	老朽建物の解体や耐火性の高い建築物の新築支援	解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ上限150万円（最大300万円）まで補助します。	
	木造住宅（平成12年５月末以前に建築）を耐震改修したい	大地震時の建物倒壊等を防ぐ耐震改修支援	耐震改修工事費用を補助 一般世帯　：上限115万円 非課税世帯※2　：上限155万円	建築局建築防災課（耐震事業担当） ☎ 671-2943
地震時の出火を防ぎたい	感震ブレーカーを取り付けたい	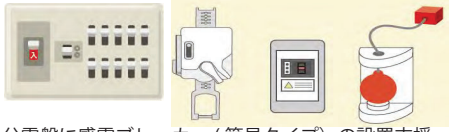 分電盤に感震ブレーカー（簡易タイプ）の設置支援	「簡易タイプ」の購入費を全額補助し、機器を自宅に送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。	船山株式会社 ☎ 0120-993-918 総務局地域防災課 ☎ 671-3456
	家具転倒防止器具を取り付けたい	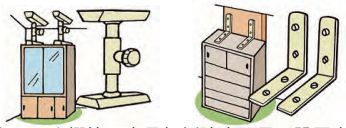 タンスや棚等に家具転倒防止器具の設置支援	高齢者・障害者等のみの世帯へ、購入費を全額補助し、機器の取付支援をします。	株式会社アイリスプラザ　ユニディ狛江店 ☎ 03-5438-5511 総務局地域防災課 ☎ 671-3456
発災時スムーズに避難できるようにしたい	危険なブロック塀を改善したい	ブロック塀等の除却、改善工事の支援	除却工事、及び除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事費用を補助します（上限50万円）	建築局建築防災課（事務担当） ☎ 671-2930
	自宅前の狭い道路を拡幅したい	狭あい道路の拡幅整備の支援	「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。	（狭あい道路担当） ☎ 671-4544
建物の安全性を確認したい	建物の安全性を確認したい	耐火性能や耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣します。		都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595

すでに多くの人が始めています！

※3　令和4年度時点の累計

感震ブレーカー
約2万戸※3のご家庭が補助を受けて設置しました！

解体・新築
約2千軒※3が補助を利用して建て替えられました！

初期消火器具
約350基※3を自治会町内会等が新たに設置しました！

各支援メニューの詳細はこちら（リンク集）

手続の流れ

工事等の契約前と完了後に、手続が必要となります。

事前相談
- 補助要件等について、必ず事前に相談をしてください。
  - 手続には一定の期間が必要になりますので、計画の早い段階で問い合わせをお願いいたします。
  - 補助は予算内で実施するため、受付を締め切る場合があります。
  - 申請には、整備の内容により、「維持管理等に関する協定書」「中心を確定する確認書」等が必要になります。

補助金の交付申請
- 事前相談後、工事等の内容が決まり、準備ができましたら、契約・着手前に、「補助金交付申請書」を提出してください。

補助金の交付決定［市］
- 補助要件等の適合の確認後に、「補助金交付決定通知書」を交付します。

工事等の契約・着手
- 補助金の交付決定後に、工事等の契約・着手を行ってください。

完了の報告
- 工事等の完了後に、「完了報告書」を提出してください。

補助金額の確定［市］
- 補助要件等の適合の確認後に、「補助金額確定通知書」を交付します。

補助金の交付請求
- 補助金額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出してください。
  指定の口座に補助金を入金します。

ご注意

- 補助対象となる工事等は、原則、単年度で完成するものに限ります。
- 他の補助金との重複はできません。また、過去に他の補助金により事業を行っている場合、補助の対象外となることがあります。
- 補助金の交付決定より前に行った契約による工事等や、法令に適合しない工事等は補助の対象とはなりません。
- 補助対象となる工事等は市内事業者に発注してください。
  （原則として2者以上の市内事業者からの見積徴収を行ってください。）
- 補助要件等の適合の確認のため、工事着手前、工事中及び工事完了後の写真が必要となりますので、お撮り忘れのないようお願いします。

「地震火災対策計画」に関するその他の補助制度

初期消火器具整備費補助金

■概要
地域の皆様にも容易に取り扱えるスタンドパイプ式初期消火器具などの設置補助と取扱指導を行います

■対象
市域全域

■補助率・補助上限額
補助率　3分の2
上限　20万円
※重点対策地域（不燃化推進地域）に該当する町丁目
補助率　10分の9
上限　27万円

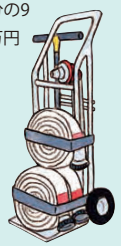

問合せ
■各消防署

OPEN YOKOHAMA
横浜市都市整備局
防災まちづくり推進課
〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10
市庁舎29階
TEL 045-671-3595
FAX 045-663-5225
＜受付時間＞
平日　8：45～12：00
13：00～17：15

横浜市　まちの不燃化　検索

令和7年4月

横浜市の地震火災対策

燃えにくく、住みやすいまちへ

別紙3

身近なまちの防災施設整備事業補助

補助対象が「市域全域」に広がりました！

横浜市では、「燃えにくく、住みやすいまち」の実現に向けた取組を進めています。
地震火災の被害をおさえ、共助による防災活動を活性化するため、**自治会町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）**の整備等に対し補助を行います。

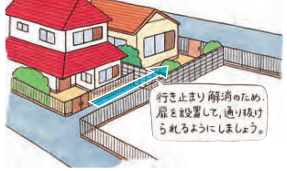

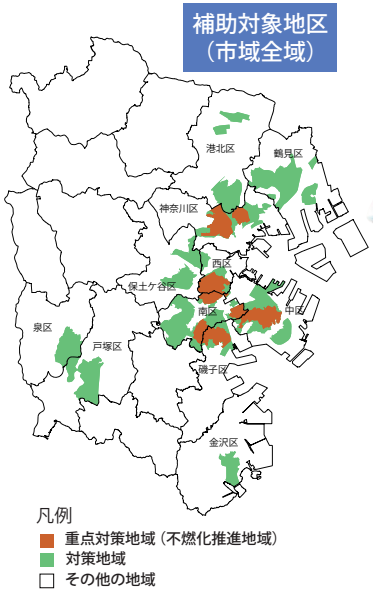

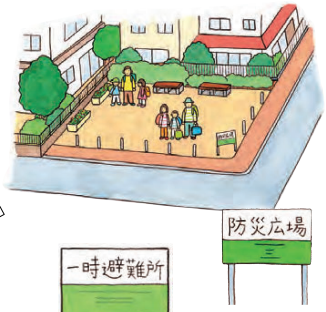

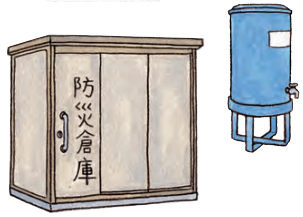

補助対象地区（市域全域）について

「重点対策地域（不燃化推進地域）」、「対策地域」及び「その他の地域」で補助率や上限額が異なります。
どの地区に該当するかは、防災まちづくり推進課ウェブサイトにてご確認ください。

「身近なまちの防災施設整備事業補助」のウェブサイト

■**重点対策地域（不燃化推進地域）**：「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」（令和5年3月）において、「延焼の危険性が特に高い地域」として指定した地域。神奈川、西、中、南、磯子の各区の一部。約1,140ha。

■**対策地域**：「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」（令和5年3月）において、「延焼の危険性が高い地域」として指定した地域。鶴見、神奈川、西、中、南、保土ケ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、泉の各区の一部。約3,960ha。

補助の内容

地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「まちの避難経路」、いっとき避難のできる「まちの防災広場」、災害時に必要な「まちの防災設備」の整備等に対し、補助を行います。

「まちの避難経路」行き止まり改善

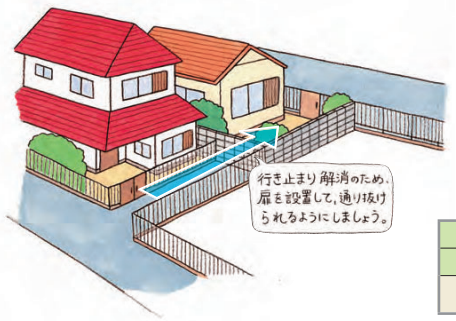

補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等
対 象 者：自治会町内会等の団体又は所有者
主な要件：①10年以上維持管理されること
②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置

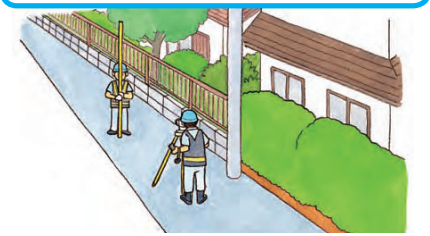

補助対象：まちの避難経路の拡幅に向けた中心線の測量、中心杭等の設置
対 象 者：自治会町内会等の団体又は所有者
主な要件：①10年以上維持管理されること
②事前に関係権利者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること
③私道であること[注1)]

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

注1)「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」による整備促進路線は除きます
注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

「まちの避難経路」安全対策

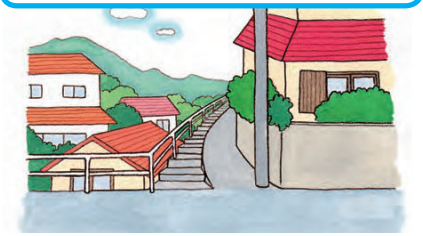

補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消・手すりの設置等
対 象 者：自治会町内会等の団体又は所有者
主な要件：①10年以上維持管理されること
②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

○重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン（防災まちづくりを目的としたものに限る。）に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。

「まちの防災設備」設置

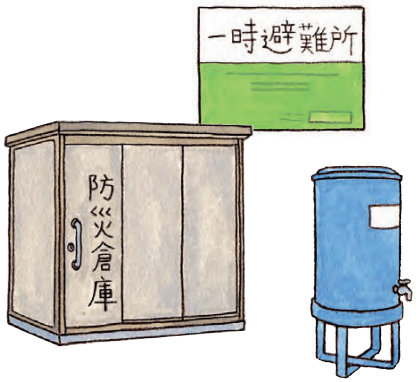

補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等のまちの防災設備の設置
対 象 者：自治会町内会等の団体
主な要件：①10年以上維持管理されること
②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること
④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備

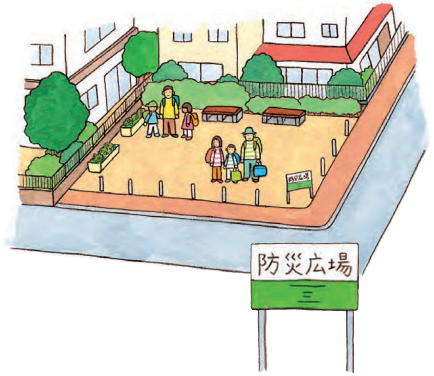

補助対象：まちの防災広場の整備
対 象 者：自治会町内会等の団体
主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること
②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること
③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	150万円
対策地域 注1)	10分の9	150万円
その他の地域	10分の5	75万円

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉

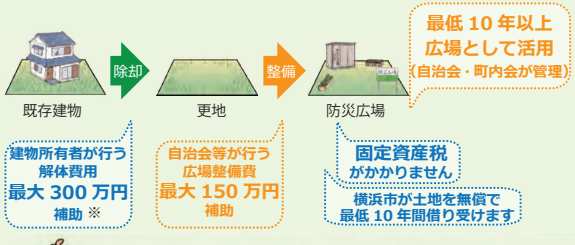

〈老朽建築物等の除却費用の補助〉

	補助率	上限額
重点対策地域・対策地域	10分の10	300万円
その他の地域	—	—

※「その他の地域」は対象外です

市連会５月定例会説明資料
令和７年５月１２日
総務局地域防災課

家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

１　事業の趣旨

自力で家具転倒防止器具を取り付けることが困難な高齢者や障害者等のみで構成される世帯に対し、家具転倒防止器具の取付代行を令和７年６月１日より受付を開始します。

例年の取付代行に加え、令和７年度から、家具転倒防止器具購入費の補助を導入します。地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代も全額補助、それ以外の地域に対しては 1/2、上限 2,000 円補助します。

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

３　補助制度の概要

【申請期間】令和７年６月１日～令和８年１月 31 日

【申請対象】各世帯ごと

【申請要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

４　お問い合わせ先・申込先

株式会社アイリスプラザユニディ狛江店

（横浜市家具転倒防止対策助成事業委託事業者）

TEL：03－5438－5511

FAX：03－5438－5515

総務局地域防災課
担当　海野、寒河江
電話　045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール　so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2018790

料金受取人払郵便

狛江局
承認
918

差出有効期間
令和8年3月
31日まで
（切手不要）

東京都狛江市和泉本町4−6−3

横浜市家具転倒防止対策助成事業
受託事業者
株式会社アイリスプラザ
ユニディ狛江店　行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープでここをしっかり止めてください。

横浜市からのお知らせ　横浜市

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1 取付けを支援します！

＋さらに！

2 今年度からは器具代を補助します！

横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの**高齢者・障害者等のみで構成される世帯**のみなさんは**補助**があります！
器具代を**重点対策地域**は**全額補助！ それ以外の地域**は**一部補助**します！
（神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部）

Step 1 申請の要件を満たしているか確認
※詳細は3ページ参照

Step 2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

Step 3 電子申請で申し込み 5分で完了！
（郵送・FAX でのお申し込みも可能です）

申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日（必着）
※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに

なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。

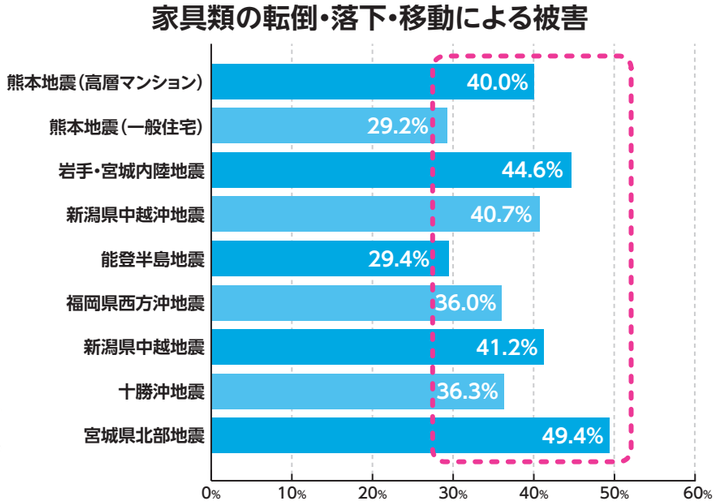

近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁『家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック』より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。

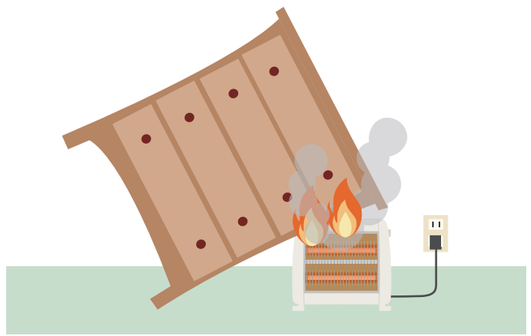

Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。

Check! 家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

（出典：国立研究開発法人 防災科学技術研究所）

横浜市の制度 家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

家具転倒防止器具の取付代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、
家具転倒防止器具の取付を無償で代行します!

申請要件を満たされた方のうち重点対策地域の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を全額補助します

- 対象商品：家具転倒防止器具（4ページの器具）
- 対象：右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額：横浜市が器具代金を全額補助します
  ※予算に達し次第終了

1世帯 家具2つまで

申請要件を満たされた方のうち重点対策地域以外の世帯の方は器具代金を一部補助します

- 対象商品：家具転倒防止器具（4ページの器具）
- 対象：横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額：横浜市が器具代金を一部補助します
  ※予算に達し次第終了
  4ページにてご確認ください

1世帯 家具2つまで

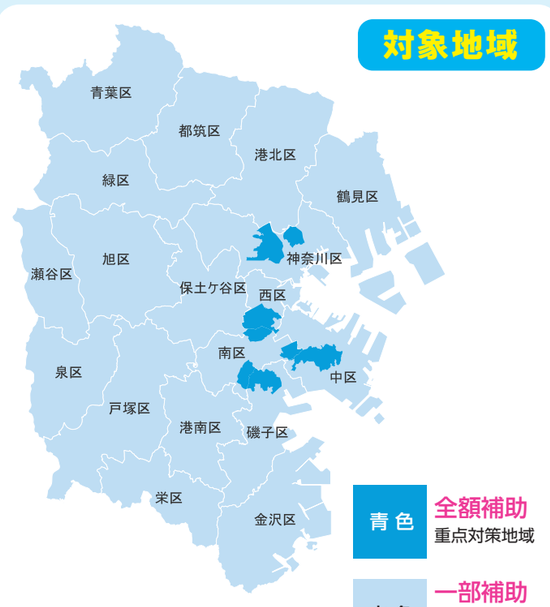

重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

●神奈川区
旭ケ丘
浦島丘
神大寺1丁目
神大寺4丁目
栗田谷
斎藤分町
白幡上町
白幡仲町
白幡西町
白幡東町
白幡南町
白幡向町
中丸
西大口
西神奈川3丁目
二本榎
白楽
平川町
広台太田町
松本町1丁目
松本町2丁目
松本町3丁目
松本町4丁目
三ツ沢上町
三ツ沢下町
三ツ沢中町
六角橋2丁目
六角橋3丁目
六角橋4丁目
六角橋5丁目
六角橋6丁目

●西区
赤門町2丁目
伊勢町1丁目
伊勢町2丁目
伊勢町3丁目
老松町
霞ケ丘
久保町
境之谷
中央1丁目
中央2丁目
西戸部町1丁目
西戸部町2丁目
西戸部町3丁目
西前町2丁目
西前町3丁目
浜松町
東久保町
藤棚町1丁目
藤棚町2丁目
元久保町

●中区
赤門町1丁目
上野町1丁目
上野町2丁目
上野町3丁目
大芝台
大平町
柏葉
北方町1丁目
北方町2丁目
鷺山
竹之丸
立野
千代崎町1丁目
千代崎町2丁目
千代崎町3丁目
千代崎町4丁目
寺久保
西竹之丸
西之谷町
初音町1丁目
初音町2丁目
初音町3丁目
英町
本郷町1丁目
本郷町2丁目
本郷町3丁目
本牧荒井
本牧町1丁目
本牧町2丁目
本牧満坂
本牧緑ケ丘
簑沢
麦田町2丁目
麦田町3丁目
麦田町4丁目
矢口台
山手町
大和町1丁目
大和町2丁目
山元町1丁目
山元町2丁目
山元町3丁目
山元町4丁目

●南区
大岡1丁目
大岡2丁目
大岡3丁目
庚台
唐沢
山谷
清水ケ丘
中村町1丁目
中村町2丁目
中村町3丁目
西中町4丁目
八幡町
伏見町
平楽
南太田1丁目
三春台
若宮町1丁目
若宮町2丁目
若宮町3丁目
若宮町4丁目

●磯子区
磯子8丁目
岡村1丁目
岡村2丁目
岡村3丁目
岡村4丁目
岡村5丁目
岡村6丁目
滝頭1丁目
滝頭2丁目
滝頭3丁目
中浜町
久木町
広地町
丸山2丁目

Step 1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、右記のア～カのいずれかであること

- ア　65歳以上
- イ　身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ　愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ　介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ　中学生以下
  「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度対象となりません。

Step 2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は**2つ**までとなります。

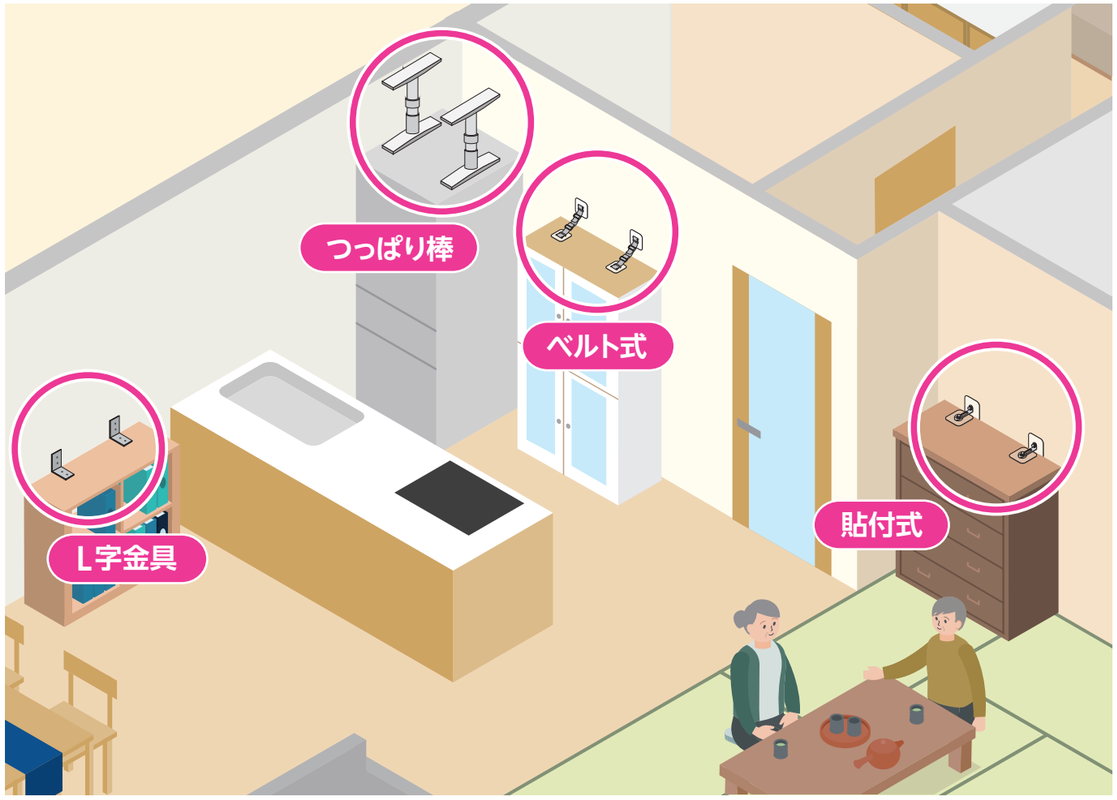

「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」
https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html

注意点 取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 ※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。	取付けの留意事項
つっぱり棒		重点対策地域の方 **無償** 重点対策地域以外の方 小：850円（税込）／個（セット） 中：935円（税込）／個（セット） 大：1,045円（税込）／個（セット）	家具と天井の隙間に取り付けするタイプです。 ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
L型金具		重点対策地域の方 **無償** 重点対策地域以外の方 770円（税込）／個（セット）	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。 軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
ベルト式	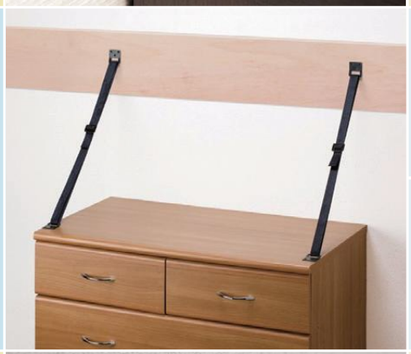	重点対策地域の方 **無償** 重点対策地域以外の方 880円（税込）／個（セット）	壁側にネジで固定します。 壁と本体をベルトで支えるタイプで、「タンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
貼付式		重点対策地域の方 **無償** 重点対策地域以外の方 1,320円（税込）／個（セット）	耐震ゲルマットを使用します。 免震効果が得られ、壁に穴をあける必要がありません。

Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- 郵送：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- FAX：**03-5438-5515** へ送信

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。

▲電子申請二次元コード

取付けまでの流れ

● 混雑状況により申込から取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。

↓

- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店の担当者が連絡いたします。

↓

取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参し、相談のうえ決定します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。（重点対策地域の方は無償です。）
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。

注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

相談・申込先

● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店　〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3

TEL：03-5438-5511　FAX：03-5438-5515　受付時間：平日 10時～17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP

切り取り線

第１号様式（第４条）　　（整理番号）＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿年＿＿月＿＿日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	＿＿＿＿人（下記項目のうち、該当するもの全てに☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 □65 歳以上 □身体障害者手帳等の交付を受けている □愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている □精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている □介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている □中学生以下
住所	重点対策地域にお住まいの方は✓　⇒　□ 〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家　・　借家　　（どちらかに〇をつけてください）

【注意事項等】

●取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
●取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
●ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
●取付代行できる家具は２つまでとします。

【同意事項】

●　①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
●　取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

市連会５月定例会説明資料
令 和 ７ 年 ５ 月 １２ 日
総 務 局 地 域 防 災 課

感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【周知依頼】

１　事業の趣旨

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー（簡易型）」の補助制度が、令和７年６月１日より受付を開始します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。また、取付支援を全市へ拡大します。

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

３　補助制度の概要

【申請期間】令和７年６月１日～令和８年１月31日

【申請対象】各世帯ごと

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付支援】市内全域（高齢者・障害者等のみで構成される世帯）

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

４　お問い合わせ先・申込先

船山株式会社（横浜市感震ブレーカー等設置推進事業委託事業者）

TEL：0120－993－918

FAX：0258－25－2782

メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

総務局地域防災課
担当　海野、山羽
電話　045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール　so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

↓ 折り線①

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

料金受取人払郵便
長岡局
承認
5051
2026年4月
30日まで
（切手不要）

9408790

新潟県長岡市稲保4-720-6
横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
受託事業者
船山株式会社
行

←折り線③

最後にセロテープでここをしっかり止めてください。

→折り線④

↑ 折り線②

横浜市からのお知らせ　横浜市

感震ブレーカーの設置で地震による火災を防ぎましょう

横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは**補助**があります！
重点対策地域は**全額補助**！それ以外の地域は**一部補助**します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認
3ページでご確認！

Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

Step 3 電子申請で申し込み 5分で完了！
（郵送・FAXでのお申し込みも可能です）

申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに！

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火

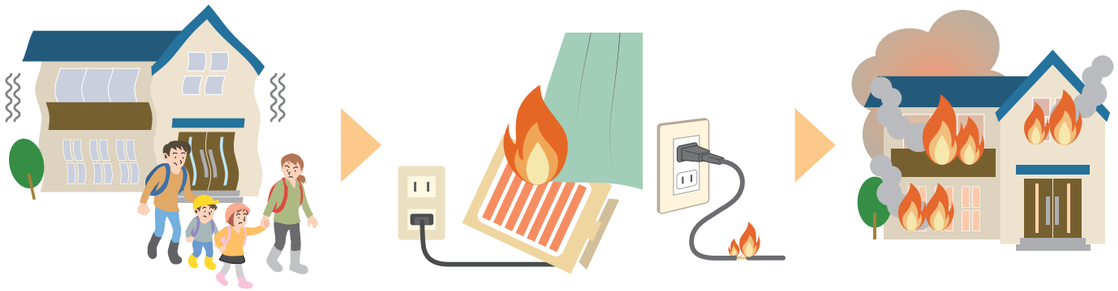

地震発生 停電・避難　　電気の復旧 出火　　火災発生

Point 大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。※

焼失棟数 77,700棟

※横浜市地震被害想定調査報告書（平成 24 年 10 月）より。元禄型 関東地震、冬場の 18 時に発生と想定。

Point 地震火災の６割以上は「電気」が原因※です。

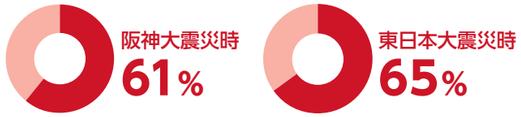

※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

横浜市の制度を Check!

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

Check! 横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

対象商品	感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
申請要件	右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
申請者負担額	横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

対象商品	感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
申請要件	横浜市内にお住まいの世帯の方
申請者負担額	3～4 ページにてご確認ください。 ※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

申請要件

同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること

ア. 65 歳以上
イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64 歳以下の方」がいる世帯については イ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000 件（先着順）

対象地域

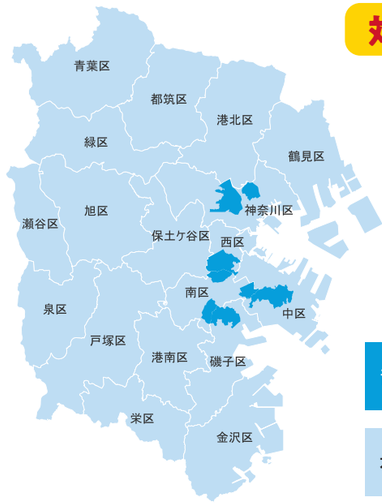

青色 全額補助 重点対策地域

水色 一部補助 横浜市全域が対象地域

重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

●神奈川区	●西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ケ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ケ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ケ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	本郷町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川3丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧満坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ケ丘	●磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	簑沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	●中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	鷺山	●南区	広地町
	竹之丸	大岡1丁目	丸山2丁目
	立野	大岡2丁目	

Step 1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認 してみましょう

分電盤の近くにこのような器具はついていますか?

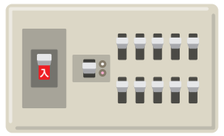

分電盤

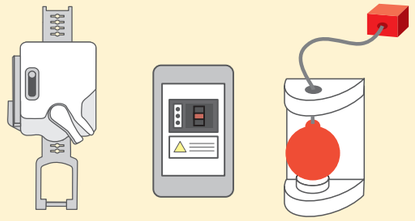

※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

コンセントの近くにこのような器具はついていますか?

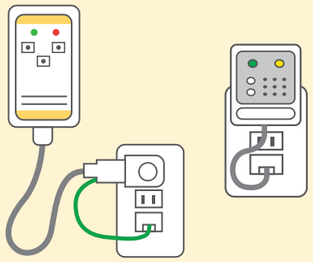

Check Point !

器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。

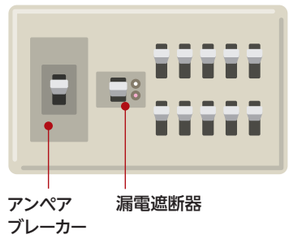

- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか?
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか?
- 漏電遮断器が付いているかどうか?
- コンセントにアース端子があるかどうか?

Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください!

コールセンター：0120-993-918
メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	バネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボールⅢ	Ki感震センサー（アース線タイプ、3端子タイプを選択）
写真	製品の詳細はこちら▼	製品の詳細はこちら▼	製品の詳細はこちら▼	製品の詳細はこちら▼
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行き 55	メーカーのホームページでご確認ください。	縦 58× 横 34× 奥行き 28	縦 111× 横 30× 奥行き 45
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21　TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー　TEL：03-3823-6220	ケー・アイ技術(株)　TEL：0598-20-8858
重点対策地域	無償	無償	無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円(送料・税込)	申請者負担額 2,700円(送料・税込)	申請者負担額 1,700円(送料・税込)	申請者負担額 3,900円(送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	・本体を地面と垂直に設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない（ふたを開けたままであれば取付けできる）。	・本体を地面と垂直に設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤に対応（コード部分の隙間が必要である） ・壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可	・分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・本体を地面と垂直に設置 ・ふた付きの分電盤に対応（ひも部分の隙間は空けておく必要がある）	・漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・壁付けするためのスペースが必要 ・壁へのネジ止めが必要 ・アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要 ・アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・100V のコンセントに差込み ・適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA 以下

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください　「横浜市感震ブレーカー HP」
https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html

Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- 郵送：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- FAX：**0258-25-2782** へ送信
- E-mail：**yokohama-kanshin@funayama.co.jp**

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。

▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。

配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
- 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
- 届いた器具をご自身で取付けしてください。

※配送後に器具の返品や返金はできません。

取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時での対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者がご連絡します。

取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)

注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社　〒940-8577 新潟県長岡市稲保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918　FAX：0258-25-2782　E-mail：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

横浜市総務局危機管理室地域防災課　令和7年5月発行

第１号様式(要綱第４条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利　用　申　請　書

年　月　日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は✓ ⇒ □　チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 横浜市　　区		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	**FAX 番号** **メールアドレス** **※お持ちの方のみ**	

希望する助成制度（必ず、申請する制度に✓を入れてください）

□ 器具配送

□ 器具＋器具取付

(要件：同居者全員が 65 歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)

希望する感震ブレーカー（いずれか1つ、希望する製品に ✓を入れてください）

※重点対策地域の方は無償です。

□ ヤモリ……1,800 円
□ ヤモリ・デ・セット……2,700 円
□ スイッチ断ボール……1,700 円
□ Ki感震センサーアース線タイプ……3,900 円
□ Ki感震センサー3端子線タイプ……3,900 円

取付希望日 **(取付支援を選択の方)**	投函日・送付日より 30 日後以降 月　日	**取付希望時間帯**	□ 午前　・　□ 午後 9時 ～ 12 時　12 時 ～ 18 時

3. 同意事項（同意の上、「はい」に〇を付けてください。）→ はい

- 当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- 配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- 横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- 感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません（停電に備えたバッテリーを備えています）。
- 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています（賃貸にお住まいの方のみ）。
- 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

市連会５月定例会説明資料
令和７年５月１２日
総務局緊急対策課

よこはまテレビ・プッシュについて【掲示依頼】

１　事業の趣旨

横浜市では昨年度からテレビを使った情報伝達サービスに対して補助金を交付する事業を開始し、今年度も継続して補助を実施します。

つきましては、町内会掲示板にチラシをご掲出いただき、災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方へ、補助制度が周知されるよう情報提供をお願いします。

２　お願いしたいこと

【区連長】　ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。
掲示についてご協力をお願いします。

３　補助制度の概要

(1) 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

(2) 対象者

「横浜市民」　かつ　「災害情報の取得に不安を感じている方」

(3) 補助額

初期費用　28,600 円（税込）
（内訳）専用機器代金　16,500 円（税込）
設置設定費用　12,100 円（税込）

(4) その他費用

サービス利用料として、月額 550 円（税込）がかかります。（※）
（※）ご利用には、インターネット環境が必要になります。

４　お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イッツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。
（電話）　03-6670-2114（受付時間 9:30～18:00 土日祝 除く）
（メール）　info@itscom.jp

総務局緊急対策課
担当　中尾、山口
電話　045-671-2143 /FAX 045-641-1677
ﾒｰﾙ　so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp

災害情報をテレビにお知らせ

横浜市

横浜市からお知らせ

災害情報の取得に不安を感じている方のために

よこはまテレビ・プッシュ

よこはまテレビ・プッシュを設置すると・・・

- ご自宅のテレビで災害時の緊急情報を受け取れます。
- 緊急情報（緊急地震速報など）が発表されると、テレビの電源を自動で起動してお知らせします。
- その他、降雨アラームや電車運行情報などの日頃の生活に役立つ情報も配信します。

横浜市が初期費用28,600円（税込）を全額補助！
月額550円（税込）で利用できます！

よこはまテレビ・プッシュの補助金について

事業目的	緊急地震速報などの情報が即時かつ的確に届き、迅速な避難行動がとれるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。
対象者	横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方
補助内容	初期費用28,600円（税込）（専用端末代、設置設定費）を横浜市が全額補助 ※補助上限に達し次第終了

※ よこはまテレビ・プッシュはイッツ・コミュニケーションズ株式会社のサービスです。
※ 初期費用とは別に、毎月550円（税込）の利用料がかかります。
※ よこはまテレビ・プッシュのご利用には、インターネット環境が必要です。

お申込み・お問い合わせ：
イッツ・コミュニケーションズ株式会社
☎ 03-6670-2114（9:30-18:00 土日祝 除く）

事業に対するお問い合わせ：
横浜市総務局緊急対策課
☎ 045-671-2143（9:00-17:00 土日祝 除く）

市連会５月定例会説明資料
令和７年５月１２日
市民局区連絡調整課

「デジタルプラットフォーム」を活用した全区での市民意見募集【情報提供】

１　事業の趣旨

今後の施策や事業の参考にさせていただくため、「デジタルプラットフォーム」を活用して、お住まいの区に関する「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」といった自由なご意見・アイデアを募集します。

つきましては、会長様をはじめ、多くの方のご参加をお待ちしております。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

３　全区での市民意見募集の概要

（１）募集期間　６月 11 日(水)10：00～７月 10 日(木)23：59

（２）ご意見・アイデアの投稿先

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/kocho/dp/dp.html

※募集開始日時になりましたら、当ページからのアクセスが可能となります。

４　ご参加いただける方

市内にお住まいの方。

※意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインすることが必要です。

※投稿できるのは、お住まいの区に関するご意見・アイデアです。

５　参考資料

チラシ

市民局区連絡調整課
担当　佐藤、折原、太田
電話 045-671-2088 /FAX 045-664-5295
ﾒｰﾙ　sh-kuren@city.yokohama.lg.jp

市民局広聴相談課
担当　會田、澤川、黒木
電話 045-671-2335 /FAX 045- 212-0911
ﾒｰﾙ　sh-kochosodan@city.yokohama.lg.jp

2027年は磯子区制100周年　～未来にはばたく磯子　100周年ありがとう～

デジタルプラットフォームでアイデア募集！

あなたのアイデアで磯子区をもっとよくしませんか？

お住まいの磯子区について「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」ということをデジタルプラットフォーム「Surfvote」にご投稿ください！

今後の施策や事業の参考にさせていただきます。

特にこんなアイデアをお待ちしています！

区制100周年を迎える2027年に向け、**地域がさらに元気になるようなアイデア**

GREEN×EXPO 2027をより身近に感じられる取組に関するアイデア

実　施　期　間

6.11（水）▶7.10（木）

投　稿　方　法

「Surfvote」上で事前にユーザー登録をして、ログインすることが必要です。サイト内の「利用規約」を確認・同意のうえで、ご投稿ください。

詳しくはこちら＞＞＞

お問合せ

区役所での意見募集について：市民局区連絡調整課　Tel.045-671-2088　Fax.045-664-5295
意見募集プラットフォームについて：市民局広聴相談課　Tel.045-671-2335　Fax.045-212-0911
磯子区役所の事業について：磯子区区政推進課　Tel.045-750-2331　Fax.045-750-2533

「Surfvote（サーフボート）」について

Surfvote

Surfvote では、さまざまな政策や課題（イシュー）について知り、自分の考えや立場に基づき意見・アイデアを投稿し、他の人の意見を傾聴し評価することもできます。

■ **意見投稿の画面イメージ**　※　区に関するご意見は、「市民からの提案」などでも、引き続きお寄せいただけます。

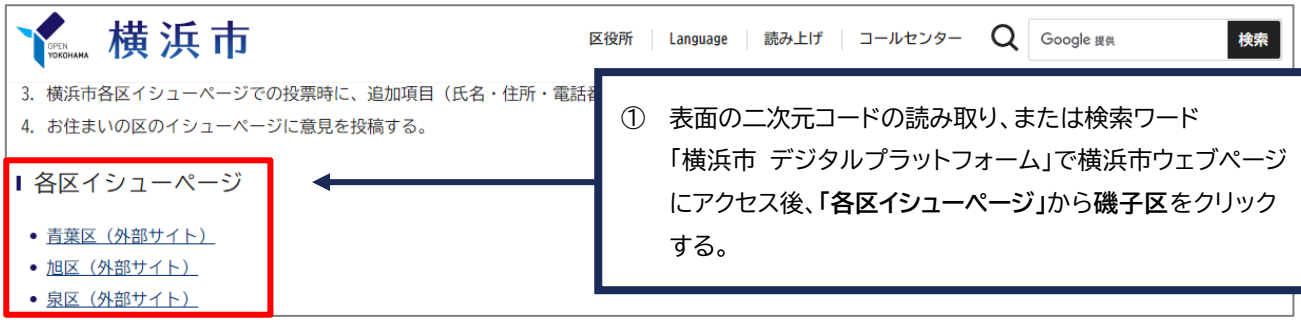

① 表面の二次元コードの読み取り、または検索ワード「横浜市　デジタルプラットフォーム」で横浜市ウェブページにアクセス後、「**各区イシューページ**」から**磯子区**をクリックする。

② ユーザーの新規登録を行い、ログインをする。

③ ログイン後、磯子区のイシューページで「磯子区に関するご意見・アイデア」をクリックし、**追加項目（ 氏名 / 住所 / 電話番号 /メールアドレス / 年齢 ）の登録**を行う。

※ 追加項目で登録された内容は公表されません。

④ ③で登録したメールアドレスに送付された本人確認メールを開き、認証 URL をクリックし、本人確認を完了する。

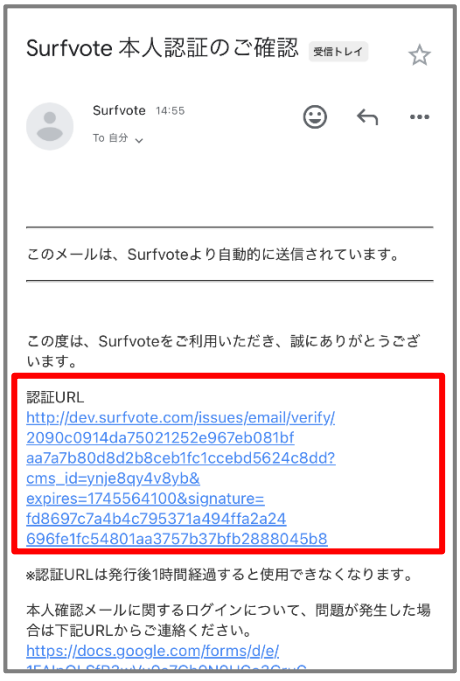

<イシューページに遷移>

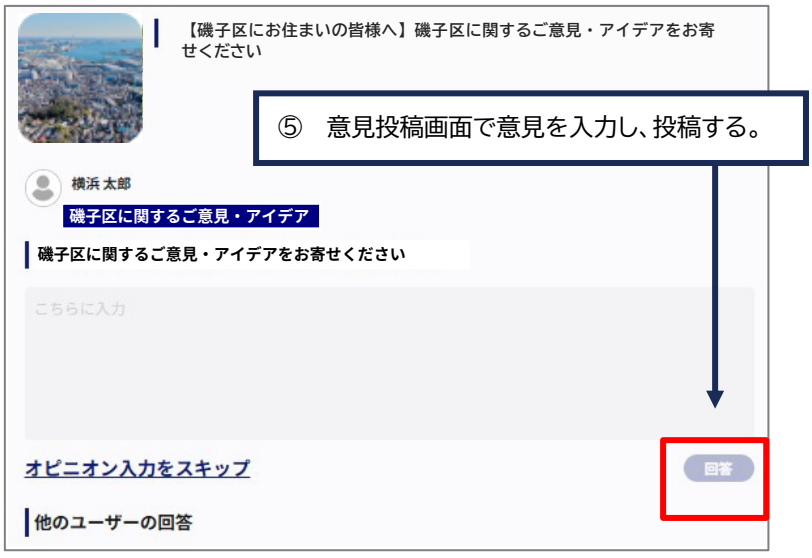

⑤　意見投稿画面で意見を入力し、投稿する。

鋼管ポール防犯灯の全数点検について
【お知らせ】

市連会５月定例会説明資料
令和７年５月12日
市民局地域防犯支援課

（１）鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御協力について

横浜市で維持管理している、市内約２万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。

・点検スケジュール：令和７年６月～令和８年１月

・点検業者：株式会社カワデン

横浜市　鋼管ポール調査

発行：横浜市 市民局　地域防犯支援課

※　点検の際、作業員は横浜市の腕章（青）を着用し、証明書を持参します。

※　点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。

※　点検結果は別途お知らせします。

穴があいていたら即時撤去し、お知らせします。

見守り活動により、劣化したポールを発見した場合は、情報提供をお願いします。

① 近くに、灯具を設置できる電柱があれば、移設出来ます。

⇒ 移設に関する書類の提出をお願いします。

② 鋼管ポールの建替え等については、別途協議（*）させて頂きます。

＊ 現在、鋼管ポールを建替える場合は、基礎を大きく（直径 50cm 地中深 1m）する必要があるため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に建替えできない場合もあります。

（２）電線の安全確保について

併せて、市で管理する電線（鋼管ポール同士をつなぐ電線）についても点検します。

① 電線に樹木が接触している場合や、草木が絡みついている場合は電線を一時撤去し、お知らせ致します。

② 土地所有者や自治会町内会により、樹木や草木の剪定をしていただきましたら、電線を復旧致しますので区の地域振興課までご連絡下さい。

裏面に、「緊急補助金」を活用した地域による灯りの確保について、記載しています。

（3）地域の防犯力向上緊急補助金を活用した灯り（センサーライト）の設置方法

① 設置場所の検討・決定

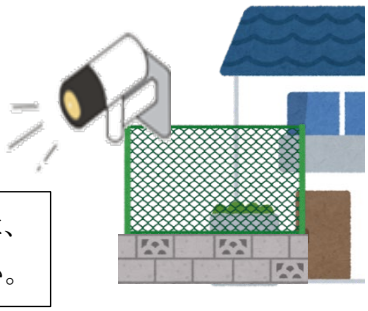

自治会町内会でどこに設置するかを話し合い、決定します。
設置例：民家のフェンスやベランダにセンサーライトを設置し、公道を照らす。
注意：灯具を設置する際には、特に付近にお住まいの方へ、事前に説明し、了承してもらうことが大切です。

取組の参考となる防犯関連サイトは、
左下の QR コードからご覧ください。

② 設置許可の取得

設置する場所の土地所有者へ設置許可（占有許可）を取ります。
例：公道の場合は区土木事務所、私有地の場合は土地所有者等

③ 商品の購入・工事委託

商品を購入（または工事委託）し、自治会町内会宛の領収書をもらいます。

④ 申請書類の提出

受付センターに申請書、領収書を提出します。**(10/31 期限)**

⑤ 決定通知の受領・請求書の提出

申請書類を提出したら、決定通知と共に請求書が自治会町内会へ届きます。
請求書を受付センターに提出します。**(12/26 期限)**

⑥ 補助金の振り込み

請求書に記載の口座に補助金が振り込まれます。
※センサーライト設置後にかかる維持管理費（電気代など）については、地域活動推進費補助金の対象となります。

お問合せ：防犯緊急補助金受付センター（市委託事業者） ☎ 045-550-5125

【参考】 検索　地域の防犯力向上緊急補助金 ※ 申請様式や防犯関連サイトを掲載しています。

<担当>
横浜市市民局地域防犯支援課
電　話：045-671-3709　FAX：045-671-0734
E-mail：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp
鋼管ポール防犯灯全数点検調査に関すること：石橋、伊藤
地域の防犯力向上緊急補助金に関すること　：小野寺、早野

市連会５月定例会説明資料
令和７年５月１２日
市民局地域活動推進課

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

１　趣旨

４月１日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシが完成しましたので、配付します。引き続き、補助金の活用について御検討ください。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
　　定例会等で情報提供をお願いします。

３　チラシについて

別添のとおり

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
・申請期間：令和７年４月１日（火）～９月 30 日（火）

予算上限に達し次第、
受付を終了します。
申請はお早めにお願いします。

・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	２／３	60 万円
省エネエアコン	２／３	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	２／３	200 万円 ※2

※１ 電球形ＬＥＤランプのみの交換も対象
※２ いずれかの実施も可。
（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。
また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市　会館脱炭素　検索

(市 WEB ページ)

補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社　街づくり事業課（事務委託先）
電　　話：０４５－４５１－７７４０
受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課
担当　佐藤、髙橋、笹尾
電話　045-671-2317 /FAX 045-664-0734

横浜市　自治会町内会館
脱炭素化推進事業補助金

横浜市は 2030 年度までの
温室効果ガス排出量 50%
削減を目指しています

自治会町内会館の脱炭素化を応援します！

補助率 2/3

対象製品 LED照明器具

補助上限額
60万円

省エネ性能 ★★★★☆ 4.0

・統一省エネラベル省エネ性能★４つ以上
・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
　トップランナー基準達成製品

電球形 LED ランプのみの
交換も対象
（トップランナー基準達成製品）

対象製品 エアコン

補助上限額
130万円

家庭用　省エネ性能 ★★☆☆☆ 2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 つ以上

業務用　トップランナー基準達成製品

対象製品 断熱窓など

断熱窓

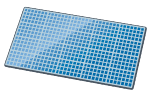

太陽光
発電設備

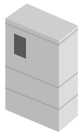

蓄電池

補助上限額
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等の詳細は「募集案内」をご確認ください。

横浜市 会館脱炭素

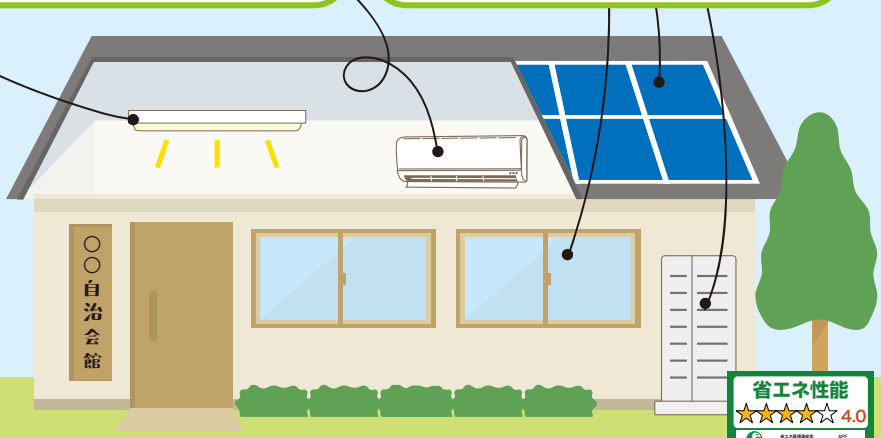

統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会**（地区連合町内会を含む）

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象となる場合があります。
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

令和 7 年 12 月までの整備が対象

令和 7 年 5 月発行

導入効果

LED 照明器具

年間 CO_2排出量　1台あたり

約 **38kg 削減！**

年間電気代

約 **2,600円おトク！**

年間消費電力量（kWh/ 年）

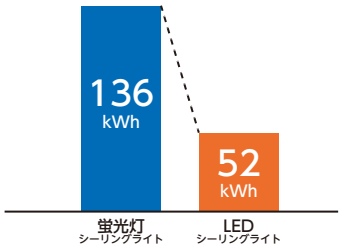

出典：スマートライフおすすめ BOOK2023 年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和 6 年 1 月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 /kWh（税込）を乗じて算出
※電力の CO_2排出係数は 0.45kg-CO_2/kWh で算出

エアコン

年間 CO_2排出量　1台あたり

約 **53kg 削減！**

年間電気代

約 **3,700円おトク！**

年間消費電力量（kWh/ 年）

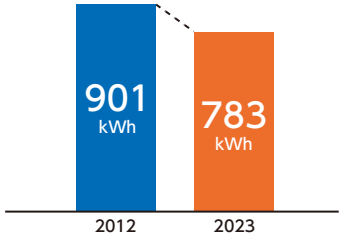

出典：スマートライフおすすめ BOOK2023 年度（2012 年製品の年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和 6 年 1 月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 /kWh（税込）を乗じて算出
※電力の CO_2排出係数は 0.45kg-CO_2/kWh で算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
（施工前との比較）

年間 CO_2排出量

約 **340kg 削減！**

年間電気代

約 **23,600円おトク！**

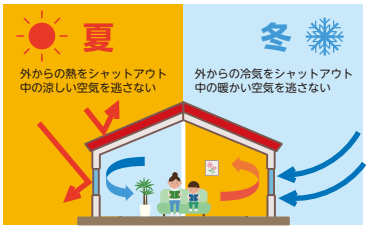

出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
※躯体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和 55 年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 /kWh（税込）を乗じて算出
※電力の CO_2排出係数は 0.45kg-CO_2/kWh で算出
※戸建て、窓 10 枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

手続きの流れ

意思決定・書類準備 ▶ 補助申請 ▶ 交付決定 ▶ 契約・着手 ▶ 施工業者へ支払 ▶ 完了報告 ▶ 交付額確定 ▶ 補助金の請求 ▶ 補助金の振込

補助申請

申請方法：
Ｅメール･郵送･委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）

申請期限：
令和７年９月 30 日（火）

なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

完了報告

令和７年12月26日（金）まで

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先　横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話　**045-451-7740**
※おかけ間違いにご注意ください

Ｅメール　yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間
平日 9:00 ～ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（１時間程度）。
相談・訪問にかかる料金は無料です。

※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、２週間ほどお時間をいただきます。
※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

事業実施主体：横浜市市民局地域活動推進課

市連会５月定例会説明資料
令 和 ７ 年 ５ 月 １２ 日
市 民 局 地 域 活 動 推 進 課

自治会町内会長　様

「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願い

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。
３月の市連会・区連会を通じて標記アンケートへのご協力をお願いしたところですが、回答率が伸び悩んでおります。（５月７日現在：電子申請 890 件、郵送等 825 件、合計 1,715 件　回答率 60.7%）（前回（令和２年度）最終回答率：90.5%）
回答期限につきまして、６月６日（金）まで延長いたしましたので、まだご回答いただいていない自治会町内会長の皆様におかれましては、何卒ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。（既にご回答済みの場合は、ご対応不要です。）

１　回答期限
令和７年６月６日（金）　【期限を延長しました】

２　お願いしたいこと
【区 連 長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】　単位会長あて資料を送付します。アンケートの回答が済んでいない場合は、回答をお願いします。

３　回答方法
（１）または（２）の手順で、電子申請・届出システムから回答するのが、簡単でおすすめです。

（１）スマートフォン等の場合
右の二次元バーコードを読み取り、回答してください。

（２）パソコンの場合
「横浜市電子申請・届出システム」トップページの
【申請できる手続き一覧】の「個人向け手続き」をクリック。
キーワード検索で「市民局　自治会　アンケート」で検索、
当該アンケートを選択して回答してください。

↑アンケートの
二次元コード

【参考 URL】
https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start
※横浜市電子申請・届出システム
検索サイトで「横浜市　電子申請」と検索するとアクセスできます。

（３）郵送の場合
３月の各区配送便でお送りした調査票にご記入の上、同封した返信用封筒で返送してください。

担当　市民局地域活動推進課
電話　045-671-2317
FAX　045-664-0734
E ﾒｰﾙ　sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

磯子区連合町内会長会資料
令 和 7 年 5 月 16 日

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

地域と大学生をつなぐボランティア派遣について【ご案内】

1 趣旨

磯子区では、横浜市立大学のボランティア支援室に、ボランティア派遣依頼に必要な団体登録を行っています。

つきましては、地域の行事の運営や設営等を大学生に手伝ってほしい自治会町内会を募集します。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】申込みについてご検討をお願いします。
※地区連合単位でのお申込みも可能です。

3 派遣する学生について

連携大学：横浜市立大学（学部等は不問）
※派遣する学生が安心して活動を行えるように、1日 10 人までは区役所が傷害保険に加入します。11 人以上の派遣を希望される場合は、超えた人数分の保険につきましては、自治会町内会で加入をご検討ください。

<u>※自治会町内会から応募後に、大学内で別途学生の募集を行うため、派遣を確約するものではありません。</u>

4 実施期間

令和8年3月まで
大学生と自治会町内会のマッチングが成立次第、速やかに活動を開始します。

5 対象の自治会町内会

磯子区内の地区連合町内会または連合に加入している自治会町内会

6 事業スケジュール

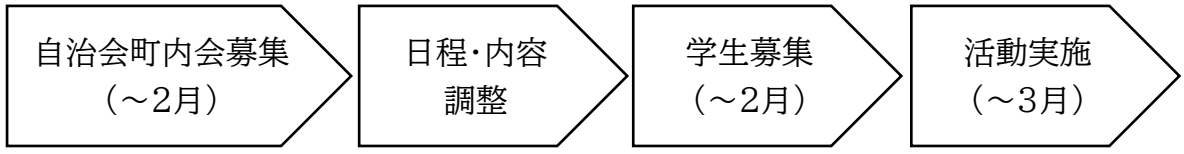

7 応募・連絡先

磯子区地域振興課地域力推進担当 永井・長樂
電話：045-750-2398 FAX:045-750-2534
E メール：is-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

磯子区連合町内会長会資料
令和７年５月16日
総務課危機管理担当

自治会町内会長　様

磯子区総務課長

自主防災組織による防災訓練の実施及び書類の提出について（依頼）

日ごろより、磯子区政の運営に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
地域の防災力向上のため、各自主防災組織（自治会町内会、連合町内会等）において防災訓練を実施していただいているところですが、訓練を実施した場合には、防災訓練実施報告書の作成及び提出をお願いいたします。

１　防災訓練実施報告書の作成・提出について（防災訓練を実施した全ての自主防災組織が対象）

(1)　提出期限　**訓練終了後 14 日以内**
(2)　提出先　　**磯子区役所　総務課危機管理担当**
(3)　提出方法　次のいずれかの方法で御提出ください。
ア　Ｅメール：　is-bousai@city.yokohama.lg.jp
イ　ＦＡＸ：750-2530
ウ　窓口：区役所６階　総務課 64 番窓口
※　防災訓練実施報告書の様式は、磯子区ホームページの「防災」ページからもダウンロードすることができます。また、**訓練実施前の計画書の提出は不要**です。
※【ホームページURL】
https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/bosai_bohan/saigai/youshiki/jisyubousaisoshiki.html

２　お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

３　訓練への消防職員派遣や資機材等の貸出要請について

事前に担当の消防署または消防出張所へご相談をお願いいたします。同一日に複数の依頼が重なった場合、お受けできない可能性がございますので、まずは**お電話にて、お早めの御相談をお願いいたします。**

※連合地区ごとに担当が異なりますので、ご注意ください。

(1)　根岸･滝頭･岡村･磯子･汐見台連合･････････磯子消防署予防係　Tel：753-0119
(2)　屏風ヶ浦･杉田連合　･･･････････････････杉田消防出張所　Tel：773-0119
(3)　上笹下･洋光台連合　･･･････････････････洋光台消防出張所　Tel：831-0119

【担当】磯子区役所総務課危機管理担当
大東・根石
Tel：750-2312　Fax：750-2530
E-mail：is-bousai@city.yokohama.lg.jp

令和7年度　防災訓練実施報告書

※訓練実施後14日以内にご提出をお願いいたします。

※この様式は、磯子区ホームページ 「防災」ページでダウンロードできます。

自治会 町内会					
↑合同訓練の場合は、参加する全ての自治会町内会の名称(連合単位の場合は連合名のみ)を記入し、1枚のみ提出してください。					
会長 氏名		担当者 氏名		担当者 連絡先	
↑合同訓練の場合は、この計画書を作成した自治会町内会の会長・担当者を記入してください。					
実施日	月　日	会場		参加者数	人

参加者内訳					
	町内会　人	消防団　人	防災ボランティア※		
	合同の場合は各町内会の合計を記入↑	家庭防災員　人	アマチュア無線　人	防災ライセンス　人	
	(うち、小学生　人／中学生　人)	日赤奉仕団　人	災害ボランティア　人	救命ボランティア　人	
	↑中学生・小学生の参加があった場合は、忘れずに人数をご記入ください。				

訓練内容			
	[避難訓練]	[消火訓練]	[資機材取扱訓練]
	☐ 避難経路の確認	☐ 消火器の取扱い	☐ 炊き出し
	☐ 安否確認バンダナを活用した訓練	☐ 消火栓の取扱い	☐ 防災資機材取扱い
		☐ 放水訓練	☐ 給水訓練(給水栓等)
	☐ 近隣者の安否確認	☐	☐
	☐ 要援護者の避難支援	☐	☐
	[避難場所の確認]	[応急救護訓練]	[防災知識の向上]
	☐ いっとき避難場所	☐ 三角巾	☐ 防災講話
	☐ 地域防災拠点	☐ ロープワーク	☐ 防災ビデオ視聴
	☐ 広域避難場所	☐ 簡易担架組立て	☐ 防災マニュアル作成
	☐ 津波避難施設	☐ 心肺蘇生(AED)	☐ 防災マップ作成
	☐	☐	☐
	[情報受伝達訓練]	[災害への備え]	[その他]
	☐ 通信訓練(トランシーバー等)	☐ 備蓄品の確認	☐
	☐ 災害用伝言ダイヤル	☐ 家具転倒防止の確認	☐
	☐	☐ マイタイムラインの作成	☐

消防署又は区役所から支援を受けた場合				
	消防署によるメニュー	☐ 消火器取扱訓練	☐ 初期消火器具取扱訓練	☐ 救命講習
		☐ 避難訓練	☐ 各種講話 (テーマ:　)	
		☐ 車両見学	☐ その他 (　)	
	区役所による防災講話	≪テーマ≫		
		☐ 地震	☐ 自助(備蓄、家具固定等)	☐ 共助(防災訓練等)
		☐ 風水害	☐ 避難所	☐ その他(　)

その他		
	良かった点、課題と感じる点など	
	今後取り組んでみたい訓練メニュー	

※防災ボランティア団体正式名称:横浜市アマチュア無線非常通信協力会・磯子区支部、横浜防災ライセンス・磯子、磯子区災害ボランティアネットワーク、磯子救命ボランティア

令和　　年度　防災訓練実施報告書

※訓練実施後14日以内にご提出をお願いいたします。

※この様式は、磯子区ホームページ 「防災」ページでダウンロードできます。

自治会町内会	●●自治会				
↑合同訓練の場合は、参加する全ての自治会町内会の名称(連合単位の場合は連合名のみ)を記入し、1枚のみ提出してください。					
会長氏名	磯子　花子	担当者氏名	横浜　太郎	担当者連絡先	123-4567
↑合同訓練の場合は、この計画書を作成した自治会町内会の会長・担当者を記入してください。					
実施日	9 月　1 日	会場	××公園	参加者数	65 人

参加者内訳					
	町内会 50 人	消防団 3 人	防災ボランティア※		
	合同の場合は各町内会の合計を記入↑	家庭防災員 2 人	アマチュア無線 2 人	防災ライセンス 2 人	
	(うち、小学生 10 人／中学生 5 人)	日赤奉仕団 2 人	災害ボランティア 2 人	救命ボランティア 2 人	
	↑中学生・小学生の参加があった場合は、忘れずに人数をご記入ください。				

訓練内容			
［避難訓練］	［消火訓練］	［資機材取扱訓練］	
■ 避難経路の確認	■ 消火器の取扱い	□ 炊き出し	
■ 安否確認バンダナを活用した訓練	□ 消火栓の取扱い	■ 防災資機材取扱い	
□ 近隣者の安否確認	■ 放水訓練	□ 給水訓練(給水栓等)	
□ 要援護者の避難支援	□	□	
［避難場所の確認］	［応急救護訓練］	［防災知識の向上］	
■ いっとき避難場所	□ 三角巾	□ 防災講話	
■ 地域防災拠点	□ ロープワーク	□ 防災ビデオ視聴	
■ 広域避難場所	■ 簡易担架組立て	□ 防災マニュアル作成	
□ 津波避難施設	■ 心肺蘇生(AED)	□ 防災マップ作成	
□	□	□	
［情報受伝達訓練］	［災害への備え］	［その他］	
■ 通信訓練(トランシーバー等)	□ 備蓄品の確認	□	
□ 災害用伝言ダイヤル	□ 家具転倒防止の確認	□	
□	■ マイタイムラインの作成	□	

消防署又は区役所から支援を受けた場合				
消防署によるメニュー	■ 消火器取扱訓練	□ 初期消火器具取扱訓練	□ 救命講習	
	□ 避難訓練	□ 各種講話 (テーマ:)		
	□ 車両見学	□ その他 ( )		
区役所による防災講話	≪テーマ≫			
	□ 地震	□ 自助(備蓄、家具固定等)	□ 共助(防災訓練等)	
	□ 風水害	□ 避難所	□ その他( )	

その他	
良かった点、課題と感じる点など	・住民同士で安全な経路や危険箇所等を確認しながら避難訓練を行うことができた。 ・災害時に要援護者を支援する方法を決めておく必要がある。 ・マイタイムラインの作成によって、個々の避難行動への理解が深まった。
今後取り組んでみたい訓練メニュー	・要援護者の安否確認・避難誘導訓練 ・自助・共助の意識を高めるための防災講話

※防災ボランティア団体正式名称:横浜市アマチュア無線非常通信協力会・磯子区支部、横浜防災ライセンス・磯子、磯子区災害ボランティアネットワーク、磯子救命ボランティア

磯子区連会町内会長会資料
令和７年５月１６日
総務課危機管理・地域防災担当

自治会町内会長　　様

磯子区総務課長

令和７年度　地域防災アドバイザー派遣の実施について【ご案内】

１　概要

町の防災組織の活性化や体制整備及び地域の共助の取組等を支援するため、防災の専門家をアドバイザーとして地域等に派遣します。

町の防災組織でどのような活動・訓練を行えばいいのか、地域に合った防災マニュアルをどのように作成するのか等、地域等の防災に関する疑問を解消するとともに、地域防災力の向上に繋げていきたいと考えています。

２ お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】申込みについてご検討をお願いします。

３ 対象団体

町の防災組織（自治会町内会、マンション管理組合）

４ 申込期間・派遣回数

・令和７年６月２日（月）から令和８年１月 30 日（金）まで　（先着順）

（派遣（実施）期間は、令和７年６月 23 日（月）から令和８年３月 13 日(金)です。）

・派遣回数：１団体　１回から最大３回まで可能、派遣時間：１回あたり最大２時間程度

※申込手順等の詳細は、「【別紙１】磯子区地域防災アドバイザー派遣 申込要項」を御覧ください。

５ 申込方法

派遣希望日の 30 日前までに、①横浜市電子申請システム、②E メール、③FAX、④総務課窓口来庁（６階 64 番窓口）のいずれかにて「地域防災アドバイザー派遣申請書」をご提出ください。

【申し込み先】磯子区役所 総務課 危機管理・地域防災担当
電 話：750-2312　FAX：750-2530
E メール： is-bousai@city.yokohama.lg.jp

← 横浜市電子申請システム二次元コード

６ 費用

アドバイザーの派遣に伴う費用（講師代）は区が全額負担します。

ただし、会場費など、講師代以外の費用が発生する場合は、自治会町内会等での負担をお願いします。（町の防災組織活動費補助金を活用することができます。）

担当者：総務課危機管理・地域防災担当
大束・鈴木・伊藤・根石
Tel 750-2312 Fax 750-2530

・防災マニュアルを作りたいけど、作り方が分からない…
・地域でどんな防災訓練をしよう？人が集まるかな？
・防災の補助金を何に使ったらいいんだろう？

そんな防災に関するお悩みを持つ団体必見

アドバイザーを派遣し地域の防災力向上のお手伝いをします!!

講師費用無料！
先着順!!

磯子区 地域防災アドバイザー派遣

実施内容

防災訓練の企画・実施

防災マニュアルの作成支援

防災講座
（災害の備え、マンション防災）

町の防災組織活動費補助金

会場費や事務経費を対象経費として利用できます!!

- **派遣回数**：１回～最大３回まで
  １回あたり２時間程度
- **対象**：自治会・町内会、マンション管理組合
- **申込期間**：令和７年６月２日～令和８年１月30日まで
  ※派遣希望日の**30日前**までにお申し込みください
- **申込方法**：
  ○横浜市電子申請システム
  ○Eメール、○FAX
  ○窓口（磯子区役所総務課６階64番窓口）

○４つのいずれかで
お申込みください

「横浜市電子申請システム」
二次元コード

★詳細情報はコチラから

磯子区地域防災アドバイザー　検索

【お問い合わせ先】
磯子区役所総務課危機管理・地域防災担当 まで
Tel：045 - 750 - 2312 Fax： 045 - 750 - 2530
Mail：is-bousai@city.yokohama.lg.jp

【別紙１】

令和７年度　磯子区地域防災アドバイザー派遣

申　込　要　項

【申込期間】

令和７年６月２日（月）～ 令和８年１月 30 日（金）

≪派遣期間:令和７年６月 23 日(月)～令和８年３月 13 日(金)≫

【　概　要　】

防災の専門家である「地域防災アドバイザー」を町の防災組織に派遣し、活動の活性化・体制の整備及び地域の共助の取組等の推進を支援します。

１　内容（※講座の詳細については３ページ「講座例一覧」を御参照ください。）

地域防災アドバイザーの町の防災組織への派遣

※ 派遣決定後、地域防災アドバイザーから申込者へ連絡します。

※ 事前打合せを経て、地域防災アドバイザーを派遣します。

２　対象団体

町の防災組織（自治会町内会、マンション管理組合）

３　申込方法

派遣希望日の 30 日前までに 「横浜市電子申請システム」「E メール」「FAX」または「総務課窓口来庁（６階 64 番窓口）」のいずれかにて「地域防災アドバイザー派遣申請書」をご提出ください。

※ 先着順となります。お早めにお申し込みください。

※ 希望時期は、日程調整しやすいよう長期間・複数候補日をご検討ください。

※ 回数は１団体につき１回から最大３回まで可能、派遣時間は１回あたり最大２時間程度となります。（お申込みは１団体、原則１回となります。）

横浜市電子申請システム
二次元コード

４　注意事項

・アドバイザーの派遣に伴う費用（講師代）は区が負担しますが、それ以外の費用はご負担ください。（町の防災組織活動費補助金を活用することができます。）

・事業実施時の様子を撮影させていただくことがあります。撮影した写真については、個人が特定されないように配慮し、内部の報告資料等に使用することがあります。

・キャンセル等がございましたら、メール・電話等で磯子区役所総務課危機管理・地域防災担当までご連絡ください。

５　問い合わせ先

磯子区役所 総務課 危機管理・地域防災担当

電話：045-750-2312　FAX：045750-2530

メール：is-bousai@city.yokohama.lg.jp

【磯子区地域防災アドバイザー派遣までの流れ】

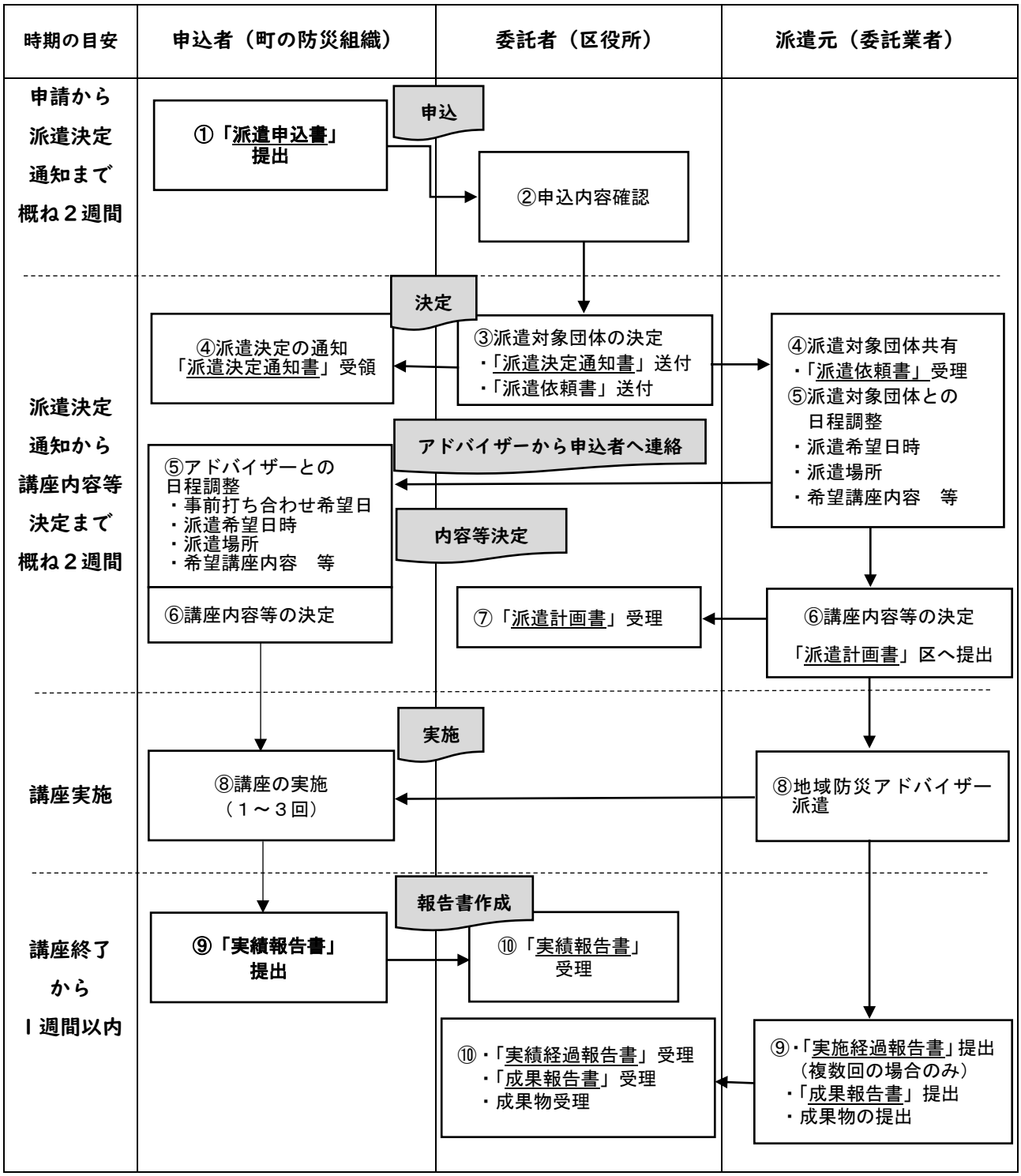

※申込者が区役所へ提出する書類

- **「【申込者様式１】派遣申込書」　提出時期：申込時**
- **「【申込者様式４】実績報告書」　提出時期：（すべての）派遣終了後１週間以内**

○ 講座例一覧【別表】　※ 実際の講座内容、実施回数・時間、実施日時、実施場所等は、委託者及び派遣対象団体との調整により決定します。

No.	講座	概要	講座内容	こんな方におすすめ
1	**町の防災組織 防災マニュアル作成 の支援**	地域特有の危険や被害想定を踏まえた防災マニュアル作成を支援し、町の防災組織における継続的な防災活動の展開を目指す。講義やワークショップ等により、町の防災組織としての役割や地域特性を住民に教示し、災害時に自主的に活動ができるよう、町の防災組織防災マニュアルを完成させる。	①【座学形式の講義】町の防災組織の役割等について ②【ワークショップ形式】地域の被害想定、特性や課題の把握 ③町の防災組織の体制確認、防災マニュアル作成支援 ④防災マニュアルの机上シミュレーション ⑤町の防災組織が対象とする地域住民等へ必要事項の周知、引継ぎ体制の検討	・防災の知識が少なく、どのような活動が必要になるか分からない。 ・自治会・町内会等の役員だけで防災マニュアルを作成するのは大変。 ・毎年役員が交代するので防災体制の整備が不十分。
2	**地域防災訓練の 企画・実施等支援**	災害時に必要な活動や地域特性を住民に教示し、実災害時に想定される活動に沿った地域防災訓練計画の作成と、その計画を実際に用いた防災訓練の企画、実施及び講評を行う。また、既存の防災訓練の見直し・工夫（若い世代の参加を増やす方法など）等の支援により、効果的な防災訓練実施を目指す。	①【座学形式の講義】町の防災組織の役割等について ②【ワークショップ形式】地域の被害想定、特性や課題の把握 ③訓練事例紹介、訓練内容決定 ④訓練実施計画等の策定、運営体制の調整 ⑤訓練の実施、講評、課題整理	・子どもや若い人も参加しやすい防災訓練を実施したい。 ・防災訓練が形骸化しているため、防災訓練の方法を見直したい。 ・コロナ禍以降、防災訓練を実施できていないので、久しぶりに再開したい。
3	**マンション防災**	地域特有の危険や被害想定を説明するとともに、マンション特有の危険を説明する。また、在宅避難を継続できるように、マンションに特化した効果的な備えを説明する。	①【座学形式の講義】町の防災組織の役割等について ②【ワークショップ形式】地域の被害想定、特性や課題の把握 ③マンションに特化した防災対策・備え	・防災の知識が少なく、どのような活動が必要になるか分からない。 ・マンションの役員だけで防災マニュアルを作成するのは大変。 ・毎年役員が交代するので防災体制の整備が不十分。 ・マンションに特化した対策をコンパクトにまとめて知りたい。
4	**男女共同参画の視点**	地域特有の危険や被害想定を説明するとともに、特に女性の視点を活かした地震防災対策や乳幼児のいる世帯の防災対策を、講義やワークショップ等により実施する。	①【座学形式の講義】町の防災組織の役割等について ②【ワークショップ形式】地域の被害想定、特性や課題の把握 ③女性視点を取り入れた町の防災組織の訓練 ④女性視点を取り入れた備え	・防災の知識が少なく、どのような活動が必要になるか分からない。特に、女性の視点を中心に学びたい。 ・乳幼児のいる世帯が多く、特に詳しく対策や備えを知りたい。

【申込者様式１】

地域防災アドバイザー派遣申込書

年　　月　　日

（申　込　先）
横浜市磯子区長

申込団体　　代表者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
団 体 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代 表 者 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡担当者　氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
Eメールアドレス ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり、地域防災アドバイザーの派遣を申し込みます。

【同意事項・確認事項】
本申込書をアドバイザーに情報提供することについて承諾します。
アドバイザー派遣実施にあたり、派遣決定後にアドバイザーとの事前打ち合わせを行います。

<table>
<tr><td rowspan="4">内容</td><td colspan="4">申込内容（該当に〇をする）
・防災マニュアル作成支援　・地域防災訓練支援　・マンション防災
・男女共同参画の視点　・その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">現在感じている課題</td></tr>
<tr><td colspan="4">アドバイザーに求める役割
（できる限り詳細な依頼内容と当日の実施形式（定例会や訓練、講座）を御記入ください。※別紙可）</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">派遣希望時期</td><td colspan="4">令和　　年　　月　頃</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定回数
・時間</td><td>派遣回数※最大３回
１回最大２時間まで</td><td>回</td><td>総派遣時間
※事前打ち合わせ除く</td><td>時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域状況</td><td>団体の概要</td><td colspan="4">（団体の特徴、世帯数、防災活動の状況等をわかる範囲で御記入ください。）</td></tr>
<tr><td>地域の概要</td><td colspan="4">（地域特性、避難場所等の環境等をわかる範囲で御記入ください。）</td></tr>
</table>

【申込者様式１】

記入例

磯子区地域防災アドバイザー派遣申込書

令和〇年〇月〇日

（申込先）
横浜市磯子区長

申込団体　代表者住所：***横浜市磯子区〇〇丁目〇***
団体名：　***〇〇自治会***
代表者名：　***磯子　太郎***
連絡担当者　氏名：　***磯子　太郎***
電話番号：090-4444－★★★★
Ｅメールアドレス：isogo@city.yokohama.jp

次のとおり、地域防災アドバイザーの派遣を申し込みます。

【同意事項・確認事項】
本申込書をアドバイザーに情報提供することについて承諾します。
アドバイザー派遣実施にあたり、派遣決定後にアドバイザーとの事前打ち合わせを行います。

<table>
<tr><td rowspan="4">内容</td><td colspan="4">申込内容（該当に〇をする）
（防災マニュアル作成支援）・地域防災訓練支援　・マンション防災
・男女共同参画の視点　・その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">現在感じている課題
自治会独自の防災マニュアルを作成しておらず、いざ発災した際の自治会や会員の役割が不明確。きちんとマニュアル作成によって明確に整理したい。</td></tr>
<tr><td colspan="4">アドバイザーに求める役割
（できる限り詳細な依頼内容と当日の実施形式（定例会や訓練、講座）を御記入ください。※別紙可）
〇依頼内容…防災マニュアルの作成に関する講義、アドバイスによる支援
〇実施形式…講座・ワークショップ形式
〇講師へ求める役割…１回目前半は各世代が抱える防災の課題に関する講義いただき、後半はグループワークでマニュアルを作成していくにあたり、各グループへアドバイスをいただきたい。
２回目は、講義：町の防災組織の役割、防災マニュアル作成に向けた宿題
３回目で、防災マニュアルを完成させたい。</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>派遣希望時期</td><td colspan="4">令和 7 年 10 月 頃</td></tr>
<tr><td>予定回数
・時間</td><td>派遣回数※最大３回
１回最大２時間まで</td><td>3 回</td><td>総派遣時間
※事前打ち合わせ除く</td><td>6 時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域状況</td><td>団体の概要</td><td colspan="3">（団体の特徴、世帯数、防災活動の状況等をわかる範囲で御記入ください。）
高齢者から子育て世代まで幅広い年代の世帯が加入している。
世帯数は約 500 世帯ありほぼ戸建て。防災関係の課題として、実効性のある防災訓練（特に震災）を行いたいが、世代間によって訓練内容のニーズが異なるため苦慮している。また、団体としての防災マニュアルが存在しない。</td></tr>
<tr><td>地域の概要</td><td colspan="3">（地域特性、避難場所等の環境等をわかる範囲で御記入ください。）
比較的坂道が多く、崖地が多い。避難所は〇〇小学校となるが、山の上にあるため、坂道を上るのが困難なお年寄りもいる。</td></tr>
</table>

【申込者様式４】

地域防災アドバイザー派遣実績報告書

年　　月　　日

（報　告　先）
横浜市磯子区長

報告団体　住　　所
団 体 名
代表者職氏名
連絡担当者　氏　　名
電話番号
Eメールアドレス

派遣決定を受けて実施した事業について、次のとおり報告します。

実施日時 （事前打合せ日時）	１回目　　年　　月　　日（　）　時　　分～　　時　　分：参加人数 ２回目　　年　　月　　日（　）　時　　分～　　時　　分：参加人数 ３回目　　年　　月　　日（　）　時　　分～　　時　　分：参加人数 〔事前打ち合わせ日時　　年　　月　　日（　　）　　時　　分　～　時　　分〕
実施テーマ	
会場名	
実施内容	（当初感じていた課題に対するアドバイザーからの支援内容を御記入ください。※別紙可） （当日の資料又は写真を添付してください。）
実施結果について ※該当箇所に☑又はご記入ください	１　地域防災アドバイザー派遣の評価について □とても満足　□満足　□ふつう　□不満　□とても不満
	２　今回の成果や内容は今後活用できそうですか □活用できる　□活用できない ２－２　活用方法やその理由（活用できない場合はその理由をご記入ください） （　　）
	３　次年度も地域防災アドバイザー派遣が実施される場合、利用したいですか □利用したい　□利用したくない　□その他（　　）
	４　貴団体や地域の防災の課題について教えてください（複数回答可） □担い手の高齢化　□防災の知識不足　□住民の防災意識（自助・共助等） □要援護者の把握・支援　□活動のマンネリ化　□資機材・備蓄品等の不足 □資機材・備蓄品等の保管場所の確保　□災害時の防犯対策 □ペット同行・同室避難　□その他（　　）
	５　自由記載欄

【申込者様式４】

記入例

地域防災アドバイザー派遣実績報告書

令和〇年〇月〇日

（報　告　先）
横浜市磯子区長

報告団体　住　　所　***横浜市磯子区〇〇丁目〇***
団 体 名　***〇〇自治会***
代表者職氏名　***磯子　太郎***
連絡担当者　氏　　名　***磯子　太郎***
電話番号　090-4444－★★★★
Eメールアドレス　isogo@city.yokohama.jp

派遣決定を受けて実施した事業について、次のとおり報告します。

実施日時 （事前打合せ日時）	１回目　*X年　X月　X日（A）９時　00分～　11時　00分：参加人数　10人* ２回目　*Y年　Y月　Y日（B）９時　00分～　11時　00分：参加人数　8人* ３回目　*Z年　Z月　Z日（C）９時　00分～　11時　00分：参加人数　12人* 事前打ち合わせ日時　*W 年　W月　W日（Ｄ ）　13時　00分　～14時　00分*
実施テーマ	***防災マニュアル作成支援***
会場名	***〇〇自治会館***
実施内容	（当初感じていた課題に対するアドバイザーからの支援内容を御記入ください。※別紙可） （当日の資料又は写真を添付してください。） ***１回目…防災の課題に関する講義とグループワークによる現在のマニュアルの課題抽出とその解決に向けたアドバイスの実施*** ***２回目…課題解決に向けたマニュアルの内容検討と修正*** ***３回目…修正した防災マニュアルに沿った発災時の動きの確認***
実施結果について ※該当箇所に☑又はご記入ください	１　地域防災アドバイザー派遣の評価について □とても満足　□満足　□ふつう　□不満　□とても不満
	２　今回の成果や内容は今後活用できそうですか □活用できる　□活用できない ２－２　活用方法やその理由（活用できない場合はその理由をご記入ください） （　　）
	３　次年度も地域防災アドバイザー派遣が実施される場合、利用したいですか □利用したい　□利用したくない　□その他（　　）
	４　貴団体や地域の防災の課題について教えてください（複数回答可） □担い手の高齢化　□防災の知識不足　□住民の防災意識（自助・共助等） □要援護者の把握・支援　□活動のマンネリ化　□資機材・備蓄品等の不足 □資機材・備蓄品等の保管場所の確保　□災害時の防犯対策 □ペット同行・同室避難　□その他（　　）
	５　自由記載欄

磯子区連合町内会長会資料
令 和 ７ 年 ５ 月 １６ 日

自治会町内会長　様

磯子区区政推進課長

令和７年度磯子区運営方針の策定について【情報提供】

１　趣旨

令和７年度の磯子区の基本目標や目標達成に向けた施策などを示した「磯子区運営方針」を策定しましたので、お知らせいたします。

２　お願いしたいこと

【地区連長】地区定例会で地域協働推進員より説明しますので、ご承知おきください。
【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。

３　内容

別添の令和７年度磯子区運営方針をご参照ください。

４　参考資料

(1) 令和７年度磯子区内での主な事業等
(2) 令和７年度磯子区個性ある区づくり推進費の予算について

５　配布場所

磯子区運営方針は、区ホームページでご覧いただけるほか、磯子区役所６階企画調整係でも配布しています。

また、広報よこはま区版６月号に概要を掲載する予定です。

【ホームページ】

・令和７年度磯子区運営方針
https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kusei/uneihoshin-yosan/unei/

・令和７年度磯子区個性ある区づくり推進費の予算について
https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kusei/uneihoshin-yosan/yosan/

担当：磯子区区政推進課　小高・江成
電話：750-2331　Fax：750-2533
E-mail：is-kikaku@city.yokohama.lg.jp

令和７年度　磯子区運営方針

Ⅰ　基本目標　皆さまとともにつくる 笑顔あふれるまち・いそご

磯子区では、横浜市中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を踏まえ、地域・事業者等の皆さまとの連携・協働により、誰もが安心して暮らせる、笑顔あふれるまち・いそごの実現を目指します。

Ⅱ　目標達成に向けた施策

1 地域の力と魅力にあふれるまち ～区制100周年、GREEN×EXPO 2027の機運醸成～

多様化する地域課題と向き合い、自治会町内会や商店街、事業者など地域で活躍する皆さまと協働で地域の活性化に取り組みます。

また、令和９年の区制 100 周年及び GREEN×EXPO 2027を契機に、区の魅力や地域資源を活用した機運醸成を図ることで、脱炭素化に向けた取組を推進します。

2 安全・安心なまち

「横浜市地震防災戦略（令和７年３月改定）」を踏まえ、震災や激甚化している風水害に備え、様々な世代や多様な避難者への対応を含めた自助・共助の取組の支援や啓発等を実施することにより、地域防災力の向上を図ります。

また、地域・学校・警察等と連携した防犯対策や交通安全対策に取り組みます。

3 子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまち

多様化する子育てニーズを踏まえた育児支援をはじめ、「第４期磯子区地域福祉保健計画（スイッチON磯子）」に基づく地域の皆さまの取組の支援や、第５期計画（令和８～12年度）の策定、地域包括ケアシステムの推進、多文化共生の推進に取り組みます。

Ⅲ　目標達成に向けた組織運営

1 信頼される区役所

・災害発生に備え、発災時には、地域の安全・安心のため迅速に行動します。
・地域課題の解決に向けて、地域の皆さまとの協働により取り組みます。
・多様性を尊重し、区民の皆さまに寄り添いながら応対します。

2 確実で効率的な業務執行

・個人情報をはじめ、行政が保有する情報を適切に取り扱います。
・データの活用と可視化により、新しいアイデアの創出や事業の見直しを図ります。
・様々な事件や事故のリスクに備えるとともに、発生時には組織として対応します。

3 職員が能力を発揮できる組織

・組織の枠を超えた連携や実践により、職員がいきいきと働ける風通しの良い職場を実現します。
・職員の自信、やりがいの向上に向けて、きめ細やかな人材育成に取り組みます。

◆主な事業・取組

地域の力と魅力にあふれるまち
～区制100周年、GREEN×EXPO 2027の機運醸成～

「第48回磯子まつり」

◆磯子まつり・区制100周年事業
・区民まつりの開催
・区制100周年に向けた検討及び機運醸成の推進

「魅力発信サイト「ISOGO+」

◆区の魅力創出・発信事業
・磯子区魅力発信サイト「ISOGO＋」を活用した区制100周年関連企画等の実施
・堀割川の活用に向けたクルーズ運航及び連携イベントの実施

◆脱炭素・GREEN×EXPO 2027推進事業
・親子向け環境啓発イベント及び区内企業による小学生向け出前授業の実施
・植物発電システムの中学生向けワークショップの実施
・区庁舎内GREEN×EXPO 2027及び磯子区制100周年PR特設ブースの設置等による機運醸成

「植物発電の実験の様子」

「中学生ボランティアの様子
（森が丘自治会）お餅つき」

◆「区民のちから」発揮・活用事業
・中学生ボランティア活動の支援
・横浜市立大学と連携した地域行事への派遣支援
・若者世代を対象としたボランティア向け講座の開催

安全・安心なまち

◆地域と一緒につくる防災・減災事業
・自治会・町内会等への防災アドバイザー派遣
・自治会・町内会等の訓練に活かすため、ゲーム形式の訓練プログラム体験会を実施
・崖地・擁壁の不安や問題点に関する相談会実施
・ペット同行避難訓練の支援及び他拠点への先行事例となるモデル事業を展開

◆地域・学校防犯力強化事業
・地域・学校・警察等との連携による防犯対策及び啓発活動の実施
・自治会・町内会等による地域防犯対策への支援

「洋光台地区総合防災訓練・
救急フェス」

「防犯キャンペーン」

子どもから高齢者まで
誰もが暮らしやすいまち

◆子育て応援事業
・地域子育て支援拠点いそピヨの日曜日オープン
・父親をメインターゲットにした育児講座の開催及び身近な場所での相談機会の提供

◆高齢者みんなで支えるまちづくり事業
・認知症サポーター養成講座等の実施
・フレイル*予防の啓発活動や動画配信等

◆区民の健康づくり応援事業
・出張健康チェック・健康相談の実施、がん検診・特定健診の啓発、おやこ歯っぴー教室等の実施

◆多文化共生推進事業
・いそご多文化共生ラウンジによる、地域団体や学校と連携した、地域に出向いた情報発信や地域課題に対応する取組等の実施

「地域子育て支援拠点いそピヨ」

「認知症サポーター養成講座」

＊フレイルとは、高齢期に体と心の機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高い状態

**～未来にはばたく磯子
100周年ありがとう～**

＊詳細、その他の事業・取組については、「令和７年度磯子区個性ある区づくり推進費の予算について」をご覧ください。

◆ 令和７年度 磯子区内での主な事業等 ◆

❶-1 根岸住宅地区における土地区画整理事業の事業化に向けた調査・検討等【都市整備局】

❶-2 横浜プールセンター検討事業【にぎわいスポーツ文化局】

❷ 滝頭二丁目公園改修【磯子土木事務所】

❸ 岡村小学校トイレ及びシャッター改修工事【教育委員会事務局】

❹ 磯子駅前第二歩道橋補修工事【磯子土木事務所】

❺ 汐見台小学校の太陽光パネル設置 PPA*1事業
【教育委員会事務局】
【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局】

❻ 森中学校の昇降機室増築
【教育委員会事務局】

❼ 杉田地区浸水対策【下水道河川局】

❽ 左右手第二公園改修
【磯子土木事務所】

❾ 子どもの通学路交通安全対策事業（交通安全推進校*2として、洋光台第一小学校、洋光台第二小学校を選定）
【磯子土木事務所】

＊1：PPA とは、設備設置事業者（PPA 事業者）が施設に太陽光発電設備を設置し、施設側が設備で発電した電気を購入する仕組み。施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができる。

＊2：交通安全推進校とは、児童を対象とした交通安全教育、地域や保護者と連携した見守り活動などの交通安全対策を重点的に実施する小学校・義務教育学校

令和７年度磯子区個性ある区づくり推進費の予算について

１　予算編成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1

２　予算概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2

３　主要事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6

４　自主企画事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 11

磯　子　区

GREEN × EXPO 2027 YOKOHAMA JAPAN

１　予算編成の考え方

コスモスミーティングをはじめ、各種団体からの要望など区民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、限られた財源の中で区民満足度を高めることができるよう、「スクラップ＆ビルド」を意識しながら、下の３本の柱を基本に、区民ニーズに対応した事業となるように編成しました。

区制 100 周年を迎え、GREEN×EXPO 2027 が開催される 2027 年に向けて、次の３つの柱を推進することで、住みたい・住み続けたいまちの実現を目指します。

Ⅰ　地域の力と魅力にあふれるまち
　　～区制100周年、GREEN×EXPO 2027の機運醸成～

Ⅱ　安全・安心なまち

Ⅲ　子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまち

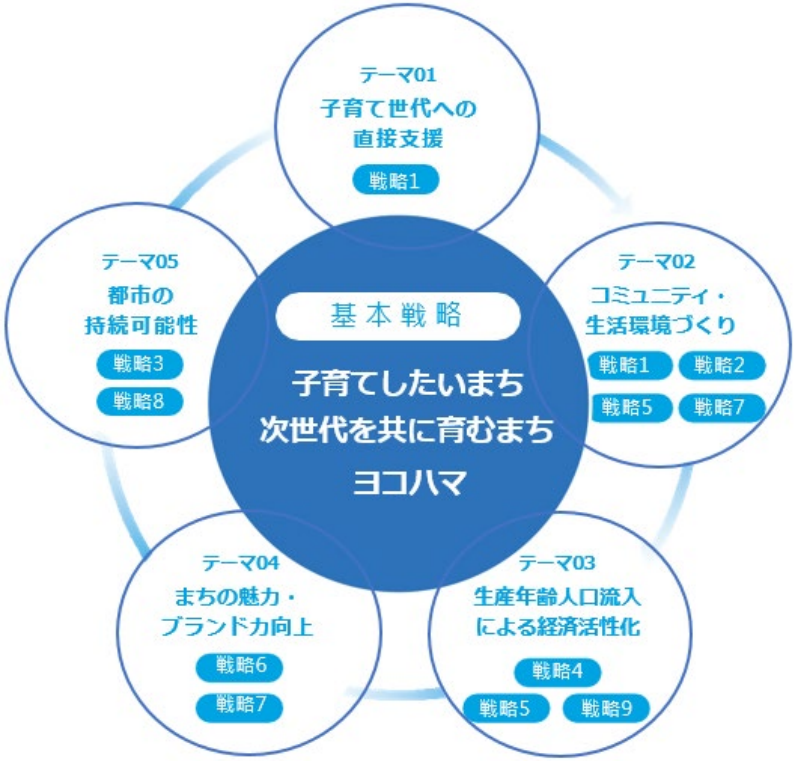

２　予算概要

(1) 個性ある区づくり推進費 総括表

ア　歳出　　（単位：千円）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増▲減	増減率
自主企画事業費	95,482	95,761	▲ 279	▲ 0.3%
統合事務事業費	49,326	48,421	905	1.9%
統合事務費	26,723	25,800	923	3.6%
統合事業費	22,603	22,621	▲ 18	▲ 0.1%
区庁舎・区民利用施設管理費	776,110	759,447	16,663	2.2%
合　　計	920,918	903,629	17,289	1.9%

イ　歳入　　（単位：千円）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増▲減	増減率
自主企画事業費	150	198	▲ 48	▲ 24.2%
統合事務事業費	2,155	3,318	▲ 1,163	▲ 35.1%
区庁舎・区民利用施設管理費	27,843	27,084	759	2.8%
広告収入	765	956	▲ 191	▲ 20.0%
光熱水費負担	12,957	13,634	▲ 677	▲ 5.0%
公会堂管理収入	13,578	12,044	1,534	12.7%
その他	543	450	93	20.7%
合　　計	30,148	30,600	▲ 452	▲ 1.5%

38件　27,307千円　（歳出　27,307千円）の財源創出を実施しました。

○これまで紙で作成していた情報冊子やパンフレットについて、より多くの方への発信及びペーパーレス推進のためにウェブサイト掲載に見直すことで印刷製本費の減。また、更新の数や時期の見直しによる印刷製本費及び調査委託料の減。

○区民意識調査の実施間隔を見直し、７年度（予定）の事業を繰り延べしたことによる委託料の減。

(2) 個性ある区づくり推進費 事業区分別内訳

ア　自主企画事業費

（単位：千円）

		令和７年度	令和６年度	増▲減	主　な　事　業
Ⅰ	地域の力と魅力にあふれるまち ～区制100周年、GREEN×EXPO 2027の機運醸成～	50,981	48,547	2,434	・区の魅力創出・発信事業 ・脱炭素・GREEN×EXPO 2027推進事業 など14事業
Ⅱ	安全・安心なまち	14,474	16,523	▲ 2,049	・地域と一緒につくる防災・減災事業 ・地域・学校防犯力強化事業 など５事業
Ⅲ	子どもから高齢者まで 誰もが暮らしやすいまち	30,027	30,691	▲ 664	・子育て応援事業 ・多文化共生推進事業　など10事業
合　計		95,482	95,761	▲ 279	計 29事業

イ　統合事務事業費

（ア）統合事務費

（単位：千円）

区　分	令和７年度	令和６年度	増▲減	説　明
統合事務費	26,723	25,800	923	各課の事務費

（イ）統合事業費

（単位：千円）

区　分	令和７年度	令和６年度	増▲減	説　明
広報よこはま磯子区版発行事業	9,912	9,921	▲ 9	広報よこはま磯子区版の発行
区民相談事業	2,575	2,515	60	法律相談等の区民相談
クリーンタウン事業	2,368	2,318	50	ポイ捨て防止啓発及び指導、清掃業務委託
消費生活推進事業	615	778	▲ 163	消費生活推進に係る活動支援
スポーツ推進委員支援事業	3,260	2,144	1,116	スポーツ推進委員が行う事業に対する補助
青少年指導員協議会支援事業	2,160	3,276	▲ 1,116	青少年指導員協議会が行う事業に対する補助
学校・家庭・地域連携支援事業	1,166	1,116	50	青少年育成協議会等が行う事業に対する補助
緊急時情報システム運用事業	547	553	▲ 6	災害等における緊急時情報システムの運用
合　計	22,603	22,621	▲ 18	

ウ　区庁舎・区民利用施設管理費

（単位：千円）

区　分	令和７年度	令和６年度	増▲減	説　明
区庁舎等	201,133	200,529	604	区庁舎、区民活動支援センター
土木事務所	11,411	10,567	844	磯子土木事務所
公会堂	39,369	37,576	1,793	磯子公会堂
地区センター	181,397	175,260	6,137	地区センター（４館）
ログハウス	11,201	10,781	420	洋光台駅前公園こどもログハウス
区民文化センター	141,638	136,950	4,688	磯子区民文化センター「杉田劇場」
老人福祉センター	43,051	41,774	1,277	老人福祉センター「喜楽荘」
コミュニティハウス	73,695	74,185	▲ 490	コミュニティハウス（７館）
国際交流ラウンジ	15,845	16,005	▲ 160	いそご多文化共生ラウンジ
区スポーツセンター	51,036	49,388	1,648	磯子スポーツセンター
その他（広場・遊び場等）	410	448	▲ 38	栗木スポーツ広場、子どもの遊び場（１か所） 町のはらっぱ（４か所）
区庁舎・区民利用施設修繕費	5,924	5,984	▲ 60	小破修繕
合　計	776,110	759,447	16,663	

(3) 自主企画事業一覧

（単位：千円）

No.	事　業　名	７年度 予算額	６年度 予算額	増▲減	目次
Ⅰ　地域の力と魅力にあふれるまち ～区制100周年、GREEN×EXPO 2027の機運醸成～		50,981	48,547	2,434	
1	自治会町内会振興事業	5,236	5,478	▲ 242	P.11
2	自治会町内会活動デジタル化支援事業	1,980	1,980	0	P.12
3	「区民のちから」発揮・活用事業	1,626	1,241	385	P.13
4	商店街にぎわいづくり事業	4,120	4,120	0	P.14
5	磯子まつり・区制１００周年事業	5,500	5,300	200	P.15
6	健民祭応援事業	2,700	2,700	0	P.15
7	区民スポーツ振興事業	1,420	920	500	P.16
8	地域文化活性化事業	785	785	0	P.16
9	区の魅力創出・発信事業	5,900	2,800	3,100	P.17
10	脱炭素・GREEN×EXPO 2027推進事業	7,513	6,935	578	P.18
11	脱炭素・まちの美化推進事業	2,300	2,831	▲ 531	P.20
12	広報・案内事業	6,020	5,819	201	P.20
13	区民満足度向上事業	4,432	5,789	▲ 1,357	P.21
14	区づくり経営事業	1,449	1,849	▲ 400	P.21

（単位：千円）

No.	事　業　名	７年度 予算額	６年度 予算額	増▲減	目次
Ⅱ　安全・安心なまち		14,474	16,523	▲ 2,049	
15	地域と一緒につくる防災・減災事業	7,939	8,636	▲ 697	P.22
16	災害時要援護者支援事業	1,078	1,365	▲ 287	P.26
17	地域・学校防犯力強化事業	1,750	1,823	▲ 73	P.26
18	交通安全啓発事業	2,999	3,435	▲ 436	P.27
19	食と暮らしの安全確保・啓発事業	708	1,264	▲ 556	P.28
Ⅲ　子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまち		30,027	30,691	▲ 664	
20	磯子区地域福祉保健計画（スイッチＯＮ磯子）推進事業	9,510	9,070	440	P.29
21	子育て応援事業	5,122	5,036	86	P.31
22	「ＳＴＯＰ！こども虐待」事業	2,483	2,050	433	P.32
23	保育園地域子育て支援事業	836	836	0	P.34
24	青少年育成活動助成事業	860	860	0	P.35
25	区民の健康づくり応援事業	2,929	4,835	▲ 1,906	P.36
26	高齢者みんなで支えるまちづくり事業	2,014	2,235	▲ 221	P.37
27	障害者地域生活サポート事業	1,351	1,237	114	P.39
28	多文化共生推進事業	2,322	2,432	▲ 110	P.40
29	地域の居場所づくり支援事業	2,600	2,100	500	P.41
合計		95,482	95,761	▲ 279	

３　主要事業

【重点：重点事業、新規：新規事業、拡充：拡充事業】

Ⅰ　地域の力と魅力にあふれるまち～区制 100 周年、GREEN×EXPO 2027 の機運醸成～

【14 事業　５０，９８１千円】

多様化する地域課題と向き合い、自治会町内会や商店街、事業者など地域で活躍する皆さまと協働で地域の活性化に取り組みます。また、区制 100 周年及び GREEN×EXPO 2027 に向けて、区の魅力や地域資源を活用した機運醸成を図るとともに脱炭素化への取組を推進することで、地域の誇りと愛着を育み、住みたい・住み続けたいまちの実現を目指します。

【主要事業】

(1)　「区民のちから」発揮・活用事業　重点　新規　拡充　P. 13

中学生ボランティア活動の支援、横浜市立大学と連携した地域行事への派遣支援に加え、令和７年度は中学生から大学生までを対象としたボランティア向けの講座を開催し、自治会町内会へ派遣します。

(2)　磯子まつり・区制 100 周年事業　重点　拡充　P. 15

区民・区内活動団体・区内企業等で構成する実行委員会が主体となって、区民まつりを開催します。令和７年度はキャッチフレーズ「未来にはばたく磯子　100 周年ありがとう」を活用し、更なる機運醸成に取り組むとともに、100 周年に向けた具体的な検討を行います

(3)　区民スポーツ振興事業　新規　P. 16

磯子区連合町内会長会とともにホームタウン協定を締結した「横浜ビー・コルセアーズ」と連携し、試合観戦企画「区民デー」や区内青少年向けバスケットボール教室を実施します。

(4) 区の魅力創出・発信事業　重点　新規　拡充　P.17

磯子区魅力発信サイト「ISOGO +」（いそごぷらす）のコンテンツを拡充するとともに、デジタルマップを活用して、磯子の魅力再発見に繋がるまちあるきコースの掲載、区制 100 周年に関連する企画やスタンプラリーなどを実施します。

また、磯子区の歴史の一部である堀割川の活用に向けて、クルーズ運航やクルーズと連携したイベントの回数を増やします。

(5) 脱炭素・GREEN×EXPO 2027 推進事業　重点　拡充　P.18

親子向けの環境啓発イベントや区内企業による小学生向け出前授業の実施など、脱炭素社会への理解を深める取組を引き続き行います。令和 7 年度は新たに、植物発電システムの中学生向けワークショップを実施するとともに、区庁舎に GREEN×EXPO 2027 及び磯子区制 100 周年 PR 特設ブースを設置します。

Ⅱ　安全・安心なまち

【５事業　１４，４７４千円】

「新たな横浜市地震防災戦略」を踏まえ、震災や激甚化している風水害に備え、様々な世代や多様な避難者への対応を含めた自助・共助の取組の支援や啓発等を実施することにより、地域防災力の向上を図ります。また、地域・学校・警察等と連携した防犯対策や交通安全の取組を進めることで、安全・安心なまちづくりを推進します。

【主要事業】

(1) 地域と一緒につくる防災・減災事業　重点　新規　拡充　P.22

頻発する豪雨など、災害の激甚化に対する区民の防災意識の高まりを受け、地域独自の課題・ニーズにも対応できる「地域防災アドバイザー派遣」や「崖地相談会」、あらゆる世代の防災訓練への参加や地域における防災の担い手育成のため「楽しい防災プログラム体験会」を新たに実施します。

災害時でも安定した通信環境を確保することができる地域 BWA を活用し、医療機関等と連携した訓練等を実施します。

また、地域防災拠点におけるペットの同行避難が円滑に進むよう、拠点におけるペット同行避難の訓練を支援するとともに、他拠点への先行事例となるモデル事業を展開します。

Ⅲ　子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまち

【10事業　３０，０２７千円】

多様化する子育てニーズを踏まえた育児支援をはじめ、「第４期磯子区地域福祉保健計画（スイッチＯＮ磯子）」に基づく地域の皆さまの取組の支援や、令和８年度から始まる第５期計画の策定、地域包括ケアシステムの推進、多文化共生の推進に向けた取組を行うことで、ともに支えあい、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまちの実現を目指します。

【主要事業】

(1) 磯子区地域福祉保健計画（スイッチＯＮ磯子）推進事業　重点　P. 29

地域の福祉保健活動の支援や計画の普及啓発を行い、「第４期磯子区地域福祉保健計画（スイッチＯＮ磯子）」（計画期間：令和３年度～令和７年度）を推進するとともに、第５期計画を策定します。

(2) 子育て応援事業　重点　新規　P. 31

子育てニーズ調査を踏まえ、地域子育て支援拠点いそピヨと連携し、日曜日の開所（年 10 回程度）、父親をメインターゲットにした育児講座の開催、身近な場所での相談機会の提供に取り組みます。

(3) 多文化共生推進事業　重点　P. 40

いそご多文化共生ラウンジが、地域団体や学校等と連携し、ごみの分別などの地域の抱える課題や外国人住民が活躍できる場やきっかけづくりに対応するためのアウトリーチを推進します。

＜参考＞

1　区制１００周年に向けた取組【令和７年度：18,913 千円（令和６年度：15,035 千円)】

【関連事業】

(1) 磯子まつり・区制 100 周年事業　＜地域振興課＞

(2) 区の魅力創出・発信事業　＜区政推進課＞

(3) 脱炭素・GREEN×EXPO 2027 推進事業　＜区政推進課＞

2　GREEN×EXPO 2027 に向けた取組【令和７年度：8,349 千円（令和６年度：7,771 千円)】

【関連事業】

(1) 脱炭素・GREEN×EXPO 2027 推進事業　＜区政推進課＞

(2) 保育園地域子育て支援事業 ＜こども家庭支援課＞

４ 自主企画事業

【重点：重点事業、新規：新規事業、拡充：拡充事業】

Ⅰ　地域の力と魅力にあふれるまち～区制100周年、GREEN×EXPO 2027の機運醸成～

【１４事業　５０，９８１千円】

多様化する地域課題と向き合い、自治会町内会や商店街、事業者など地域で活躍する皆さまと協働で地域の活性化に取り組みます。

また、区制 100 周年及び GREEN×EXPO 2027 に向けて、区の魅力や地域資源を活用した機運醸成を図るとともに脱炭素化への取組を推進することで、地域の誇りと愛着を育み、住みたい・住み続けたいまちの実現を目指します。

事　業　名	事　業　内　容
１　自治会町内会振興事業 **[令和７年：5,236 千円]** **[令和６年：5,478 千円]** **＜地域振興課＞** 【アウトカム指標】 自治会町内会加入率 前年度以上 【参考：５年度目標】 68.3%	自治会町内会の活動支援や負担軽減等、地域の振興に寄与する取組を進めることで、自治会町内会加入率の向上や地域住民の連帯感の醸成、自治会町内会活動の充実や円滑化を推進し、地域の活気や愛着、誇りを育みます。 (1) 自治会町内会支援事業 ア　加入申込書（多言語版（英語・中国語・韓国語）ほか）・加入促進チラシの配布 イ　自治会町内会用会計システム操作講習会《４回》 ウ　自治会町内会会計に関するアドバイザー派遣・相談《９回》 エ　掲示板設置等補助事業 (2) 自治会町内会長感謝会《１回》 (3) 自治会町内会役員等表彰 「会計システム操作講習会」の様子

２　自治会町内会活動デジタル化支援事業

[令和７年：1,980 千円]
[令和６年：1,980 千円]
＜地域振興課＞

【アウトカム指標】
参加者アンケートで「今後の活動に活かせそう」と回答した割合
100%

自治会町内会の希望やニーズに応じたデジタル化支援等の取組を行うことで自治会町内会活動の負担軽減と効率化を目指します。

(1) 自治会町内会デジタル化お助け事業《20 団体》

デジタル機器の初歩的な取り扱いや自治会町内会のホームページ作成など、きめ細やかな支援を実施

「アドバイザーによる
他の自治会のデジタル化の事例紹介
（洋光台四丁目自治会）」

（森南町内会 HP より）

「会報誌やイベント情報を掲載したホームページ開設（森南町内会）」

（森南町内会 HP より）

３　「区民のちから」発揮・活用事業

重点

[令和７年：1,626 千円]

[令和６年：1,241 千円]

＜地域振興課＞

【アウトカム指標】
地域力の取組を通して地域と関わりを持った人の数
50人

いそご区民活動支援センターを中心とした地域活動の担い手育成、講座の実施や情報発信により、自治会町内会や活動グループ・団体への支援をすることで、自治会町内会・地域活動団体の活性化を目指します。

(1) 学生ボランティア派遣　拡充

ア　中学生のボランティア活動の支援として、活動先の募集や中学生の募集・派遣

イ　横浜市立大学と連携し、希望がある地域行事への大学生ボランティアの募集・派遣

ウ　ボランティアに関心がある中学生から大学生までを対象とした講座の開催・派遣

(2) いそご地域づくり塾《５回》　新規

自治会町内会をはじめとする地域活動の担い手の発掘・育成のため、日頃から地域活動に取り組んでいるコーディネーターの講義やワークショップによる学び合いを通じて課題解決の手法や魅力づくりを進める力を養うための連続講座を実施

(3) 担い手育成講座《２回》

(4) 地域活動交流会《１回》

(5) いそご地域活動フェス《１回》

(6) いそご区民活動支援センター運営事業

「大学生ボランティアの様子（Happy★ﾊﾛｳｨﾝ in 洋光台）」

「中学生ボランティアの様子（森が丘自治会）お餅つき」

「いそご地域づくり塾（実践体験）」

４　商店街にぎわいづくり事業

[令和７年：4,120 千円]

[令和６年：4,120 千円]

＜地域振興課＞

【アウトカム指標】
磯子区商店街連合会 会員店舗数
350店

磯子区商店街連合会と連携して商店街の魅力を発信し、にぎわいを創出することで、商店街を含めた地域コミュニティの活性化を目指します。

(1) 商店街朝市《４回》
区役所屋外駐車場や他のイベント会場へ出店して開催

(2) 商店街魅力発信イベントの実施
磯子区商店街連合会と連携し、商店街の店舗を巡ることで、商店街の魅力を PR するイベントを実施《10～11 月》

(3) 商店街マップの配布
商店街を紹介する冊子を作成し、商店街、区内郵便局、区役所窓口やイベント等で配布することで、商店街の情報及び魅力を発信

「商店街朝市」

「いそご商店街宝くじ」

横浜市商店街活性化イベント助成事業　経済局から再配当

魅力ある商店街づくりや商店街の活性化を図ることを目的として商店街等が実施するイベントにかかる経費を補助します。

商店街プレミアム付商品券支援事業　経済局事業

地域経済の活性化を図るため、商店会等が主体となって発行する商品券事業に係る経費を補助します。

５　磯子まつり・区制100周年事業

重点

[令和７年：5,500千円]

[令和６年：5,300千円]

＜地域振興課＞

【アウトカム指標】
来場者アンケートの満足度の割合
99%

区民・区内活動団体・区内企業等で構成する実行委員会が主体となり、区民まつりを開催することで、磯子区の賑わいや活性化を推進し、区民の皆様の磯子区への愛着と一体感の醸成を目指します。

また、「磯子区制100周年記念事業実行委員会」において、令和９年の区制100周年に向けた検討を行います。拡充

「第49回磯子まつり」（９月下旬予定）

【参考】

第48回磯子まつり　来場者数　47,000人

「第48回磯子まつり」

６　健民祭応援事業

[令和７年：2,700千円]

[令和６年：2,700千円]

＜地域振興課＞

【アウトカム指標】
健民祭を通して地域のつながりが深まっていると感じている割合
80%

地域の様々な団体が連携して実施する「健民祭」を支援することで、地域のつながりを強化し、地域に対する愛着や誇りを育みます。《９地区》

【参考】

令和６年度　７地区開催

（令和７年１月末現在　５地区　参加者数4,677人）

「磯子地区健民祭」

7　区民スポーツ振興事業

[令和７年：1,420 千円]
[令和６年：　920 千円]
＜地域振興課＞

【アウトカム指標】
【横浜市民スポーツ意識調査】１年間で運動やスポーツを週１回以上実施した（磯子区）
60%

区民のスポーツを通じた健康づくりを促進し、地域スポーツの向上・発展を図るため、磯子区スポーツ協会加盟団体やスポーツ振興団体が開催する区民大会やスポーツ教室の支援及び区民がスポーツに親しむ機会を提供します。

(1) スポーツ振興活動補助金交付事業

磯子区スポーツ協会加盟団体等が開催する区民スポーツ大会や教室への補助金交付等により、スポーツを通じた区民の健康づくりを促進します。《少年野球・綱引・剣道大会等　20 事業程度》

「第 16 回磯子区民駅伝大会」

(2) トップスポーツチームとの連携を通じた機運醸成事業　新規

磯子区連合町内会長会とともにホームタウン協定を締結した横浜ビー・コルセアーズとの連携により、スポーツの振興を図ります。《通年》

ア　試合観戦企画（区民デー）
イ　バスケットボールクリニックの実施
ウ　スポーツチームと連携した区制 100 周年など区事業の PR　等

8　地域文化活性化事業

[令和７年：　785 千円]
[令和６年：　785 千円]
＜地域振興課＞

【アウトカム指標】
区民意識調査「仕事や学業以外に活動してみたいこと」、「文化・芸術活動への参加や振興」の割合
19%

子どもから大人まで、すべての世代が本に触れる機会を創出し、読書活動の推進を図ります。また、地域の文化活動団体への支援及び様々なグループの発表の場や芸術鑑賞の機会をより多く提供することで、磯子区の文化の活性化を図ります。

(1) 読書活動推進イベント《１回》
(2) 第三次読書活動推進目標のＰＲ
(3) 「いそご芸術文化祭」参加事業への助成《18 事業》
(4) 区民ホールギャラリーでの展示《通年》

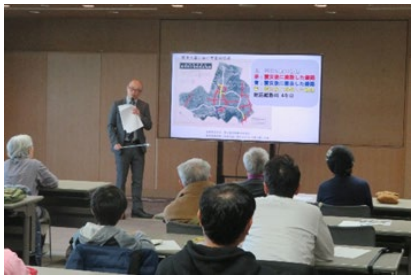

「読書活動推進イベント」

９　区の魅力創出・発信事業　重点

[令和７年：5,900 千円]

[令和６年：2,800 千円]

＜区政推進課＞

【アウトカム指標】
磯子区魅力発信サイト「ISOGO +」閲覧回数
20,000回

磯子区への愛着や誇りを育み、住み続けたい、訪れたいと思ってもらえるまちを目指すため、令和９年に迎える磯子区制 100 周年及び GREEN×EXPO2027 に向けた機運醸成と区の魅力創出・発信を一体的に行います。

(1) 磯子区の魅力情報発信事業　拡充

磯子区制 100 周年及び GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に向け魅力発信サイト「ISOGO +」(いそごぷらす) のコンテンツを拡充し、サイトを活用したイベントの実施《２回》

(2) 堀割川の魅力づくり活動支援

地域団体によるイベント・広報活動等の支援

(3) 堀割川の親水活用事業　新規

磯子区の歴史の一部である堀割川の活用に向けて、クルーズ運航、クルーズに連携したイベントを実施《４回》

「魅力発信サイト「ISOGO +」(いそごぷらす)」

「堀割川の魅力づくり活動イベント 堀割川クルーズ」

10　脱炭素・GREEN×EXPO 2027 推進事業

重点

[令和７年：7,513 千円]

[令和６年：6,935 千円]

＜区政推進課＞

＜地域振興課＞

【アウトカム指標】
当課実施イベント・講座参加者アンケートにおいて環境行動を意識して生活すると回答した人の割合
85%

区内企業等と連携し、主に未来を担う子どもたちに対して気候変動等と脱炭素社会への理解を深める啓発等を実施し、環境の行動を意識するとともにGREEN×EXPO 2027の機運醸成を図ります。

(1) 脱炭素推進事業　拡充

ア　植物発電システムの展示・ワークショップの実施

植物発電システムの展示と中学生向けのワークショップを実施《３校程度》

イ　いそごこどもエコイベントの開催《１回》

親子向けの環境啓発イベントを実施

ウ　区内企業による出前授業の実施

磯子事業会と連携し、区内小学生向けの出前授業を実施

エ　企業見学ツアー等の開催協力

磯子事業会と連携し、区内小中学生向け企業見学ツアー等の広報を行い、脱炭素への意識啓発を促進

オ　GREEN×EXPO 2027　及び磯子区制100周年PR特設ブース設置

(2) 磯子のまち花いっぱい事業

区民向けの花の種及び球根の配布、及び区役所前の花時計や駅前花壇の植え替えの実施。

「植物発電の実験の様子」

「いそごエコスクール」

※R7より「いそごこどもエコイベント」へ名称変更

国際園芸博覧会推進事業

【脱炭素・ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ推進局から再配当　市全体 90,000 千円】

GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に向けて、磯子区における PR の実施

市民や企業と連携した緑のまちづくり事業【みどり環境局から再配当　1,677 千円】

区総合庁舎前に期間限定で立体花壇を設置するほか、「カクテルコスモス花壇」のモデル整備や、区内公園愛護会等と連携し公園にてコスモスの育成を実施

「フラワーミニフェスタでの球根・苗木配布」

11　脱炭素・まちの美化推進事業
[令和７年：2,300 千円]
[令和６年：2,831 千円]
＜地域振興課＞

【アウトカム指標】
区民１人あたり１日に排出する燃やすごみの総量
377グラム

３Ｒ＋Renewable※の推進やポイ捨て防止等まちの美化について、様々な普及・啓発活動を行うことで、「ヨコハマ プラ5.3計画」の目標達成を図るとともに、脱炭素社会の実現を目指します。

※Renewable：再生可能な資源に置き換えることであり、例えば、木や紙などの代替素材やバイオマスプラなどを使用した製品を選ぶこと

(1) イベント等の機会を活用した啓発活動
(2) 保育園・幼稚園、小学校等での啓発活動
(3) もったいないノートの配布《７月》
(4) 環境施設見学会《８月》
(5) リサイクル工作教室《２回　８月》
(6) 磯子駅周辺において、周辺事業者等の協力による清掃活動の実施
(7) 横浜マラソン区内コース沿道清掃《10 月》
(8) 磯子駅周辺において、拾ったごみの量と質でポイントを競い合うイベントの開催《１回　12 月》

「スポＧＯＭＩ大会 in 磯子」

12　広報・案内事業
[令和７年：6,020 千円]
[令和６年：5,819 千円]
＜総務課＞
＜区政推進課＞

【アウトカム指標】
区民生活・震災時防災マップに関するアンケート調査により、役に立ったと答えた人の割合
85%

総合窓口での丁寧な庁舎案内を行うほか、磯子区区民生活・震災時防災マップの配布など、わかりやすく生活に必要な情報等を発信することで、区役所サービスの満足度を高め、親しみやすく利用しやすい区役所の実現や区民の生活利便性向上を目指します。

(1) 来庁者への親切丁寧な庁舎案内を実施
(2) 生活に必要な情報や区の魅力を伝える情報をまとめ、転入者等へ配布するほか、区内の魅力的な風景等を撮影した広報素材の収集・活用
(3) 区民生活に関わりの深い各種統計情報を掲載した「磯子区統計白書」の発行

「庁舎案内」

13　区民満足度向上事業 **[令和７年：4,432 千円]** **[令和６年：5,789 千円]** **＜総務課＞** 【アウトカム指標】 講演会で人権の大切さへの理解が深まった人の割合 80%	職員一人ひとりの窓口応対力の向上や人権意識の向上を図る研修等を実施するとともに、来庁者にとって利用しやすい庁舎環境の整備を行うことで、安心・信頼して行政サービスを受けることのできる区役所を実現します。 (1) 研修、講演会等の開催 ア　応対力向上研修《７回》 イ　人権啓発講演会《１回》 (2) 区庁舎環境整備事業 来庁者向け Wi-Fi や窓口発券システムの運用等、 来庁者がより利用しやすい庁舎環境を整備
14　区づくり経営事業 **[令和７年：1,449 千円]** **[令和６年：1,849 千円]** **＜区政推進課＞** 【アウトカム指標】 案内サイン更新箇所 ２箇所	主要事業の企画・進行管理、区内事業の総合調整を実施することで、区民ニーズを踏まえ、効果的・効率的に区の行政運営を行います。また、区民や来訪者に対し、区内公共施設等への円滑な誘導を図るため、区内に設置する案内サインの更新等を行います。 (1) 運営方針の策定、周知 (2) 区内事業の企画・総合調整 (3) 案内サインの更新

Ⅱ　安全・安心なまち

【５事業　１４，４７４千円】

「新たな横浜市地震防災戦略」を踏まえ、震災や激甚化している風水害に備え、様々な世代や多様な避難者への対応を含めた自助・共助の取組の支援や啓発等を実施することにより、地域防災力の向上を図ります。また、地域・学校・警察等と連携した防犯対策や交通安全の取組を進めることで、安全・安心なまちづくりを推進します。

事　業　名	事　業　内　容
15　地域と一緒につくる防災・減災事業 **重点** **[令和７年：7,939 千円]** **[令和６年：8,636 千円]** **＜総務課＞** **＜福祉保健課＞** **＜生活衛生課＞** 防災講座アンケート「災害に備えて３日以上の防災備蓄を行っている」区民の割合 60%	地域が主体となって行う防災訓練の支援、区民の自助・共助の意識向上や取組促進を目的とした啓発、防災ボランティア団体の活動支援、区災害対策本部の充実強化を行うことで、災害時への備えを実施している区民を増やし、減災につなげます。 (1) 地域の自助・共助啓発事業　拡充 ア　防災講座の実施《25 回》 大規模地震や風水害等に対する備えや避難行動等に関する講話及び防災啓発動画等の啓発資料・啓発物品の配布 イ　地域防災アドバイザー派遣《30 回》　新規 町の防災組織が抱える課題解決のため、防災の専門知識を有する団体や防災士をアドバイザーとして自治会町内会へ派遣 ウ　楽しい防災プログラム体験会《11 月》　新規 あらゆる世代の防災訓練への参加や、地域における防災の担い手育成につなげるため、自治会町内会等の防災訓練に活かせるゲーム形式の訓練などの体験会を実施 「防災講座」

15　地域と一緒につくる防災・減災事業	エ　崖地相談会《２回》　新規 激甚化する災害による被害を軽減するため、専門家（地盤品質判定士）による崖地・擁壁の維持管理等に関する相談会を実施 (2) 地域防災拠点等支援事業 ア　地域防災拠点運営委員向け講習会の実施《10 月》 発災時の円滑な拠点運営や、拠点訓練の充実を図るため、運営委員向け講習会を実施 イ　物置の増設《２拠点》 備蓄品の増加により手狭となった備蓄庫の収容スペース不足解消のため、物置を設置（令和７年度で区内すべての拠点への増設完了） (3) 区災害対策本部強化事業 ア　区本部運営訓練《３回　５・９・１月》 関係機関、ボランティア団体と連携した訓練を実施 イ　拠点動員者研修《２回　８・10 月》 拠点動員者のスキルアップを図る研修を実施 (4) 防災ボランティア活動支援事業 ア　防災パネル展の開催《２回　９・１月》 イ　応急手当普及員の新規講習・再講習の支援 (5) 防災関連マップ等配布事業 区民による自発的な防災・減災活動に繋げていくため、磯子区区民生活・震災時防災マップ、在宅避難リーフレット、各種ハザードマップを配布することにより啓発を実施

「洋光台地区連合総合防災訓練」

「区本部運営訓練」

「在宅避難リーフレット」

15　地域と一緒につくる防災・減災事業	(6) 災害時医療体制整備事業 ア　三師会、医療機関等関係機関による災害医療連絡会の開催 《２回　９月、３月》 イ　医療機関・薬局と連携したMCA無線※1等による情報受伝達訓練の実施 《６回　４・６・８・10・12・２月》 ウ　三師会等との「のぼり旗掲出訓練」の実施《10月》 エ　令和６年度に導入した地域BWA※2を用いた医療機関等との災害訓練 《１月》 ※１　MCA（Multi Channel Access）無線 周波数の効率的な利用を目的として開発された一般業務用の陸上移動無線システムで、ひとつの周波数帯を多くの利用者が順番に使用する画期的な方式を採用 ※２　地域BWA(Broadband Wireless Access) 広帯域移動無線アクセスのことで、携帯電話等で使われる周波数帯と異なる周波数帯を使用しており、災害時でも通信制限がかからず、安定した通信環境を確保可能。 (7) 災害時ペット対策事業　拡充 地域防災拠点におけるペットの同行避難が円滑に進むよう、拠点に対する支援を行います。また、飼い主に対しても日頃から必要な備えなど、ペット防災について啓発を行います。 ア　拠点におけるペット同行避難の訓練を支援するとともに、他拠点への先行事例となるモデル事業を展開する イ　飼い主向け災害時ペット対策講習会の実施《２月》 【オンライン・対面併用開催】 ウ　区民ホールや地域防災拠点訓練等でのパネル展示 「ペット一時避難場所のモデル（イメージ）」 「災害時ペット対策講習会」

地域防災力向上事業【総務局事業　262,006 千円】

(1) 地域防災活動奨励助成金

地域防災拠点運営委員会等が実施する研修・広報・訓練などの運営経費及び防災資機材の維持管理経費の一部として補助金を交付し、地域防災拠点を中心とした地域防災活動を支援します。

(2) 「町の防災組織」活動費補助金

自治会町内会等により組織されている「町の防災組織」が行う自主防災活動の経費の一部として補助金を交付し、地域の自主防災活動を支援します。

感震ブレーカー等設置推進事業【総務局事業 177,500 千円】

震災時の火災による住宅被害の軽減を図るため、横浜市密集市街地における地震火災対策計画における重点対策地域には、能登半島地震の被災状況等も踏まえ、感震ブレーカー購入助成額を拡充するとともに、「まちの不燃化推進事業」とも連携し、通電火災の防止について周知啓発を強化します。また、自治会・町内会での取りまとめ等の負担を軽減し、個人を対象とした助成制度・取付支援を新たに横浜市内全域に広げ、更なる設置促進を図ります。

家具転倒防止対策助成事業【総務局事業　33,200 千円】

地震発生時における人的被害を抑えるため、家具類の転倒防止器具を自力で設置することが難しいと考えられる、高齢者や障害者等のみで構成される世帯に設置助成を行います。また、現行制度の取付支援に加えて、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」における重点対策地域（不燃化推進地域）での家具転倒防止器具購入費の全額助成を導入します。重点対策地域以外の地域においては、家具転倒防止器具購入費の一部助成（最大１/２上限 2,000 円）を導入します。

災害時医療体制整備事業【医療局事業　68,801 千円】

大規模災害に備え、横浜市防災計画に基づいた災害時医療体制をより充実させるため、災害医療関係機関との連携を強化します。

医療救護隊関係機関である横浜市医師会、薬剤師会、看護協会と連携した集合研修を実施するほか、各区においても必要な訓練や研修を実施するなど、体制を充実させるための取組を進めます。

16　災害時要援護者支援事業

[令和７年：1,078 千円]

[令和６年：1,365 千円]

＜総務課＞

＜福祉保健課＞

＜高齢・障害支援課＞

【アウトカム指標】
福祉避難所協定施設の開設理解度
94%

自治会町内会等の取組支援、福祉避難所の運営支援を行うことで、高齢者・障害者など配慮が必要な災害時要援護者が円滑かつ安全に避難できる支援体制を整えます。

(1) 災害時要援護者支援事業

安否確認等が円滑にできるよう、災害時要援護者名簿の掲載者を地図上に明示

(2) 福祉避難所支援事業

福祉避難所協定施設と連携し、発災時の円滑な開設・運営を支援

ア　区と福祉避難所による連絡会の開催《２回　７・３月》

イ　区と福祉避難所間での情報受伝達訓練の実施《２回　６・11 月》

ウ　福祉避難所の開設・受入訓練の実施《２回》

エ　ポータブル電源など防災用品の配備

「ケアプラザでの受入訓練の様子」

17　地域・学校防犯力強化事業

[令和７年：1,750 千円]

[令和６年：1,823 千円]

＜地域振興課＞

【アウトカム指標】
犯罪発生件数（１月～12月※）※警察の統計が暦年のため
565件

防犯対策や啓発活動を、地域・学校・警察等と協力・連携して進めることで、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進します。

(1) 防犯活動支援事業

ア　区民による主体的な防犯活動や取組に対する物品の貸与

イ　安全安心メールの配信

ウ　磯子警察署と連携した特殊詐欺等防止の取組（迷惑電話防止機器の貸与、防犯啓発キャンペーンへの参加等））

(2) 安全・安心まちづくり推進協議会運営

ア　安全・安心まちづくり推進協議会総会（書面）の開催《１回》

イ　功労者表彰の実施《１回》

ウ　中学生ポスターコンクールの実施及び表彰《１回》

(3) 青色防犯パトロール

「防犯貸与物品 LED ベスト」

18　交通安全啓発事業

[令和７年：2,999 千円]
[令和６年：3,435 千円]
＜地域振興課＞

【アウトカム指標】
区内交通事故死者数 ※( )は市内目標と実績
0 (36) 人

交通安全指導と啓発活動を警察、交通安全協会等の団体と連携して進めることで、交通事故の防止と安全意識の向上を推進します。

(1) 交通安全指導
　交通安全教室や講習を警察署、交通安全協会等と連携して実施
ア　幼児交通安全教室
イ　児童交通安全教室・はまっ子交通あんぜん教室《16 校》
ウ　大人への自転車マナー等交通安全啓発
　(ｱ) 交通安全教室等で大人（保護者）に向けた自転車マナーの呼びかけ等
　(ｲ) 区シニアクラブ連合会行事等にて、反射材の配布等
　(ｳ) 地区センター等区内施設にて、啓発ちらしの配架等
(2) 交通安全キャンペーン
　各季キャンペーン《４回》
(3) スクールゾーン対策協議会への助成《16 団体》

「はまっ子交通あんぜん教室」
（汐見台小）

19　食と暮らしの安全確保事業

[令和７年：　708 千円]

[令和６年：1,264 千円]

＜生活衛生課＞

【アウトカム指標】
社会福祉・教育関連施設、地域行事での集団食中毒発生件数
０件

高齢者や子供に関係する施設等の健康危機管理強化に対する支援や生活衛生及び動物の愛護に関する正しい情報を発信することで、食中毒予防や犬による咬傷事故防止など、区民の安全で安心な生活を実現します。

(1) 食と暮らしの衛生サポート事業

ア　高齢者や子供に関係する施設の衛生確保

保育園、小学校等の調理室の簡易拭き取り検査や機器の貸出し

イ　食中毒、感染症予防対策

(ｱ) 食中毒予防キャンペーン《９月》

(ｲ) 感染症対策指導者養成研修会《２回　10 月（２回)》

ウ　食と暮らしの衛生に関する情報発信

(ｱ) 衛生講習会（区民、施設従事者対象の出前講座）《月４回》

(ｲ) 手洗い講座《15 回》

(ｳ) 食中毒・衛生害虫・災害時ペット対策のパネル展《３回》

エ　衛生害虫等対策

(ｱ) 広報でのハチ・蚊等に関する啓発《１回》

(ｲ) ハチの巣駆除機器の貸出し

(2) 犬や猫の適正飼育等普及事業

ア　動物適正飼育に関する啓発

(ｱ) 犬や猫の適正飼育啓発資料の配布

(ｲ) 適正・終生飼育講演会《11 月》【オンライン・対面併用開催】

(ｳ) 長寿犬表彰《11 月》

イ　猫の飼育問題解決支援事業

(ｱ) 猫の適正飼育支援（猫侵入防止機器の貸出し）

(ｲ) 地域猫活動の支援

「アシナガバチの巣」

Ⅲ　子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまち

【１０事業　３０，０２７千円】

多様化する子育てニーズを踏まえた育児支援をはじめ、「第４期磯子区地域福祉保健計画（スイッチＯＮ磯子）」に基づく地域の皆さまの取組の支援や、令和８年度から始まる第５期計画の策定、地域包括ケアシステムの推進、多文化共生の推進に向けた取組を行うことで、ともに支えあい、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまちの実現を目指します。

事　業　名	事　業　内　容
20　磯子区地域福祉保健計画（スイッチＯＮ磯子）推進事業 重点 **[令和７年：9,510 千円]** **[令和６年：9,070 千円]** **＜福祉保健課＞** 【アウトカム指標】 各地区事業実施数 100事業	地域の福祉保健活動の支援や計画の普及啓発を行い、「第４期磯子区地域福祉保健計画（スイッチＯＮ磯子）」（計画期間：令和３年度～令和７年度）を推進するとともに、第５期計画を策定し、「誰もが幸せに暮らせるまち」の実現を目指します。 (1) 第５期計画策定事業 ア　第５期計画策定支援委託 第５期計画（令和８年度～令和 12 年度）策定に向けた、意見集約や計画原案策定等の業務委託 イ　策定・推進検討会の開催《４回》 各地区の代表や各種団体からなる第５期計画の策定等に係る意見交換 (2) スイッチＯＮ磯子支援事業 ア　地域福祉保健活動に対する補助 活動を推進するための会議運営や地域福祉活動の取組に対する補助金の交付 イ　区役所・区社協・地域ケアプラザ職員向け地域支援研修　《５月》 **「一人暮らし高齢者の集いの様子（滝頭地区）」**

20　磯子区地域福祉保健計画（スイッチ ON 磯子）推進事業	(3) スイッチＯＮ磯子普及啓発事業 ア　スイッチＯＮ磯子認知度向上や第５期計画の策定にこどもの意見を反映するため、磯子まつり等においてイベントを実施 イ　講演会の開催《11 月》

21　子育て応援事業

重点

[令和７年：5,122 千円]

[令和６年：5,036 千円]

＜こども家庭支援課＞

【アウトカム指標】
子どもの育てにくさを感じている保護者のうち、解決方法を知っている方の割合
83%

地域の子育て支援団体・機関と連携し、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を進め、“子育てしやすいまち磯子”の実現を目指します。地域子育て支援拠点「いそピヨ」の日曜日開所や地域へのアウトリーチなど、養育者のニーズに対応した取組の充実化を図ります。

(1) いそピヨ機能強化事業　新規

地域子育て支援拠点（いそピヨ）の日曜日開所をスタートさせるとともに、地域へのアウトリーチを実施します。

さらに、男性の育児参加を促進する講座を拡充します。

ア　いそピヨの日曜日開所　　《10 回（アウトリーチ会場２か所含む）》

イ　日曜日に開催する父親子育て応援講座　　《10 回》

「地域子育て支援拠点いそピヨ」

(2) 出産育児応援事業

ア　プレパパ出産育児教室　　《３回　６・10・２月》

イ　あかちゃん教室（11 会場）　《各会場 10 回》

ウ　授乳相談　　《月１回》

「プレパパ出産育児教室を受講するパパ・ママ」

(3) 地域で子育て応援事業

ア　磯子区オリジナルアルバム配付、手形・足形スタンプ配置

新たな家族を迎えたての家庭に、メッセージや手形・足形の成長記録を残せるオリジナルアルバムを配付（手形・足形用のスタンプ台は、あかちゃん教室、地域子育て支援拠点等に設置）

イ　子育て応援マップ「いそっこマップ」の配布

令和６年度改訂のマップを地域子育て支援拠点、保育園等で配布

ウ　障害児支援ネットワーク　《２回》

エ　子育て支援連絡会　《４地区各１回、全体会１回》

保育園、親と子のつどいの広場、地域ケアプラザ等が参加し、地域子育て支援拠点と連携して子育てネットワークを強化

「あかちゃん教室」

オ　保育ボランティア研修・配置事業《研修２回》

区内の保育ボランティアグループに研修を実施し、区の行事等での保育協力を依頼

22　「ＳＴＯＰ！こども虐待」事業
［令和７年：2,483 千円］
［令和６年：2,050 千円］
＜こども家庭支援課＞

【アウトカム指標】
児童虐待死ゼロ
０人

子どもへの関わり方に悩む養育者を支援するため、子どもとの適切なコミュニケーションについて学ぶ講座の開催や動画配信を行います。また、養育支援が必要な家庭を地域で支えるネットワークづくりや関係機関との連携強化を図ることを目的とした連絡会を実施し、引き続き、児童虐待死ゼロを目指します。

(1) ひろがれ！「ほのぼの子育て」事業

ア　「ほのぼの子育て」講座

子どもと より良い関係を築く際に大切な養育のスキルを体験的に学ぶ養育者向けの実践講座《４コース各２回》

イ　「ほのぼの子育て」動画・リーフレットの配信・配布

(2) エリア別虐待防止連絡会《６回》

要保護児童対策地域協議会に位置づけられている実務者会議と個別ケース検討会議とをつなぐエリア別の連絡会を、中学校区ごとに開催し、有識者を講師として招き研修・グループワークを実施

(3) 親子のための法律相談《６回》

子どもと女性の生活の安全を守るために、区役所で弁護士による専門相談を実施

「ほのぼの子育て講座を受講するパパ・ママ」

「ほのぼの子育て」動画

「ほのぼの子育て」動画

地域子育て支援拠点「いそピヨ」事業　こども青少年局から再配当

地域子育て支援拠点では、就学前の子どもとその保護者が遊びながら交流できるスペースを提供するとともに、子育て相談、子育て情報の提供などを行います。利用登録のうえ、無料で利用できる施設で、子育て支援に関わる方のための研修会や子どもの預かりなども実施しています。

＜７つの機能＞

子育て家庭のために	(1) 遊んで、交流のできる場を提供します（親子のひろば） (2) 子育ての不安や悩みの相談をお受けします（子育て相談） (3) 子育てのいろいろな情報を集め提供します（情報の収集･提供事業）
子育て支援者のために	(4) 支援者のネットワークをつくります（ネットワーク作り） (5) 支援者向けの研修会などを行います（人材育成機能）
地域の中での子どもの預かり合いの促進	(6) 横浜子育てサポートシステム事務局の運営を担います
地域で子育て家庭を支えるために	(7) 横浜子育てパートナーが親子をサポートします

児童虐待防止啓発地域連携事業【こども青少年局から再配当　350 千円】

児童虐待防止に関する広報・啓発を行うとともに、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりを推進します。

(1) 児童虐待防止啓発地域連携事業《関係機関向け講演会　１回》

(2) 区要保護児童対策地域協議会実務者会議《代表者会議　２回》

(3) 児童虐待防止のための区民向け啓発

ア　パネル展示《１回》

イ　プレパパ出産・育児教室での乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発《３回》

ウ　啓発物品購入（歯ブラシ、缶バッチ、ウエットティッシュ）

23　保育園地域子育て支援事業
[令和７年：836 千円]
[令和６年：836 千円]
＜こども家庭支援課＞

【アウトカム指標】
育児講座・育児イベント参加者満足度
95%

未来を担う子どもたちを健やかにはぐくむため、市立保育園（東滝頭、洋光台第二）の保育施設を活用した子育て支援事業を実施することで、親と子のふれあいや地域とのつながりを醸成し、子育て中の家庭を支援します。また、園児が保育園で花・野菜を栽培・展示するなど、地域の“緑花”をきっかけに支援の輪を拡げるとともに、GREEN×EXPO2027 の機運醸成を進めます。

(1) 育児支援事業
ア　園庭開放に合わせて、保育士による絵本や紙芝居の読み聞かせと絵本の貸し出しコーナーの設置
イ　親子の居場所・仲間作りの場の提供《月１回》
ウ　地域ケアプラザ、ログハウス等への市立園の保育士による出前保育《月２～３回》
エ　市立及び私立保育園の保育士による磯子スポーツセンター等での育児イベントの開催《３回　６・10・11 月》
オ　「磯子区オリジナルアルバム」を持って市立保育園に遊びに来た家庭向けに手形・足形用のスタンプ台を設置

「育児支援事業（育児イベントでの釣り堀コーナーの様子）」

(2) 食育推進事業（すくすく・もぐもぐ相談事業）
ア　給食体験と育児相談の実施《月４回程度》
イ　給食レシピの配布及びホームページでの掲載

(3) 花いっぱい　野菜いっぱい　あったか保育園事業　拡充
ア　市立保育園での花・野菜の栽培と展示
イ　栽培した花の区庁舎展示と種の配布
ウ　民間保育園や地域の親子、高齢者等との花・野菜の栽培を通じた交流《月 10 回程度》
エ　GREEN×EXPO2027 の機運醸成ため、園児が育てた苗等に特製プレートを付けて地域に配布

「花いっぱい野菜いっぱいあったか保育園事業（高齢者と保育園児との交流の様子）」

24　青少年育成活動助成事業

[令和７年：860 千円]

[令和６年：860 千円]

＜地域振興課＞

【アウトカム指標】
磯子区子ども会連絡協議会への磯子区小学生の加入率
20%

青少年育成を目的とした団体が行う事業に対して補助を行うことで、活動の推進、青少年が健全に育成される環境づくりを促進します。

(1) 青少年育成活動への支援《10 事業》

(2) 磯子区子ども会連絡協議会への支援

磯子区子ども会連絡協議会が行う研修会やサマーキャンプ等の事業に対する補助の実施

「サマーキャンプ」

磯子区寄り添い型学習支援事業【健康福祉局から再配当　19,422 千円】

生活困窮状態等により支援を必要とする家庭に育つ中学生を対象に、個別学習や学習の仕方に関する相談を行うことで、高校進学に向けた支援を行い、将来の自立に向けた基盤づくりのための支援を行います。

磯子区寄り添い型生活支援事業【こども青少年局から配当　16,486 千円】

養育環境に課題があることなどから、日常の生活習慣などが身についていない小中学生（主に小学生）を対象に、生活能力の向上を図ることで、将来的に自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

25　区民の健康づくり応援事業

[令和７年：2,929 千円]

[令和６年：4,835 千円]

＜福祉保健課＞

【アウトカム指標】
平均自立期間 （日常生活に介護を要しない期間の平均）
男：79.71年以上 女：83.94年以上

区民が自ら健康づくりに取り組めるように、知識や技術の普及・啓発、身近な地域での健康づくり活動の支援することで、健康寿命の延伸を目指します。

(1) 出張！健康づくり応援隊《３回》
　地域での催し等に出張し、生活習慣改善につなげるための相談やイベントを実施

(2) がん検診・特定健診啓発事業
　ポスター掲示、パネル展等を通じたがん検診・特定健診の啓発
　乳がんなどのターゲットを絞ったがん検診の啓発

(3) 保健活動推進員関連事業
　ア　保健活動推進員研修《３回》
　イ　保健活動推進員活動支援

(4) 食生活等改善推進員周年記念事業　新規
　令和７年度に活動 60 周年を迎える磯子区食生活等改善推進員の記念式典での感謝賞授与、講演会

(5) 乳幼児の「食」応援事業
　ア　出張栄養相談《12 回》
　イ　はじめての離乳食教室《12 回》
　ウ　おいしいお話よみきかせ《２回》

(6) 区民の「健口」応援事業
　ア　おやこ歯っぴー教室《６回》
　イ　磯子区歯科医師会との連携会議《11 月》

「出張！健康づくり応援隊
杉劇夏まつりでの推定野菜摂取量測定の様子」

「がん検診啓発事業　駅での乳がん検診啓発ポスター掲示」

26　高齢者みんなで支えるまちづくり事業
[令和７年：2,014 千円]
[令和６年：2,235 千円]
＜高齢・障害支援課＞

【アウトカム指標】
平均自立期間 （日常生活に介護を要しない期間の平均）
男：79.71年以上 女：83.94年以上

介護予防・健康づくりや認知症の方を地域で見守る体制づくり、高齢者が一人で悩まず誰かにつながる地域づくりを進めることで、横浜型地域包括ケアシステムを推進し、健康寿命の延伸や、高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることを目指します。

(1) フレイル予防
ア　いそご区民まつり等にて、フレイル予防の啓発や地域の通いの場等について案内
イ　フレイル予防動画「磯子けんこう体操」のインターネット配信、DVD・リーフレットの配布

(2) 認知症普及啓発
ア　磯子区認知症高齢者あんしんネットワーク事業
(ｱ) 磯子区認知症事業・高齢者虐待防止連絡会《12 月》
(ｲ) 認知症の理解を深めるためのリーフレット増刷
イ　区民理解の促進
認知症サポーター養成講座を実施、あわせて啓発用ハンドタオルを作成・配布
ウ　普及啓発講演会
認知症当事者等による講演会を実施《１回》

(3) 「つながるマグネット」事業
（事業名：一人暮らし高齢者等への相談窓口啓発）
民生委員、地域ケアプラザ、区役所への相談や支援につながっていない一人暮らし高齢者等が、困り事を自ら相談できるように、お住まいの地域のケアプラザと区役所の電話番号を記載した保存版のチラシとマグネットを作成・配布

「区民まつりでの様子」

「認知症サポーター養成講座」

「つながるマグネット」

元気づくりステーション　健康福祉局から再配当

「歩いて行ける身近な場所で仲間と介護予防に取り組む自主的なグループ活動」

第９期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画において、元気づくりステーション等のグループ活動を広げ、介護予防の取組を推進することが位置づけられています。磯子区では令和６年度 27 のグループが活動しています。

(1) 区保健師と地域包括支援センターの看護職が連携し、新規グループの立ち上げや既存グループの活動の活性化支援
(2) 区内元気づくりステーションの情報マップ等を活用した地域に向けた情報提供
(3) 交流会の実施
　ア　区全体交流会《１回》
　イ　エリア別交流会（洋光台・新杉田・滝頭）《３回》
(4) フレイル予防普及啓発のためのフレイル予防サポーター人材育成研修の実施

27　障害者地域生活サポート事業
[令和７年：1,351 千円]
[令和６年：1,237 千円]
＜高齢・障害支援課＞

【アウトカム指標】
支援者学習会参加者数
170人

障害者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる地域共生社会を目指して、障害者の支援に関わる関係機関のネットワークにより、障害者の地域生活課題を抽出し、課題解決を図るとともに、支援者のスキルアップのための学習会を開催します。また、障害理解の促進に向けた区民向け普及啓発を行います。

(1) 障害者相談支援ネットワーク事業
　ア　支援者学習会《３回》
　イ　障害者の防災の取組に関する啓発・意見交換
(2) 障害者週間等普及啓発
　ア　障害者施設自主製品紹介冊子「いそごでさがそ」の改訂及び駅等への障害事業所による配架
　イ　障害者施設自主製品販売（こすもすショップ）《27 回》
　ウ　障害者週間パネル展《１回》
　　障害者週間（12 月３日～９日）に合わせてパネル展を実施

「こすもすショップによる自主製品販売」

磯子区精神障害者生活教室（すみれ会）　精神保健福祉対策事業　健康福祉局から再配当

こころの病気を抱える方の社会復帰・社会参加の支援のため、レクリエーションやスポーツ、創作活動などを区役所の会議室や公園等で実施します。《月４回程度》

自殺対策事業　健康福祉局から再配当

自殺の現状や自殺対策について広く普及啓発するため、高齢・障害支援課、福祉保健課、生活支援課が合同で、自殺予防週間（９/10～16）に合わせて、自殺予防週間パネル展等を実施します。《１回》

28　多文化共生推進事業　重点

[令和７年：2,322 千円]

[令和６年：2,432 千円]

＜地域振興課＞

【アウトカム指標】
ラウンジ利用者数（イベント参加者数等含む）
3,500人

多文化共生の拠点となる「いそご多文化共生ラウンジ」が、地域団体や学校等との連携を図ることで、「多文化共生を通して、誰もが地域で安心して力を発揮できる磯子」の実現を目指します。

(1) 多文化共生環境整備事業

区役所窓口へのテレビ電話通訳タブレット及びポケトーク端末の運用

(2) 多文化共生推進のための連携事業

いそご多文化共生ラウンジが地域団体や学校等と連携し、地域の抱える課題に対応するためのアウトリーチの推進

ア　ごみの分別など地域課題への取組

イ　外国人住民が地域で活躍できる場やきっかけづくり　等

「滝頭地区ふれあい納涼盆踊り大会での出店」

いそご多文化共生ラウンジ（国際交流ラウンジ）〈区民利用施設管理費　16,005 千円〉

今後も増加が見込まれる外国人区民への対応を進め、更なる多文化共生の実現を目指します。

＜主な機能＞

・外国人市民に対する情報提供・相談機能

・国際交流事業、日本語教室事業　など

いそご
多文化共生ラウンジ
ISOGO International Lounge

「いそご多文化共生ラウンジ　ロゴ」

29　地域の居場所づくり支援事業

[令和７年：2,600 千円]

[令和６年：2,100 千円]

＜地域振興課＞

【アウトカム指標】
居場所を活用した地域活動実施回数
36回

空き家や空き店舗、住居の空き部屋等を活用した地域の居場所づくりを進める団体に対して、改修及び運営経費の補助を行い、地域活動の活性化及び地域の交流を促進します。

磯子区地域の居場所づくり支援補助金交付事業
《新規１団体、継続２団体》

「岡村西部第一自治会館（音楽サロン）」

【参考】令和７年度磯子区自主企画事業 中期計画基本戦略図

事業数：　29　事業
予算額：95,482 千円

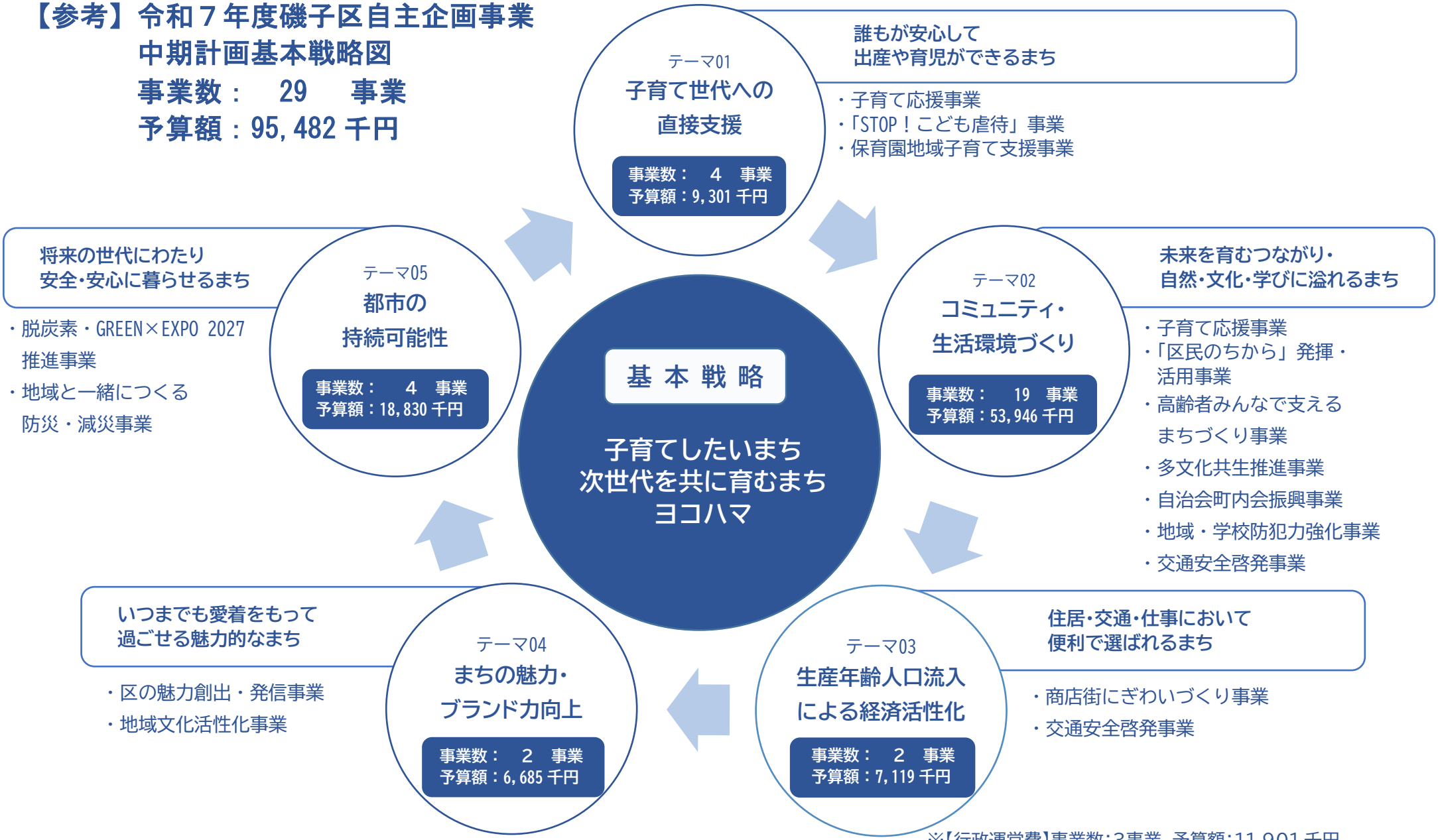

※【行政運営費】事業数：3事業、予算額：11,901 千円
【 再掲部分 】事業数：5事業、予算額：12,300 千円

第 49 回　磯子まつり
区民ステージ出演団体募集

1　概要

（１）日　時　令和７年９月 28 日（日）　13:00～15:00　※開演時間変更の可能性あり
（２）会　場　磯子公会堂
（３）募集数　23 団体予定

2　応募の条件

（１）所要時間については、**舞台設営・撤収、入退場、出演等を含めて５分以内としてください。**
（２）区民又は主な活動場所が磯子区内の団体であること。
（３）政治的、宗教的、又は営利を目的とするなど公益を損なう恐れのある活動をしないこと。
※出演の可否については、７月下旬に主催者からメール又は郵送でご連絡させていただきます。

3　締切

裏面の応募用紙に記入のうえ、次のとおり提出してください。
応募期限：**令和７年６月 20 日（金）17 時 00 分必着**（持参・郵送・電子申請いずれも可）
あ て 先：〒235-0016　磯子区磯子３－５－１
磯子区役所地域振興課　磯子まつり区民ステージ担当
電子申請：こちらの二次元コードからご応募ください　→

4　出演の決定

出演の可否については、７月下旬までに主催者から通知書をメール又は郵送にて送付させていただきます。
また、出演が決定した団体につきましては、説明会（８月を予定）を開催する予定となっておりますので、必ず１名ご参加いただきますようお願いいたします。

5　注意事項等

（１）台風等の災害・選挙等に伴い、磯子まつりが**中止又は開催内容が変更**となる場合があります。その際の対応については、決定次第ご連絡いたします。
（２）**応募多数の場合には抽選を行います。抽選の結果、出演が出来ない場合がありますのでご了承ください。**
（３）ルールを守れない方や、運営に協力が出来ない方、その他、虚偽の申請などがあった場合などは、出演をお断りすることがあります。
（４）搬入に使用する車については駐車場を用意します。裏面に搬入する予定の物品を記載ください。なお駐車場は有料となる場合もあります。また、確保台数を超える場合は抽選となります。
（５）ＣＤなどの音源を使用する場合には、曲数は自由ですが、使用する曲のみを入れ、通して再生できるよう編集済みの状態でご提出いただきます。
（６）**控室については、出演団体数によっては、複数の出演団体に同時にご利用いただくこととなる場合があります。**
（７）**今年も同時にパレード出演団体を募集中！そちらもご検討ください！（別に応募用紙あり）**
（８）**主催者が撮影した写真や映像を広報用に使用する場合があります。**

6　主催者・問合せ

主　催：磯子区制 100 周年記念事業実行委員会
問合せ：磯子区役所地域振興課　TEL：750-2398

磯子まつり協賛金募集中！

第49回　磯子まつり
区民ステージ出演応募用紙

団体概要	団体名		
	代表者名		
	主な活動場所		
	連絡担当	氏　名	
		住　所	〒　　－
		TEL 携帯 ｅメール	TEL 携帯 ｅメール
出演内容	ジャンル （いずれかに○をする）		１．ダンス（内容：　　） ２．楽器演奏（内容：　　） ３．歌　　４．その他（　　）
	出演者数		名
	出演者年齢構成		10歳未満　　名、10代　　名、20代　　名 30代　　名、40代　　名、50代　　名 60代　　名、70代　　名、80歳以上　　名
	必要物品・機材		□イ　ス（　　脚） □マイク（　　本）　　□マイクスタンド（　　本） □ＣＤ演奏 ※上記以外の機材貸出はありません。
	搬入車両用駐車場		□要　※１台分まで　　□不要 搬入物品（　　）
	その他		

※　所要時間については、**舞台設営・撤収、入退場、出演等を含めて５分以内としてください。**
※　リハーサルには対応できませんので、予めご了承ください。
※　出演の可否については、メール又は郵送でご連絡させていただきます。

2027は磯子区誕生100周年

磯子区キャラクター いそっぴ

第49回 磯子まつり
パレード出演者募集

1 概要

（1） 日　時　令和７年９月28日（日）10:30～12:00　※開演時間変更の可能性あり
（2） 会　場　磯子区総合庁舎前から磯子パインプロムナード前産業道路上 約350m（予定）
（3） 募集数　25団体予定

2 応募の条件

（1） 出演時間については、１団体１５分を予定しております。
（2） 出演にあたっては、１団体あたりの人数をおおむね３０人程度としてください。
（3） 区民又は磯子区内で活動している団体であること。
（4） 政治的、宗教的など公益を損なう恐れのある活動をしないこと。
※出演の可否については、７月下旬までに主催者から通知書を送付させていただきます。

3 締切

電子申請システム又は裏面の応募用紙に記入のうえ、次のとおり提出してください。
応募期限：令和７年６月20日（金）17時00分必着　（電子申請・持参・郵送いずれも可）

郵送〒235-0016　磯子区磯子３－５－１
磯子区役所地域振興課　磯子まつりパレード担当　宛
電子申請システムこちらの二次元コードからご応募ください→

4 出演の決定

出演の可否については、７月下旬までに主催者から通知書を郵送又はメールにて送付させていただきます。その際に、出演に関しご提出をいただく書類一式を添付いたします。
また、出演が決定した団体につきましては、説明会を開催する予定となっていますので、必ず１名ご参加いただきますようお願いいたします。

5 注意事項

（1） 台風等の災害・選挙等に伴い、磯子まつりが中止又は開催内容が変更となる場合があります。その際の対応については、決定次第ご連絡いたします。
（2） 応募多数の場合には抽選を行います。抽選の結果、出演が出来ない場合がありますのでご了承ください。
（3） 出演順番や控室等については、主催者が決定します。
（4） 進行にあたっての指示や運営に協力が出来ない方、ルールを守れない方、その他虚偽の申請などがあった場合などは、出演をお断りすることがあります。
（5） 搬入に使用する車については駐車場を用意します。裏面に搬入する予定の物品を記載ください。なお駐車場は有料となる場合もあります。
（6） **主催者が撮影した写真や映像を広報用に使用する場合があります。**

磯子まつり協賛金
募集中！

6 主催者・問合せ

主　催：磯子区制100周年記念事業実行委員会
問合せ：磯子区役所地域振興課　（TEL：750-2392）

第49回 磯子まつり
パレード出演応募用紙

団体概要	団体名		
	代表者名		
	連絡担当	氏　名	
		住　所	〒　　－
		TEL Eメール	TEL　　： Eメール：
出演内容	ジャンル （いずれかに〇をする）		1．歩行のみ 2．歩行をしながらの演奏 3．歩行をしながらの演技 4．決められた箇所での演奏　※1箇所3分以内 5．決められた箇所での演技　※1箇所3分以内 6．車両での出演 7．その他（　　） ※決められた箇所とは、パレードエリア内に3箇所を予定しています。
	出演数		出演者数　＿＿＿名　、　出演車両台数　＿＿＿台
	音響機材		□使用する　　□使用しない ※音源（CD 形態）をご用意いただき、音響機器を積載した台車を利用してパレードを進行する予定です。また、音源は8月上旬までにご提出をいただく予定となっております。
	搬入物品用駐車場		□要　※1台分まで　　□不要 搬入物品（　　）
	その他		

※ リハーサルには対応できませんので、予めご了承ください。

第 49 回　磯子まつり
出店者募集！

1　概要

⑴ 日　時：令和７年９月 28 日（日）　10:00～15:00
⑵ 会　場：磯子区総合庁舎周辺（駐輪場、地上駐車場、磯子アベニュー）

2　出店料及び募集数

⑴ 出店場所ごとの出店料（別添「磯子まつり出店図」参照）

ア　駐　輪　場　７，０００円　**４ブースのうち３ブースを一般募集**
　ブースサイズ　間口２間（約３．６m）×奥行き９尺（約２．７m）
　※飲食、物販、啓発活動などの出店ができますが、飲食出店を優先とします。

イ　駐　車　場　４，０００円　**16 ブースのうち 14 ブースを一般募集**
　ブースサイズ　間口２間（約３．６m）×奥行き９尺（約２．７m）
　※飲食、物販、啓発活動などの出店ができますが、飲食出店を優先とします。

ウ　アベニューC　２，０００円　**18 ブース募集**
　ブースサイズ　間口２間（約３．６m）×奥行き９尺（約２．７m）
　※飲食、物販、啓発活動などの出店ができます。

エ　アベニューD　１，０００円　**８ブース募集**
　ブースサイズ　間口２間（約３．６m）×奥行き９尺（約２．７m）
　※飲食、物販、啓発活動などの出店ができます。

注１）食品提供については、現地で加熱調理してその場で飲食させる品物、または以下を満たしている食品のみの取扱いとします。

> ①提供する食品に応じた営業許可のある施設で作られ、
> 　食品表示（名称・原材料名・期限表示・製造者・保存方法など）がされたもの
> 　（例：お弁当や唐揚げなど→飲食店営業許可　焼菓子やパンなど→菓子製造業許可）
> ②常温保存が可能なもの（要冷凍、要冷蔵のものはその場で飲食させる場合のみ可）
> ③容器に入れられたもの、もしくは包装されたもの
> 　（例：仕入れ品の場合は容器に入ったまま又は包装されたまま販売）

注２）ブースの大きさは原則です。多少の誤差についてはご了承いただきますようお願いします。
　出店内容によって募集数より決定団体が増減する可能性があります。

⑵ 有料貸出物品
　ご希望の場合は以下の物品を有料で貸し出します（**物価高騰のため、昨年よりも値上げしています。**）。ご自身のものをお持ちいただいても構いません。

ア　テント	4,500 円	**※食品（景品や試食も含む）を扱う店舗は必ず用意してください。**
イ　テント横幕	4,000 円	**※包装されていない食品を扱う店舗は必ず用意してください。**
ウ　テーブル	1,300 円	※大きさは、約 45 ㎝×約 180 ㎝です。
エ　イス	400 円	※一般的なパイプ椅子と想定してください。
オ　発電機	6,500 円	**※消火器を含みます。延長ケーブルは出店者がご用意ください。** ※定格出力 2.8kVA、定格電流 28A と想定してください。一般的な屋台の出し物であれば１台で５時間は持続可能と思われます。燃料の追加投入はできません。貸出は１台まで。

※貸出物品の設営・撤去は、まつり当日までに主催者が行います。
※その他出店に際し必要な物品は出店者がご用意ください。

3 応募の条件

磯子区内で活動を行っている団体であること。なお、過去に磯子まつりに出店したことがなく、団体所在地が磯子区外の団体は、応募時に団体規約等組織の内容を示す書類、活動実績が分かる書類（活動で使用した書類や写真等）を提出してください。

また、政治的、宗教的な活動を行っている団体や公益を損なう恐れのある出店はお断りします。

4 応募方法及び締切

下記のどちらかの方法で応募してください。紙での提出、手書きのスキャンデータ、FAX など、下記以外での応募は原則不可とします。

①電子申請

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/7ea87a9b-8bf2-4ad0-9b53-d91b735430d1/start

②エントリーシート（Excel、磯子まつりＨＰからダウンロード可）に必要事項を入力し、添付のうえ（Excel のままで）、下記担当までｅメール。
http://www.isogo-fes.com/index.html

応募期限：令和７年６月 20 日（金）　17:00
あ て 先：磯子区役所地域振興課　磯子まつり出店担当
ｅメール is-matsuri@city.yokohama.lg.jp

5 出店の決定

出店の可否等については、７月下旬までに事務局からｅメールにより連絡いたします。また、出店が決定した団体につきましては、説明会を７月下旬～８月中旬に開催する予定ですので、ご参加いただきますようお願いいたします。

6 注意事項

⑴ 出店者の都合・台風等の災害・選挙等に伴いまつりが中止になった場合も、出店料及び有料貸出物品費用は原則として返還できませんのでご了承ください。
⑵ 応募多数の際は抽選を行う場合があります。その結果、出店できない場合もありますのでご了承ください。
⑶ 出店場所の詳細については、事務局及び磯子区制 100 周年記念事業実行委員会で決定します。
⑷ 搬入に使用する車については、１ブースにつき１台分の出店者用駐車場を用意する予定ですが、応募状況等により抽選又は有料となる場合があります。
⑸ 火器を使用する場合は、必ず消火器を出店者が出店ブース内に配備してください。
⑹ 事故等のないよう、安全管理の徹底をお願いします。特に食品については、消費期限・賞味期限の扱いに十分ご注意ください。
⑺ ルールを守れない方や、運営に協力できない方、虚偽の申請があった場合などは、出店をお断りすることがあります。
⑻ 水は区役所駐車場の水栓を使用できますが、最低限での使用をお願いします。なお、出店者機材等の洗浄や調理には使用できません。
⑼ **主催者が撮影した写真や映像を広報用に使用する場合があります。**

7 主催者･問合せ

主　催：磯子区制 100 周年記念事業実行委員会
問合せ：磯子区役所地域振興課（事務局）　TEL：750-2397

磯子まつり協賛金募集中！

第49回　磯子まつり出店　エントリーシート

※黄色のセルは必ず入力してください。食品・火気取扱、出店希望、貸出物品、駐車場はドロップダウンリストから選択してください。

	項目	申請内容	備考
団体概要	団体名		
	団体所在地		
	団体電話番号		
	FAX番号		
	担当者名		
	担当者携帯番号		まつり前日・当日に連絡がとれる携帯番号を入力してください。
	担当者メールアドレス		
出店概要	出店内容		詳しくご記入ください。
	食品取扱		飲食物の販売だけでなく、景品や試食で飲食物を扱う場合も「有」を選択してください。
	火気取扱		食品の調理に火気を取り扱う場合だけでなく、発電機を使う場合も「有」を選択してください。
出店希望	出店第一希望		ア　駐輪場　　7,000円　４ブースのうち３ブースを一般募集　※飲食出店優先 イ　駐車場　　4,000円　16ブースのうち14ブースを一般募集　※飲食出店優先 ウ　アベニューＣ　2,000円　18ブース募集 エ　アベニューＤ　1,000円　8ブース募集 第二希望以下を未記載の場合、上位希望の抽選に外れてしまった場合には出店ができなくなりますので、ご了承ください。 ブースのサイズは全て約3.6m×約2.7m。
	出店第二希望		
	出店第三希望		
	出店第四希望		
有料貸出物品の希望	貸出テント		・食品を取り扱う場合はテントが必須です。ご自身でお持ちいただいても構いません。 ・貸出は１張まで。貸出料金は4,500円。
	貸出テント横幕		・包装されていない食品を取り扱う場合はテント横幕が必須です。ご自身でお持ちいただいても構いません。 ・貸出は１張まで。貸出料金は4,000円。
	貸出テーブル		・おおよその大きさは45ｃｍ×180ｃｍ。ご自身でお持ちいただいても構いません。 ・貸出料金は１台1,300円。
	貸出イス		・一般的なパイプ椅子と想定してください。ご自身でお持ちいただいても構いません。 ・貸出料金は１脚400円。
	貸出発電機		・定格出力2.8kVA、定格電流28Aと想定してください。一般的な屋台の出し物であれば１台で５時間持続可能と思われます。燃料の追加投入はできません。 ・消火器がセットでつきます。 **・延長ケーブルは出店者がご用意ください。** ・貸出は１台まで。貸出料金は6,500円。 ・ご自身でお持ちいただいても構いません。
	搬入用車両の駐車場		１ブースにつき１台分まで

磯子まつり出店図

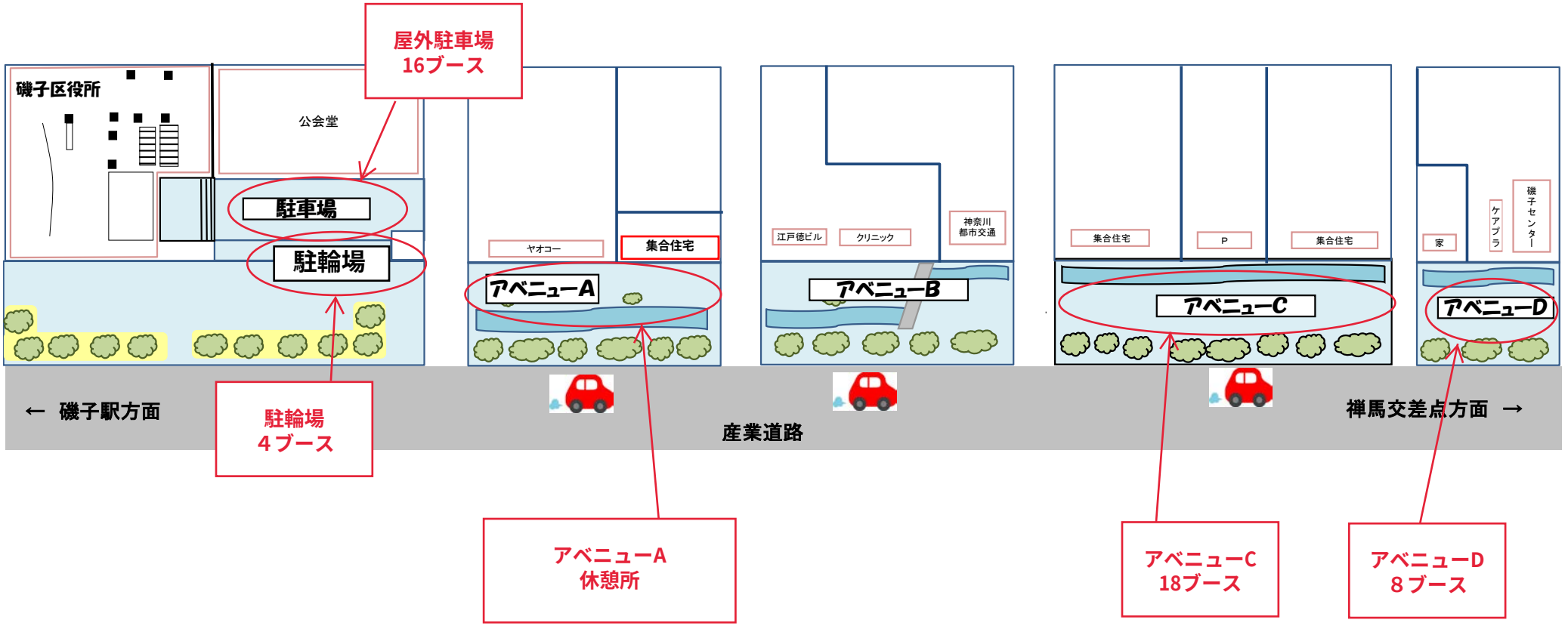
屋外駐車場
16ブース
磯子区役所
公会堂
駐車場
駐輪場
ヤオコー
集合住宅
アベニューA
江戸徳ビル
クリニック
神奈川
都市交通
アベニューB
集合住宅
P
集合住宅
アベニューC
家
ケアプラ
磯子センター
アベニューD
← 磯子駅方面
禅馬交差点方面 →
産業道路
駐輪場
4ブース
アベニューA
休憩所
アベニューC
18ブース
アベニューD
8ブース

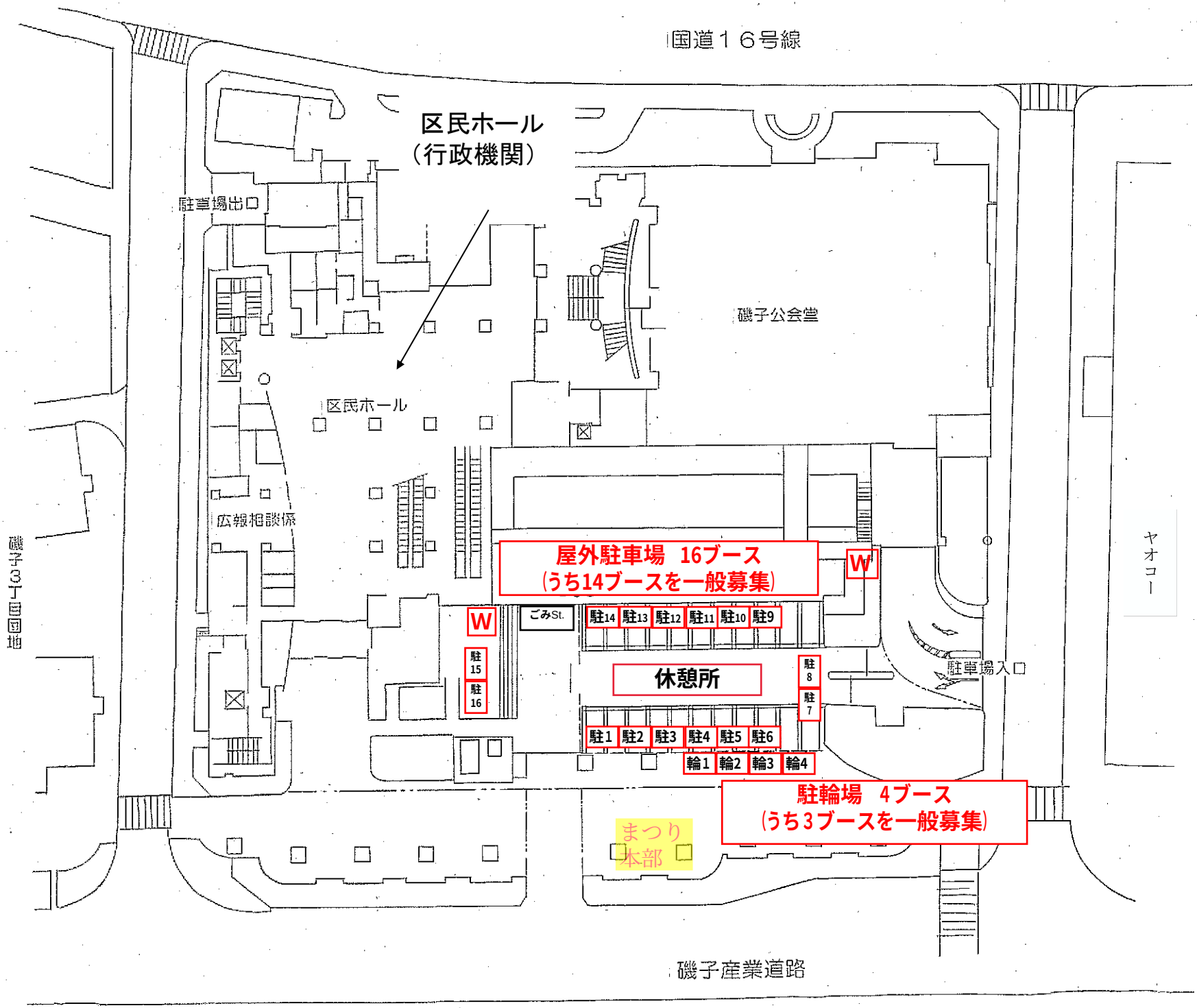
国道１６号線
区民ホール
（行政機関）
駐車場出口
磯子公会堂
区民ホール
広報相談係
磯子3丁目団地
屋外駐車場　16ブース
（うち14ブースを一般募集）
W
W
ごみSt.
駐14
駐13
駐12
駐11
駐10
駐9
駐15
駐16
休憩所
駐8
駐7
駐1
駐2
駐3
駐4
駐5
駐6
輪1
輪2
輪3
輪4
駐車場入口
駐輪場　4ブース
（うち3ブースを一般募集）
まつり本部
ヤオコー
磯子産業道路

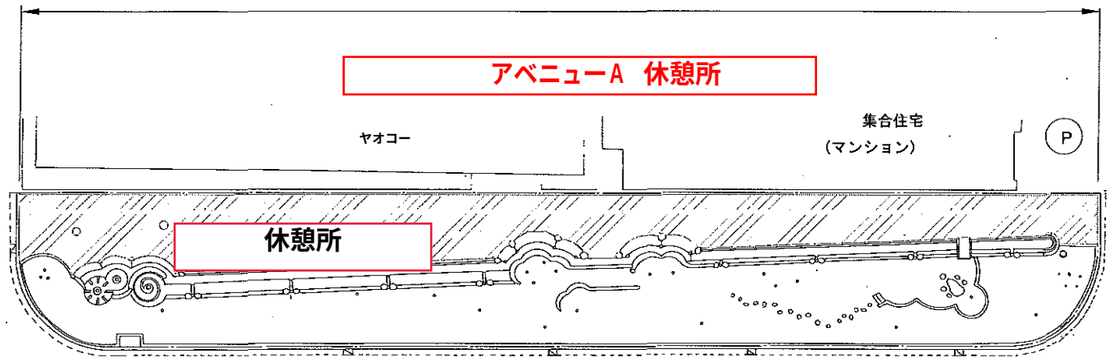
アベニューA　休憩所
ヤオコー
集合住宅
（マンション）
P
休憩所

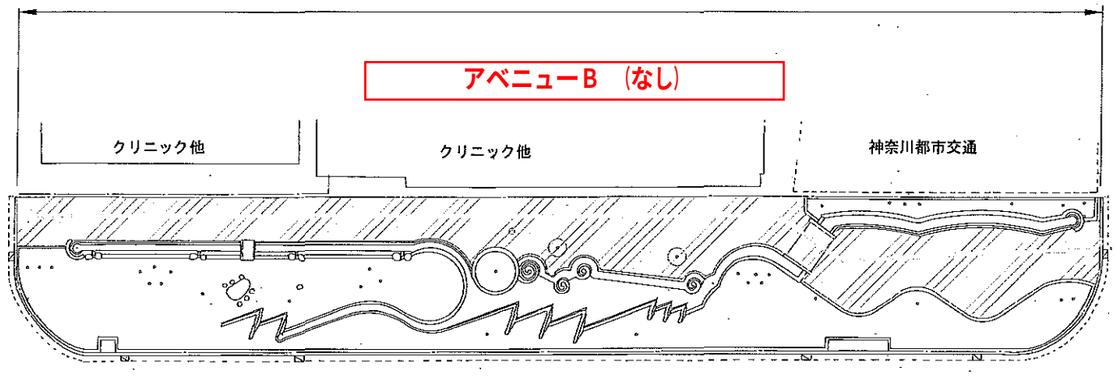
アベニューB　（なし）
クリニック他
クリニック他
神奈川都市交通

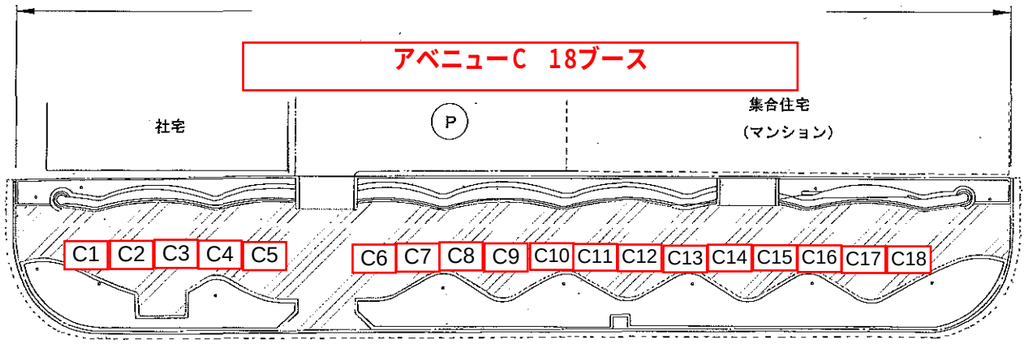
アベニューC　18ブース
社宅
P
集合住宅
（マンション）
C1
C2
C3
C4
C5
C6
C7
C8
C9
C10
C11
C12
C13
C14
C15
C16
C17
C18

アベニューD　8ブース

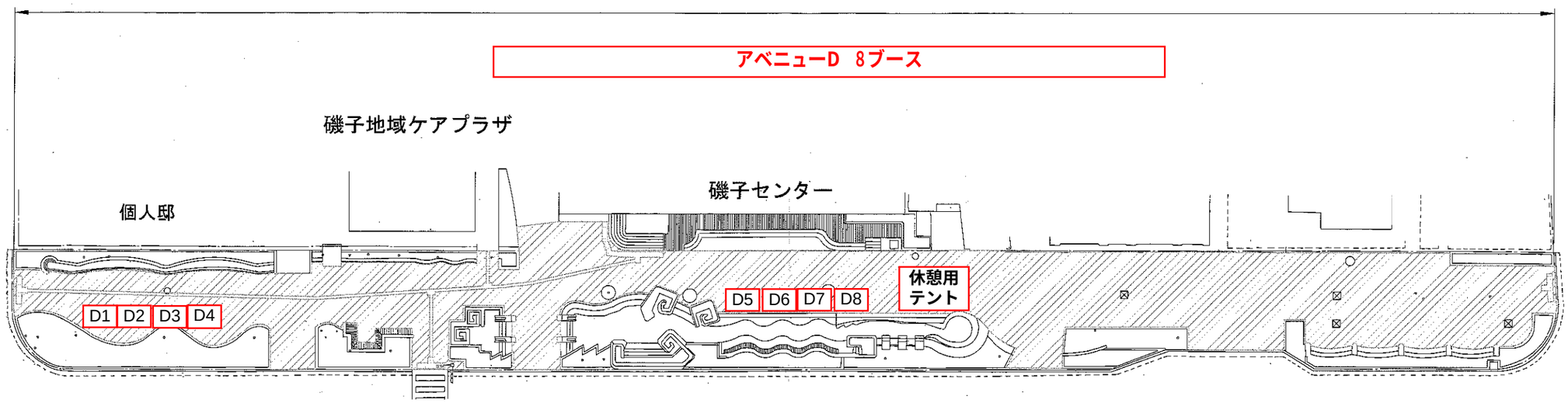

磯子区自治会町内会

活動の手引き

磯子区キャラクター いそっぴ

令和７年５月

「自治会町内会活動の手引き」目次

第１章　自治会町内会の概要　頁

1　自治会町内会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
2　自治会町内会組織の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
3　自治会町内会の内部組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
4　自治会町内会の主な役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
5　自治会町内会の課題への取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

第２章　自治会町内会の運営　頁

★　自治会町内会へのお願い事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
★　自治会町内会への活動支援一覧（補助金等）・・・・・・・・・・・・・・・　12
1　自治会町内会現況届の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
2　磯子区連合町内会長会定例会（区連会）資料の取扱い・・・・・・・・・・・　14
3　チラシ等の配布・回覧及びポスターの掲示・・・・・・・・・・・・・・・・　14
4　広報紙の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
5　選挙時のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
6　自治会町内会の法人化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
7　地域活動推進費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
8　地域防犯灯維持管理費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
9　LED 防犯灯設置事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
10　地域防犯カメラ設置補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
11　地域の防犯力向上緊急補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
12　「町の防災組織」活動費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
13　広報掲示板設置等補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
14　自治会町内会館整備費補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
15　自治会町内会館脱炭素化推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
16　横浜市市民活動保険のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
17　活動促進・加入促進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
〈資料１〉令和７年度自治会町内会現況届　・・・・・・・・・・・・・・・・　27
〈資料２〉地域活動推進費補助金 補助対象経費・補助対象外経費の例・・・・・　31
〈資料３〉令和７年度横浜市市民活動保険のご案内　・・・・・・・・・・・・・　33
〈資料４〉区連会ホームページ、自治会町内会ガイド、加入申込書　・・・・・・　37

第３章　各種団体委員の推薦

頁
★　各種団体委員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
1　消費生活推進員の推薦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
2　スポーツ推進委員の推薦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
3　青少年指導員の推薦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
4　民生委員・児童委員、主任児童委員の推薦・・・・・・・・・・・・・・・ 47
5　保健活動推進員の推薦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
6　環境事業推進委員の推薦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
7　家庭防災員研修受講者の推薦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
8　明るい選挙推進協議会推進員の推薦・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
9　各種統計調査における調査員の推薦・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

参考資料

○　第４期磯子区地域福祉保健計画「（愛称）スイッチＯＮ磯子」・・・・・・・ 52
○　スイッチＯＮ磯子推進事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
○　災害に備えた要援護者支援の取組について ・・・・・・・・・・・・・・・ 53
○　自治会町内会規約（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
○　町内会館（集会施設）利用規約（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

第１章

自治会町内会の概要

1　自治会町内会とは

自治会町内会は、それぞれの地域に起こる問題を解決し、さらに、地域住民相互の親睦を促進する目的で組織された、自主的・民主的な任意団体です。

多くの住民の方が会員として加入し、会員の要望に即した環境整備事業、レクリエーション事業、福利厚生事業など、会員の日常生活に密着した各種事業を地域ごとに工夫をこらして実施しています。こうした活動を行っている自治会町内会は、特定の目的を持って組織されている防犯協会、体育協会などの各種団体と比べ、地域を包括した基礎的な住民組織といえます。

※市内の自治会町内会は会員の創意に基づき、いろいろな名称や形態で運営されていると思われますが、おおむね次の項目に該当し、民主的に運営されている団体をさします。

＊自治会町内会とは＊

○町・丁目・字等の全部または一部、マンション・団地等を単位として一定の区域を有する団体

○組織区域内に居住し、会の趣旨に賛同する住民を会員として、自主的に運営されている団体

○地域住民の福祉増進を主たる目的として事業を行っている団体

2　自治会町内会組織の構成

昭和 36 年 6 月 2 日に市の連合会が設立されたのを機に、行政区ごとに区連合町内会、地区ごとに地区連合町内会が結成されています。

横浜市町内会連合会	区連合町内会長 18 名で構成
磯子区連合町内会長会	行政区単位に地区連合町内会長により構成
地区連合町内会	おおむね中学校通学区程度を単位とした自治会町内会により構成（磯子区：9 地区連合町内会）
自治会町内会	町・丁目等を単位として趣旨に賛同する住民を会員として構成（磯子区：162 自治会町内会）
班（組）	10 世帯から 15 世帯ほどを単位として構成
会　　員	

※令和７年４月１日現在

3　自治会町内会の内部組織

内部組織の名称や構成は、個々の自治会町内会の規模や設立目的、地域の環境、歴史などによって異なっていますが、一般的な例をあげると次のようになっています。

各自治会町内会は、10 世帯から 15 世帯ほどを単位として班（又は組）を設けており、班（又は組）長は会費の集金やチラシや回覧板の配布などを行います。自治会町内会によっては、各事業を分担する専門部の代表者と役員会を構成し、団体の方針決定や事業活動の中核としての役割を果たしている場合もあります。

＜　内 部 組 織 （ 例 ）　＞

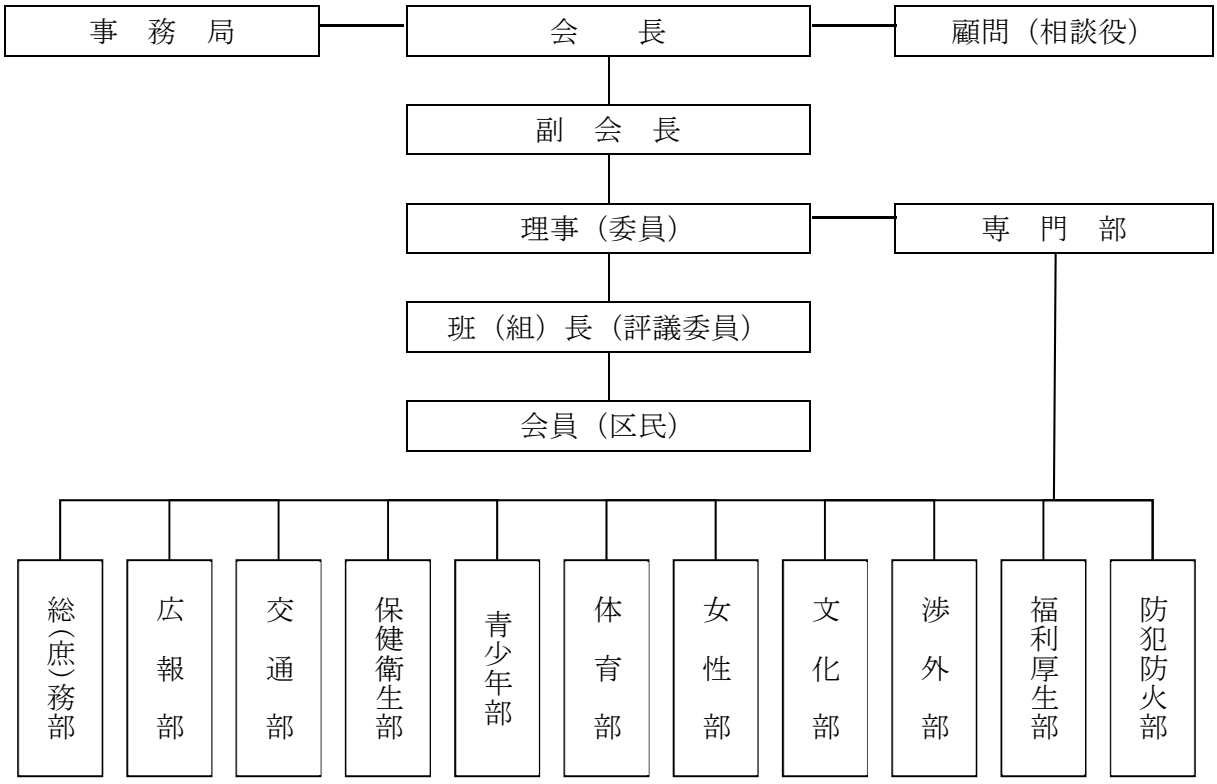

４　自治会町内会の主な役割

自治会町内会の役割は地域において大きなものがあり、多くの方が参加しながら、その目的を達成されています。

（１）地域の共通共同問題を解決するための役割

ごみ集積場の管理や防犯灯の整備、地域の清掃等、ほとんどの自治会町内会に共通する問題のほか、区民利用施設や道路などそれぞれの地域で抱える固有の問題について、住民相互の話し合いの中で解決を図って行く役割です。

（２）地域住民相互の親睦や意思疎通を図り，地域や住民相互の助け合いができる土壌をつくる役割

自治会町内会では、運動会、盆踊り・夏祭り、敬老会などの年間の行事を企画・実行しています。このような行事は、地域で楽しむレクリエーションであると同時に、地域住民同士の付き合いを深めて、地域での日々の暮らしだけでなく、災害の発生などのいざという時にも支え合える体制・良好な近隣関係を築くものです。

子ども会、老人クラブなど、さらに組織的に企画しているもの、お花見・餅つき大会な季節にあわせたものなど、各自治会町内会において工夫がなされています。

（３）区役所や地域の情報を伝達する役割

広報よこはまの配布、地域グループや市役所・区役所が実施する事業・催し物の回覧など、住民に必要な情報を伝達する役割です。これは、地域住民の暮らしに密着した情報を共有するために、重要となっています。

また、自治会町内会は、民生委員・児童委員やスポーツ推進委員など行政が委嘱する委員の推薦を行っています。それらの委員と連携した活動を行うことで、地域住民の生活に役立つ専門的な情報を共有していただいています。

自治会町内会は、地域住民の皆様の参加により、任意に構成される団体です。

このため、加入は住民個々の方の任意であり、強制されるものではありませんが、より多くの方が参加していただいてこそ、このような目的を達成することができるものですので、各自治会町内会では、加入者の促進に向けた取組が進められています。

５　自治会町内会の課題への取組み

自治会町内会を取り巻く社会状況は大きく変化しています。少子高齢化が進むなか、単身世帯、核家族や高齢者の一人暮らしが増加し、自治会町内会の活動に積極的に参加することができない世帯が増えています。また、個人の価値観やライフスタイルも多様化しています。地域のために何かやりたい、と思っていてもきっかけがない、参加できないと思っている方もいらっしゃいます。そのため、自治会町内会では、「加入率の減少」「役員のなり手不足」「活動参加の低下」などが大きな課題として認識されています。

しかし、平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災の発災後、これがあって助かったというものに、多くの方が自治会町内会組織をあげられています。自治会町内会において、お互いの安否確認や物資の譲り合いが行われ、非常時でも安心感を得られたためです。このようなことからも、地域における自治会町内会の必要性は、ゆらぐことがないと考えています。

磯子区としても、地域活動への参加のきっかけとなるような講座の実施、加入促進の支援等、課題の解決を目指して自治会町内会の皆様とともに取り組んでいます。

第２章

自治会町内会の運営

★　区役所から自治会町内会へのお願い事項一覧

お願い事項	お願いの内容
自治会町内会現況届の提出	会長の連絡先等、自治会町内会の情報を把握させていただくため、毎年度当初に「現況届」の提出をお願いしています。 ※「現況届」に記載の加入世帯数（４月１日時点）が地域活動推進費補助金の金額算定根拠になります。
磯子区連合町内会長会定例会（区連会）資料の取扱い	磯子区連合町内会長会定例会（区連会）の資料を各自治会町内会（会長またはご指定の担当者）あて送付します。送付先は現況届の記載欄にて申請いただきます。年度途中に変更があった場合はご連絡ください。
広報紙の配布	「広報よこはま（市版・区版）」と「県のたより」の配布のご協力をお願いします。年２回、広報配布謝金をお支払いいたします。
選挙時のお願い	各種選挙時に、１投票区につき投票管理者１名及び投票立会人２名の推薦をお願いしています。 また、自治会町内会の掲示板に選挙啓発ポスターの掲示をお願いしています。

（参考）各種団体から自治会町内会へのお願い事項一覧

お願い事項	お願いの内容
磯子区防犯協会の運営（磯子区防犯協会会費の納入）	磯子区防犯協会は、「自分の住む地域の安全は、自らの手で守ろう」との考えのもとに、自治会町内会などを中心に多くのボランティアによって構成され、区民が安全で安心して生活できるまちづくりの実現に向け、様々な防犯活動を通じて防犯意識の普及啓発の推進に努めています。 地区連合町内会長は同協会の理事、自治会町内会長は会員になっており、毎年総会を開催しています。会員の皆様に納めていただいた会費を運営資金とし、防犯広報活動の支援・防犯キャンペーン実施時における啓発物品の配布・地域安全ニュース通信費、自主防犯パトロールの支援等に活用しています。

お願いする時期	提出先・問合せ先	頁	ＨＰ
毎年３月（５月上旬提出期限） ※年度途中で会長変更があった際もご提出ください。	地域振興課地域活動係 ☎750-2391	14	
８月・12 月を除く毎月（16 日～20 日あたり）	地域振興課地域活動係 ☎750-2391	14	
配布：原則として発行日（毎月１日）の前日までに配布担当者にお届け→10 日までにお配りください。 謝金：７月・２月に依頼（10 月・３月に支払い）	区政推進課広報相談係 ☎750-2335	15	
選挙時	総務課統計選挙係 ☎750-2316	15	

お願いする時期	提出先・問合せ先
６月	磯子区防犯協会（磯子警察署内） ☎761-0110

（参考）各種団体から自治会町内会へのお願い事項一覧

お願い事項	お願いの内容
赤十字運動の推進 （日本赤十字社会費の募集）	運動推進のため、地区連合町内会長の皆様には磯子区地区委員会委員に就任していただいております。 日本赤十字社の活動は、趣旨に賛同し「会員」となっていただいた区民の皆様からの募金・寄付である「会費」によって成り立っています。募金は強制ではありません。毎年一世帯あたりの目安となる金額を設定の上、自治会町内会の皆様に広くお願いし、ご協力いただいております。
共同募金運動 （赤い羽根募金･年末たすけあい募金）	赤い羽根募金は、民間社会福祉施設・団体や在宅福祉サービス団体などに配分され、また、社会福祉協議会が実施する広報啓発事業などの活動資金として広く社会福祉活動のために活用されています。 年末たすけあい募金は、区社会福祉協議会を通して、援助を必要とする方々や福祉団体・グループなどに配分されます。 募金は強制ではありませんが、法律に基づいた「計画募金」であるため、１世帯あたりの目安をお示しし、自治会町内会の皆様に広くお願いし、ご協力いただいております。
更生保護活動への協力 （磯子区更生保護協会の会費納入）	磯子区更生保護協会は、犯罪のない明るく住み良い社会をつくることを目的に、区民の皆様に協力していただいております。 犯罪予防活動等を行っている「保護司会」「更生保護女性会」や、地域で青少年の非行化防止と健全育成のための各種活動を行っている「社会を明るくする運動」等に対し、助成を行っています。 その財源となる会費を、自治会町内会の皆様にご協力いただいております。
地域福祉活動の推進 （横浜市磯子区社会福祉協議会（第４種会員）会費の納入）	横浜市磯子区社会福祉協議会（以下、『磯子区社協』）は「誰もが幸せに暮らせるまち」の実現をめざし、区内福祉団体や区民の皆様の参加と協力により、地域福祉活動を推進し展開する団体です。 磯子区社協では各自治会町内会の皆様に正会員（第４種会員）となっていただき、納めていただく会費等で、福祉講座の開催、ボランティア活動の支援、障害児者支援、広報紙「福祉いそご」の発行、住民主体の福祉活動への支援などの事業推進並びに啓発を行っています。 また、各地区連合町内会単位に地区社会福祉協議会が組織されており、ひとり暮らし高齢者昼食会などの地域福祉事業を実施しています。

お願いする時期	提出先・問合せ先
５月～６月	日本赤十字社磯子区地区委員会 （横浜市磯子区社会福祉協議会内） ☎751-0739
赤い羽根募金　10 月～12 月 年末たすけあい募金　12 月	神奈川県共同募金会磯子区支会 （横浜市磯子区社会福祉協議会内） ☎751-0739
６月～７月	磯子区更生保護協会 （横浜市磯子区社会福祉協議会内） ☎751-0739
６月～７月	横浜市磯子区社会福祉協議会 ☎751-0739

★　自治会町内会への活動支援一覧（補助金等）

名称	内容
地域活動推進費補助金 【補助金】	自治会町内会が実施する活動に係る事務費（会議費・消耗品費等）や事業費（環境美化・交通安全・レクリエーション等）の一部を補助します。
地域防犯灯維持管理費補助金 【補助金】	自治会町内会が所有する防犯灯の維持管理に要する経費の一部を補助します。
LED 防犯灯設置事業 【市が設置】	自治会町内会からの要望を受け、横浜市が LED 防犯灯を新規設置します。
地域防犯カメラ設置補助金 【補助金】	自治会町内会が防犯カメラを設置する際の費用の一部を補助します。
地域の防犯力向上緊急補助金 【補助金】	自治会町内会が地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催など）の費用の一部を補助します。
「町の防災組織」活動費補助金 【補助金】	自治会町内会などの「町の防災組織」が行う防災活動の経費（防災訓練の実施、備蓄食糧等の購入等）の一部を補助します。
広報掲示板設置等補助金 【補助金】	自治会町内会が維持管理を行う掲示板の設置や修繕に係る費用の一部を補助します。
自治会町内会館整備費補助事業 【補助金】	自治会町内会が活動の拠点である会館を整備する場合、整備に要する経費の一部を補助します。着工予定の前年度に事前申請をお願いします。
自治会町内会館脱炭素化推進事業 【補助金】	自治会町内会館で省エネ効果の高い設備を導入する際の費用を補助します。

補助率・限度額など	申請期限 （令和７年度）	申請先・問合せ先	頁	ＨＰ
対象経費の１/３ 上限：加入世帯数×900 円 ※単位自治会町内会の場合	令和 7 年 6 月 30 日	地域振興課地域活動係 ☎750-2391	18	
１灯につき年額 2,200 円	令和 7 年 6 月 30 日	地域振興課地域活動係 ☎750-2391	20	
市の予算で設置します。	令和 7 年 5 月 30 日	地域振興課 区民活動支援担当 ☎750-2396	21	
１台ごとに補助対象経費の９/10 上限：28 万円	令和 7 年 7 月 31 日	地域振興課 区民活動支援担当 ☎750-2396	21	
対象経費の 9/10 上限：20 万円 ※補助対象事業合算での上限額	令和 7 年 10 月 31 日	防犯緊急補助金 受付センター ☎550-5125	22	
申請世帯数×160 円	令和 7 年 6 月 30 日	総務課危機管理・地域防災担当 ☎750-2312	22	
（新設・建替え）対象経費の２/３ 上限：10 万円〈電子掲示板の場合は 20 万円〉 （修繕・移設）対象経費の２/３ 上限：４万円	令和 8 年 1 月 30 日	地域振興課地域活動係 ☎750-2391	23	
整備等に係る経費の１/２ 上限額の詳細は 24 ページをご参照ください。	令和 7 年 7 月 7 日 ※令和 8 年度着工分	地域振興課地域活動係 ☎750-2391	24	
対象経費の２/３ 上限額の詳細は 25 ページをご参照ください	令和 7 年 9 月 30 日	横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 ☎451-7740	25	

【自治会町内会様式ダウンロードページについて】

磯子区役所ホームページ内に補助金等の様式の情報を集約して掲載するページを開設しています。是非、ご活用ください。（ 磯子区　自治会町内会向け様式ダウンロード で検索）

【URL】https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/youshiki.html

１　自治会町内会現況届の提出（p.27 資料１）

（地域振興課地域活動係：750-2391）

各自治会町内会の情報をおしえていただくため、自治会町内会現況届（資料１）のご提出をお願いします。

毎年３月に、磯子区役所から現況届の提出をご依頼させていただいております。

また、年度途中で会長の変更などがあった場合についても提出をお願いしておりますので、地域振興課までご連絡をお願いいたします。

※認可地縁団体の会長が変更となる場合、別途、告示事項変更の届出が必要です。

２　磯子区連合町内会長会定例会（区連会）資料の取扱い

（地域振興課地域活動係：750-2391）

磯子区連合町内会長会定例会（区連会）の資料を各自治会町内会（会長またはご指定の担当者）あて送付しています。送付先は現況届にてご指定いただきます。年度途中に変更があった場合はご連絡ください。

（１）区連会開催日

毎月 17 日（土日祝の場合は前日または翌日）　但し、８月と 12 月は休会

（２）資料送付日

区連会開催当日も含め３日以内

（３）配布資料

議題の資料、お知らせなど

（４）資料の取扱い

資料は、依頼内容により、以下のとおりの部数をお送りします。

ア　班回覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・班数分の資料を送付

イ　掲示板へのポスター掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・掲示板数分の資料を送付

ウ　情報提供

（班回覧や掲示板への掲示を必要としませんが、会議の席上等で資料を基にご説明ください）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料を１部送付

※　班数と掲示板数は現況届にて把握させていただきます。変更がある場合はご連絡ください。

３　チラシ等の配布・回覧及びポスターの掲示

区役所などから、自治会町内会に各種広報物の配布・回覧やポスターの掲示を依頼することがあります。原則、区連会を通じて依頼します。ご無理のない範囲でご協力お願いします。

広報物の例

・「年末年始のごみ収集日のお知らせ」等、区民の皆様に特に周知の必要なもの

・「スポーツいそご」「青指だより」等、各種団体の広報紙　など

４　広報紙の配布

（区政推進課広報相談係：750-2335）

横浜市では、皆様のご協力のもとに、よりよい市政情報の提供に努めています。

「広報よこはま（市版・区版)」と「県のたより」は、原則として発行日（毎月１日）の前日までに自治会町内会の配布担当者に配送業者がお届けします。自治会町内会の皆様には、10 日までにお配りくださいますよう、よろしくお願いいたします。

年度途中において配布部数等に変更が生じた場合には、10 日までに区政推進課広報相談係に連絡をいただきますと、翌月号から変更いたします。

以上のご協力に対し、年２回（10 月、3 月)、広報配布謝金をご指定の口座にお支払いいたします。

	広報よこはま（市版・区版）	県のたより	ヨコハマ議会だより
発行月	毎　　月	毎　　月	年４回（5、8、12、2 月）
謝　　金	一部　9 円	一部　8 円	一部　4 円

◎広報配布謝金支払手続の依頼時期

	上期（10 月支払分）	下期（３月支払分）
依頼	７月区連会	２月区連会
書類の送付方法	８月個別郵送	２月区連会

５　選挙時のお願い

（総務課統計選挙係:750-2316）

（１）投票管理者・投票立会人の推薦

各種選挙時において、区連合町内会長会を通じて１投票区につき投票管理者１名及び投票立会人２名の推薦をお願いしています。

＜主な活動＞

投票管理者：投票管理者・事務主任会議への出席、民間従事者（アルバイト）の推薦、投票所における投票事務全般の管理・執行

投票立会人：投票事務が公正に執行されるよう監視

◎依頼時期　選挙時

（２）選挙啓発ポスターの掲示

各種選挙時において、自治会町内会の掲示板に選挙啓発ポスターの提示をお願いしています。

◎依頼時期：選挙時

6　自治会町内会の法人化　（地域振興課地域活動係：750-2391）

（1）認可制度について

自治会町内会が町内会館等の財産を保有している場合、以前は自治会町内会に法人格がないため、当該団体の名義での不動産登記が不可能でした。そのため、不動産の登記名義が個人となることにより、名義人の死亡による相続問題など財産上の問題が生じることがありました。

このような問題を解消するため、平成３年４月２日の地方自治法改正により、不動産を保有又は保有を予定している自治会町内会に法人格を与えることにより、当該団体名義での不動産登記が可能となりました。

また、令和３年11月26日施行の地方自治法の改正により、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために、法人格を取得することが可能となりました。

（2）対象となる団体

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」といいます。）、いわゆる自治会町内会を対象としています。《地方自治法第260条の2第1項》

（3）認可の要件

認可を受けるための要件として、地方自治法では次の４つの要件を満たすことを求めています。《地方自治法第260条の2第2項》

ア　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

イ　その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

ウ　その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

エ　規約を定めていること。

（4）認可申請の事前準備

認可申請を行う前に、当該地縁団体の現行の規約に基づき総会を開催し、認可申請の要否の意思決定をします。併せて規約の決定、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定等を審議し、団体の意思決定をします。また、財産を保有している場合は、併せて保有する財産についても団体の意思決定が必要です。

なお、認可申請の意思決定と規約の決定等の意思決定は、同一の総会で行われることが望ましいのですが、別々の総会でも構いません。

ア　規約の整備（定めなければならない事項）　《地方自治法第260条の2第3項》

（ア）目的

（イ）名称

（ウ）区域

（エ）主たる事務所の所在地

（オ）構成員の資格に関する事項

（カ）代表者に関する事項（代表者の選出方法、任期、職務等）

（キ）会議に関する事項（会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等）
（ク）資産に関する事項（保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理方法等）
イ　構成員の確定
ウ　財産目録の作成
エ　代表者の決定

（５）認可申請手続き
地縁団体の代表者は区長に対して次の資料を添付して申請します。
ア　規約
イ　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（総会議事録等の写し）
ウ　構成員名簿
※当該区域の住民の相当数（原則として４割以上）の構成員が必要です。
エ　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（概ね３年分の事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等）
オ　申請者が代表者であることを証する書類
カ　その他（規約で定める区域を示した図面等）
※法人化をお考えの自治会町内会がございましたらご相談ください。

7　地域活動推進費補助金（p.31 資料２）（申請期限　６月 30 日）

（地域振興課地域活動係：750-2391）

（１）補助条件

対象団体	補　助　金　額	補助対象経費
自治会町内会	Ａ：補助対象経費の３分の１ Ｂ：加入世帯数×９００円	事務費 事業費
地区連合町内会	Ａ：(補助対象経費－１２万円)の３分の１＋１２万円 Ｂ：加入世帯数×１７０円＋５万円＋１２万円	
＊ＡとＢのいずれか低い方が補助金額となります。		**※１**

＊加入世帯数は、毎年４月１日を基準日とします。世帯数確認のため、自治会町内会現況届に基準日時点の数値を記載してください。

＊加入世帯数には、会費を減免している世帯も含めることができます。ただし、規約に会費減免世帯の取り扱いについて記載されていることが必要です。

※１･･･「補助対象経費・補助対象外経費（例）」は、資料２を御覧ください。

（２）補助金交付手続

手続の流れは次のようになります。

４月～６月		７月～９月		翌年４月～６月	余剰金が生じた場合	
ア 交付申請	イ 交付決定	ウ 請求	ウ 交付	エ 活動報告	オ 確定通知書送付	カ 余剰金返還

ア　補助金交付申請

補助金交付申請書に必要事項を記載して、次の書類を添付して、区役所地域振興課（電話：750－2391）へ提出をお願いします。

【添付書類】

①　事業計画書（→年間の活動予定内容を記載してください）

②　収支予算書（→年間の収支予算額を記載してください）

③　規　　約

＊①と②については総会等で会員の承認を得てください。

＊申請内容の確認のため、総会資料及びその議事録をご持参ください。

＊ 添付書類（①と②）は、総会資料の提出をもって代えることができます。

イ　補助金交付決定

申請書等を審査した後、適正な場合には区役所から補助金交付決定通知書を送付します。不備等がある場合は、書類を再提出していただくことになります。

ウ　補助金交付請求及び交付

補助金交付決定通知書を受け取った後、補助金交付請求書及び口座振替依頼書を区役所地域振興課に提出してください。請求書受理後、指定の口座へ補助金を振り込みます。

エ　事業実施及び活動報告

年間の活動終了後、総会等で実施内容や決算額を報告し会員の承認を得た後、補助金活動実績報告書に必要事項を記載して、次の書類を添付のうえ区役所地域振興課へ提出をお願いします。

【添付書類】

①　事業実績報告書（→実際に活動した内容を記載してください）

②　収 支 決 算 書（→年間の収支決算額を記載してください）

③　補助対象経費に係る１件１０万円以上の領収書等の写し

＊活動報告に伴って、会計帳簿や全ての領収証などの添付は必要ありませんが、履行確認のため補助対象経費分について提示を求めることがありますので、ご承知置きください。

＊前年度活動実績報告書と当年度補助金交付申請書は同時に提出することができます。

＊ 添付書類（①と②）は、総会資料の提出をもって代えることができます。

オ　補助金額確定通知書の送付

活動実績報告書等の審査の結果、補助金額を確定し通知します。

カ　余剰金返還

活動実績報告書により、「補助対象経費の３分の１」の金額と「交付した補助金額」とを比較して、補助金に余剰金があると認められる場合は、その余剰分を返還していただきます。該当する団体へは区役所から補助金返還請求書で通知します。

＊なお、返還請求金の納付確認ができない場合は、次年度の補助金交付を保留することとなりますのでご留意ください。

（３）その他

＊補助金の交付を受けて実施した**活動に関する書類（会計帳簿や領収証など）は、年度毎に整理して５年間大切に保管してください。**この間、行政から求められた場合に提示できるようにしておいてください。

＊区役所にご提出いただいた書類について市民の方から情報公開請求があった場合、個人情報以外は公開することとなりますので、ご了承ください。

8　地域防犯灯維持管理費補助金（申請期限　6月30日）

（地域振興課地域活動係：750-2391）

（1）趣旨

夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図るため、自治会町内会が行う防犯灯の維持管理に要する経費の一部を補助します。

（2）補助対象

ア　補助対象となる防犯灯

夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、不特定多数の市民が通行する道路・通路を照らしているもので、

①　自治会町内会が所有し、かつ、維持管理しているもの

②　自治会町内会の所有となっていないものにあっては、自治会町内会が維持管理を行い、かつ、維持管理に要する経費を負担しているもの

③　集合住宅の管理組合等が所有しているものでも、不特定多数の市民が通行する道路・通路を照らしているもので、自治会町内会が横浜市の設置基準に適していると認めたもの（補助対象の認定は、申請に基づいて、区役所が現地調査等により行います。）

イ　補助対象とならない防犯灯

①　アパートやマンション（集合住宅）等の構内及び建物内で、専ら居住者が使用する道路・通路を照らしているもの

②　駐車場、駐輪場、階段等の照明

③　ネオンサイン等の装飾目的の照明

④　横浜市設置のＬＥＤ防犯灯

⑤　自治会町内会が独自に設置した防犯灯※で横浜市の設置基準にそぐわないもの など

※自治会町内会が独自に防犯灯を設置する場合は、必ず事前に区役所地域振興課と調整をお願いします。

（3）補助金額等

ア　基準日　　毎年4月1日

イ　補助金額　1灯につき年額　2，200円

地域防犯灯維持管理費補助は、照明の明るさ（20W・40W・100Wなど）に関わらず、防犯灯の電気代、灯具の清掃・点検・修理、蛍光灯の交換など維持管理に要する経費の一部として、1灯あたり年額2，200円を補助します。

※横浜市が設置したＬＥＤ防犯灯は、電気代及び維持管理費を横浜市が負担しています。

（4）申請書の提出

ア　提出期限　令和7年6月30日まで

イ　提出先　　地域振興課

ウ　提出書類　・電気料金等領収証（4月分）

・電気料金集約分内訳表（4月分）

9　LED 防犯灯設置事業（新設の申請期限　5月 30 日）

（地域振興課区民活動支援担当：750-2396）

安全で安心して暮らせる街づくりを目的として、横浜市（市民局地域防犯支援課）では、LED 防犯灯の設置事業を実施しています。横浜市の事業で LED 防犯灯を設置した分については、横浜市が電気料金の支払いを行うとともに、故障時についても横浜市で対応します。

新規の設置申請については、年１回、申請期間を設けて受け付けています。各自治会町内会から区役所地域振興課に申請していただきます。

なお、自治会町内会で保有している防犯灯については、電気料金の支払いを含み、引き続き自治会町内会で維持管理をお願いします。(防犯灯維持管理費補助金の対象となる場合があります。担当は、地域振興課地域活動係（電話：750-2391）となります。)

10　地域防犯カメラ設置補助金（申請期限　7月 31 日）

（地域振興課区民活動支援担当：750-2396）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助しています。年１回、申請期間を設けて受け付けています。

（１）補助対象となる防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路や公園等の公共空間を撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

また、私有地に設置し、公道等公共空間を撮影する防犯カメラや、機能強化に係る設置機器の更新をする防犯カメラも補助対象となります。

※マンションの敷地内等の主に私有地を撮影する防犯カメラ、ごみ集積所のみを撮影する等の防犯を目的としない防犯カメラは補助対象外

（２）補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び当該カメラ設置工事に係る経費、防犯カメラの設置を示す看板設置に係る経費

（３）補助率等

防犯カメラ１台ごとに補助対象経費の 10 分の９

補助上限額：280,000 円

※予算の範囲内で補助をするため、申請いただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。

（４）主な申請書類

申請書、見積書、収支計算書

（５）申請書類提出先

地域振興課、又は横浜市電子申請・届出システム

11　地域の防犯力向上緊急補助金（申請期限　10月31日）

（防犯緊急補助金　受付センター:550-5125）

自治会町内会が地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組に係る費用の一部を補助します。

（１）補助対象事業

防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催など

※対象外となる事業や経費もありますので、ご不明な点は事前にお問合せください。

（２）補助率等

10分の９

補助上限額：200,000円

※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）

※１団体につき、申請は１回です。

（３）提出書類

・交付申請兼実績報告書（第１号様式）

・令和７年４月１日から10月31日までの日付で発行された領収書(団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの)の写し

（４）提出先

防犯緊急補助金 受付センター（市委託事業者）

TEL　：550-5125（受付時間： 平日９：00～17：00）

E-mail：bouhan2025@imagination.co.jp

12　「町の防災組織」活動費補助金（申請期限　６月30日）

（総務課危機管理・地域防災担当：750-2312）

「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付しています。

（１）補助金の交付要件

ア　対象団体　「町の防災組織」を結成している自治会町内会等

イ　交付金額　申請世帯数×160円

※申請世帯数は毎年４月１日時点の広報よこはま配付部数を上限とします。

ウ　対象経費　防災活動に関する事務費・事業費（防災訓練の実施、備蓄食糧等の購入等）

（２）申請書類の配布

３月下旬に「町の防災組織活動費補助金」事務の手引き、交付申請書・請求書、活動実績報告書を自治会町内会長宛に配布します。

（３）申請の手続

４月１日から６月30日までに、「町の防災組織」活動費補助金交付申請書・前年度の活動実績報告書を提出いただきます。

13　広報掲示板設置等補助金（申請期限　１月３０日）

（地域振興課地域活動係：750-2391）

自治会町内会が維持管理を行う掲示板について、その設置や修繕に係る経費を補助しています。

（１）補助対象経費

掲示板の新設（建替え含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設に係る経費

※建替えの場合、掲示板の撤去に係る費用は補助対象とはなりません。

（２）交付金額

ア　新設（建替え含む）

対象経費の３分の２（補助上限額　10 万円）

※電子掲示板の場合は補助上限額　20 万円

イ　修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設

対象経費の３分の２（補助上限額　４万円）

（３）申請書類

・申請書、見積書、設置場所の地図、施工前の写真

・（新設の場合）設置場所の土地所有者の許可がわかるもの

（４）申請書の提出

ア　提出期限　令和８年１月 30 日まで

イ　提出先　　地域振興課

14　自治会町内会館整備費補助事業
（申請期限　７月７日　※令和８年度着工分の事前申請）

（地域振興課地域活動係：750-2391）

自治会町内会が活動の拠点である会館を整備する場合、整備に要する経費の一部を補助する制度です。

自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、事前に地域振興課までご相談ください。

また、横浜市では自治会町内会館建設用地について、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

なお、貸付ができる市有地もない場合については、自治会町内会エリア内の公園用地（規模が 5,000 ㎡以上の公園）に集会所を設置できる制度もあります。

◎補助内容について

種　　類		補助率	補助限度額	内　容
新築・購入		2 分の 1	１㎡当たり 125,000 円 かつ 1,500 万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
	特殊基礎工事費	2 分の 1	300 万円	地盤・敷地条件により施行する特殊な基礎工事
	エレベーター設置工事費	2 分の 1	300 万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築		2 分の 1	630 万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事		2 分の 1	380 万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕		2 分の 1	250 万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない）

・新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300 万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の２分の１を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。

・新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100 万円を限度に外構工事に要する経費の２分の１を補助します。
（新築・購入の場合、１㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。）

・新築、耐震補強工事及び 250 万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。（自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は地域振興課にお問合せください。）

15　自治会町内会館脱炭素化推進事業（申請期限　9月30日）

（地域振興課地域活動係：750-2391）

自治会町内会館で省エネ効果の高い設備を導入する際の費用を補助しています。エネルギー価格の高騰への支援とCO2 排出量の削減につなげるとともに、会員の皆さんがご家庭で脱炭素化の行動につなげていただくことを目指しています。

（1）補助金額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED照明器具 ※1	２／３	60万円
省エネエアコン	２／３	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	２／３	200万円※2

※１　電球形ＬＥＤランプのみの交換も対象

※２　いずれかの実施も可。（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）

（2）補助対象となる団体

横浜市内の自治会町内会、地区連合町内会

※ 町内会等の構成員の一部が所属する集会施設（会館として利用するマンションの集会室等）の管理団体について、当該町内会等と連名（合同）で補助申請をする場合には、補助対象団体（補助事業者）とみなします。

（3）補助対象設備の主な要件

ア　対象となる設備の基準を満たしていること

イ　横浜市内の事業者から契約・購入等した設備であること

ウ　交付決定通知日以降に契約、発注していること

（4）申請方法

ア　提出期限　令和７年９月30日まで

イ　提出先　　横浜市住宅供給公社 街づくり事業課　（市委託事業者）

TEL　：451-7740　（受付時間：　平日９：００～17：00）

E-mail：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

16　横浜市市民活動保険のご案内（p.33 資料３）（総務課庶務係：750-2311）

市民の方が安心してボランティア活動等が行えるように、横浜市があらかじめ保険料を負担し、保険会社と保険契約をして運営しています。

この保険は、事前の加入や登録の手続きは必要ありませんが、申請の際（事故等が起こったとき）に、必要な書類を提出していただきます。

対象となるボランティア活動や対象者、保険内容については、別添の「横浜市市民活動保険のご案内」をご覧ください。

17　活動促進・加入促進について（p.37 資料４）

（地域振興課地域活動係：750-2391）

磯子区役所、磯子区連合町内会長会（以下、区連会）では、各自治会町内会の活動促進・加入促進を支援する取組を行っています。

（１）区連会のホームページ

自治会町内会が、自主的に活動情報の編集や会報誌の掲載などを行うことができます。自治会町内会の情報共有や活動の PR にご活用ください。

また、区連会の会議で使用したレジュメや、掲示・回覧用の資料など、役立つ情報を掲載していますので、是非ご覧ください。

なお、新たに区連会のホームページをご活用いただく自治会町内会については、操作方法のご案内をいたしますので、地域振興課へご連絡ください。

【URL】https://www.isogo-kurenkai.net　磯子区連合町内会長会

（２）自治会町内会ガイド（パンフレット）・加入申込書

自治会町内会の活動内容を紹介するパンフレットや、加入申込書を作成しています。

未加入者への案内に使用したいなどのご希望がありましたら、地域振興課で必要部数をお渡しさせていただきますので、ご連絡をお願いします。なお、磯子区役所では、磯子区への転入者に対して、自治会町内会ガイドと加入申込書を配布しています。

○自治会町内会ガイド：A５サイズ（カラー）　22 ページ
○加入申込書：A４三つ折り　※多言語版もあり

（３）会計システム

自治会町内会の予算・決算等の資料を簡単に作成することができるエクセルデータの提供を行っています。講習会やアドバイザー派遣による活用支援も実施しておりますので、お気軽にご活用ください。

また、このシステムで作成した決算書の科目は、地域活動推進費補助金の補助対象経費の分類に対応しており、区役所への提出書類の準備に便利です。

会計システムは、区連会のホームページからダウンロードしていただくか、またはエクセルデータが保存された CD-ROM を磯子区地域振興課でお渡ししています。

（４）デジタル化支援

自治会町内会活動におけるデジタル化を支援するため、パソコン、タブレット、スマートフォン等の通信端末の導入や、ホームページ、SNS 等の利用について、基本的な使い方から具体的な導入まで、ご相談に応じサポートする事業を実施予定です。

専門的な知識を有する事業者等が、各自治会町内会のご要望に合わせて実施しますので、お気軽にご相談ください。

資料１

令和７年度　自治会町内会　現況届

令和　　年　　月　　日

横浜市磯子区長

ふりがな
自治会町内会名

記入者氏名

１　自治会町内会長（※１）

ふりがな				
氏名				
住所	（マンション・アパート名もご記入ください） 磯子区			
連絡先	電話		携帯電話	
	ＦＡＸ		Ｅメール アドレス	
任期	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日			
情報提供に関する事前承諾	入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社や、自治会町内会区域内で工事予定の業者から、自治会町内会長の連絡先の照会があります。回答する前に、会長への御連絡が必要か不要か選択してください。（※２）			
	□　必要　　□　不要（工事業者、不動産会社以外はご連絡します。）			
	ご連絡不要の場合、ご自宅以外の電話番号をお伝えする場合は、その連絡先をご記入ください。	連絡先		

※１　国・市・区役所内や関係機関等に対しては、いただいた情報を提供させていただきます。
※２　連絡が必要を選択された場合、『○○不動産から不動産売買にあたり会長のご連絡先を教えて欲しいと連絡があったのですが回答してよろしいですか？』というようなお電話をいたします。
　不要を選択された場合は、区役所から会長宅にお電話はせず、回答させていただきます。通常はご自宅の電話番号を回答させていただきます。携帯のみしかない方は携帯番号を回答します。

２　各種資料配送先・申請担当者

区連会資料受取担当者		← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✔のみで構いません。		
	氏名		電話	
	配送先住所	（マンション・アパート名もご記入ください） 磯子区		
	置き配等にご対応いただける場合の置き場所（玄関前、宅配ボックス、ドアノブ等）			
	回覧数	（回覧いただく班数などの数）	掲示数	（掲示いただく掲示板の数）
地域活動推進費申請担当者		← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✔のみで構いません。		
	氏名		役職	
	電話		Ｅメール アドレス	
広報よこはま等配布担当者		← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✔のみで構いません。		
	氏名		電話	
	配布部数	部	※担当者･配送先･部数に変更が生じた場合は毎月10日までに広報相談係（電話：750-2335）に連絡してください。	
	配送先	〒		
	配送に関する特記事項（あればご記入ください）			

裏面あり

３　自治会町内会情報

加入世帯数

令和７年４月１日現在の情報をご記入ください。公表数値や、地域活動推進費の基礎数値として使用しますので、確定した数値を必ずご記入ください。
また、必ず加入されている地区連合に報告してください。地区連合が把握している数値と、現況届の内容とが一致している必要がございます。

	世帯数	規約明記の有無（〇を付けてください）
①一般会員	世帯	有　・　無
②会費免除会員	世帯	有　・　無
③法人(賛助)会員等	世帯	有　・　無

★「地域活動推進費補助金」の交付申請のためには、
会費免除会員、法人会員等が規約に明記されていることが必要です。

★ 下記の世帯数の欄には、
①②③のうち、規約明記が「有」の世帯数の合計をご記入ください。

世帯数（補助金適用世帯数）	世帯	

自治会町内会費

入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社等より、区役所に会費の問合せがあった場合に、こちらに記載の金額を回答します。法人会費等がある場合は、備考欄に記載してください。
変更があった場合は地域振興課にお知らせください。区役所からの回答を希望しない場合（一律の金額ではないため等）は区役所での回答不可を選択してください。また、会費について、HPに掲載する可能性がありますので、ご了承ください。

会費	円/月	集金方法	（班長が戸別訪問で一括集金、毎月口座振替等）
備考		区役所で回答の可否	□　可　　□　不可

会館（集会所）

会館名		住所	磯子区
電話	常駐者　□　有　□　無	備考	（管理人のいる曜日・時間帯など）

４　役員名簿

会長以外の役員の方のご連絡先を、３名程度ご記入ください。
区役所から会長に連絡が取れない場合や、災害発生時等で行政機関からの緊急連絡が必要な時のみ使用し、他のことには使用いたしません。

役職	氏名	住所	電話
		磯子区	
		磯子区	
		磯子区	

【連絡先】　〒235-0016　横浜市磯子区磯子３－５－１　磯子区役所

〇自治会町内会に関する問合せ先　：　地域振興課地域活動係　Tel：750-2391　・　Fax：750-2534
〇広報に関する問合せ先　：　区政推進課広報相談係　Tel：750-2335　・　Fax：750-2532

記載例

令和７年度　自治会町内会　現況届

令和 7 年 5 月 1 日

横浜市磯子区長

ふりがな
自治会町内会名　いそごかい 磯子会

記入者氏名　磯子　太郎

１　自治会町内会長（※１）

ふりがな	いそご　たろう			
氏名	磯子　太郎			
住所	（マンション・アパート名もご記入ください） 磯子区磯子３－５－１　磯子マンションA棟101			
連絡先	電話	045-000-0000	携帯電話	090-0000-0000
	ＦＡＸ	045-000-0000	Ｅメールアドレス	○○○@○○○○○.○○
任期	令和 7 年 5 月 1 日　～　令和 8 年 4 月 30 日			
情報提供に関する事前承諾	入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社や、自治会町内会区域内で工事予定の業者から、自治会町内会長の連絡先の照会があります。回答する前に、会長への御連絡が必要か不要か選択してください。（※２）			
	□　必要　☑　不要（工事業者、不動産会社以外はご連絡します。）			
	ご連絡不要の場合、ご自宅以外の電話番号をお伝えする場合は、その連絡先をご記入ください。	連絡先		

集合住宅の場合は、建物名や棟の番号まですべてご記入ください。

必ずどちらかにチェックしてください。

※１　国・市・…いただいた情報を提供させていただきます。
※２　連絡が必要を選択された場合、『○○不動産から不動産売買にあたり会長のご連絡先を教えて欲しいと連絡があったのですが回答してよろしいですか？』というようなお電話をいたします。
　不要を選択された場合は、区役所から会長宅にお電話はせず、回答させていただきます。通常はご自宅の電話番号を回答させていただきま…

配送業者等がご連絡することがあります。
日中に連絡のとりやすい電話番号をご記入ください。

２　各種資料配送先・申請担当者

区…取担当者	□	← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✔のみで構いません。		
	磯子　次郎		電話	090-0000-0000
	…アパート名もご記入くだ…			
	…子３－５－１　磯子…			
	置き配等にご対応いただける場合の置き場所（…）			
	集会室（A棟１階）のドア前に置いてください。			
	回覧数	（回覧いただく班数などの数） 10	掲示数	（掲示いただく掲示板の数） 5
地域活動推進費申請担当者	□	← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✔のみで構いません。		
	氏名	磯子　三郎	役職	会計
	電話	045-000-0000	Ｅメールアドレス	○○○@○○○○○.○○
広報よこはま等配布担当者	□	← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✔のみで構いません。		
	…電			
	配布部数	200 部	広報相談係（電話：750-2335）に連絡してください。	
	配送先	〒 磯子区磯子３－５－１　磯子マンションA棟105号		
	配送に関する特記事項（あればご記入ください）			

可能な限り、ご記入お願いします。
ご記入いただいた場合は、原則置き場所への配送となります。

回覧板での回覧や、掲示板への掲出をご依頼する際に送付するチラシ等の枚数に使用します。

地域活動推進費補助金を申請しない場合は、「地域活動推進費申請担当者」の欄は記載不要です。

補助金申請のやりとりに、Eメールの活用が可能な場合は、ご記入ください。

裏面あり

3　自治会町内会情報

加入世帯数

令和７年４月１日現在の情報をご記入ください。公表…して使用しますので、確定した数値を必ずご記入ください。
　また、必ず加入されている地区連合に報告してください。地区連合が把握している数値と、現況届の内容とが一致している必要がございます。

「①一般会員」は、規約に会員に関する項目があれば、原則すべて「有」となります。

	世帯数	規約明記の有無（○を付けてください）
①一般会員	**130** 世帯	（有）・ 無
②会費免除会員	**2** 世帯	（有）・ 無
③法人（賛助）会員等	**1** 世帯	（有）・ 無

★「…

★「…

4月1日時点の　①一般会員、②会費免除会員、③法人（賛助）会員等のうち、規約明記の有無（規約にそれぞれの会員について記載しているか）を「有」としたものの合計をご記入ください。
※記載例では、③法人（賛助）会員が1世帯ありますが、規約明記が「無」のため、合計数に含まれていません。

世帯数（補助金適用世帯数）	**132** 世帯

自治会町内会費

入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社等より、区役所に会費の問合せがあった場合に、こちらに記載の金額を回答します。法人会費等がある場合は、備考欄に記載してください。
　変更があった場合は地域振興課にお知らせください。区役所からの回答を希望しない場合（一律の金額ではないため等）は区役所での回答不可を選択してください。また、会費について、HPに掲載する可能性がありますので、ご了承ください。

必ずどちらかにチェックしてください。

会費	**200** 円/月	集金方法	（班長が一括徴収、毎月口座振替等） **年に一回、班長が集金**
備考		区役所で回答の可否	☑ 可　☐ 不可

会館（集会所）

会館名	**○○自治会館**		住所	磯子区**磯子３－５－１**	
電話	**045-000-0000**	常駐者	☑ 有　☐ 無	備考	（管理人のいる曜日・時間帯など） **月水金の10：00～15：00**

必ずどちらかにチェックしてください。

4　役員名簿

　会長以外の役員の方のご連絡先を、３名程度ご記入ください。
　区役所から会長に連絡が取れない場合や、災害発生時等で行政機関からの緊急連絡が必要な時のみ使用し、他のことには使用いたしません。

役職	氏名	住所	電話
副会長	○○　○○	磯子区○○○　○－○－○	**045-000-0000**
防災部長	○○　○○	磯子区○○○　○－○－○	**090-0000-0000**
監事	○○　○○	磯子区○○○　○－○－○	**090-0000-0000**

【連絡先】　〒235-0016　横浜市磯子区磯子３－５－１　磯子区役所

○自治会町内会に関する問合せ先　：　地域振興課地域活動係　Tel：750-2391　・　Fax：750-2534
○広報に関する問合せ先　：　区政推進課広報相談係　Tel：750-2335　・　Fax：750-2532

資料２

地域活動推進費補助金　補助対象経費・補助対象外経費の例

【要綱における補助対象経費】

対象団体が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費　等

【補助対象経費・補助対象外経費の例】

経費項目	補助対象経費	補助対象外経費
事務費	• 総会、定例会、役員会経費（会場借上費、資料印刷費等） • 備品代（会議テーブル、椅子等） • 消耗品代（紙、鉛筆等） • 電話代、郵送料	• マンションなどの集合住宅で、共益費などとして支払うもの （自治会町内会の会計とは分けて管理します。）
人件費	• アルバイト賃金 • 役員手当 • 活動謝礼、活動交通費	
会館	• 会館借上費 • 会館光熱水費 • 会館修繕経費（会館整備費補助金を受ける場合を除く） • 会館設備点検費 • 会館耐震診断費用 • 会館火災保険料	• 会館整備費補助金を受ける会館の新築、購入、増築、耐震補強工事、修繕経費 • 固定資産税（通常は会館の土地や建物は固定資産税の減免対象です。ただし、事業収入がある場合等、会館の使い方によっては減免にならない場合があります。）
事業費	• 町の美化、３Ｒ行動の推進、資源回収、リサイクル活動経費 • 交通安全活動経費 • 地域防犯灯新規整備費（自治会町内会が独自に全額負担で器具更新、新規設置した場合） • 防犯活動経費 • 防災活動経費（町の防災組織活動費補助金を活用した場合を除く） • 子供会、婦人部、老人クラブ活動費 • 盆踊り大会開催費 • 運動会、スポーツ大会開催費 • 敬老会開催費（記念品代含む。見守りを兼ねて個別訪問して記念品を渡すものも含むが、単に配布するだけなら補助対象外） • 給食、配食サービス経費 • 講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭開催経費 • 広報活動費 • 掲示板設置費	• 地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動（地域防犯灯の電気代、清掃費、点検費、修繕費、球換え費用等） • 町の防災組織活動費補助金で実施した活動（防災資機材等の購入、防災訓練開催費等） • その他の補助金の補助対象事業費（他の補助金を利用して実施した事業や活動の費用） • 祝金（入学、成人、敬老等） • 賀詞交換会（開催費、参加費） • 裁判費用（弁護士費用等） • 金券類 • 宿泊費
会費 負担金 分担金	• スポーツ推進委員、青少年指導員負担金 • 防犯協会、体育協会分担金 • その他公益的な事業を行う団体に支払う会費など	
飲食費	• 会議や事業を行う上で必要な弁当代、お茶代	• 懇親会費、親睦会費 • 新年会費、忘年会費 • 慰労会費、反省会費
寄付金 募金		• 寄付金 • 募金（共同募金、歳末助け合い募金・日本赤十字社会費等）
その他		• 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典 • 積立金 • 予備費 • 次年度への繰越金 • 区へ返還した余剰金

※　**補助対象経費に挙げている内容の経費であっても、その事業や活動に他の補助金を利用している場合は、すべて地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。**

※　ここに挙げているのは例示です。実際の活動経費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がありましたら、区役所地域振興課へお問い合わせください。

資料３

R７年３月作成

令和７年度
横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和7年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特　徴

■保険料は不要です。
■事前の登録・加入手続きは不要です。
■事故発生後に手続きをしていただきます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、**横浜市が保険料を負担し**、保険会社と契約をしています。
活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、**要件を満たしていることが確認できた場合に**保険金が支払われます。
※ **詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページ**をご確認ください。

対　象

もっぱら市内で、次の**4つの**要件を**全て**満たすボランティア活動を行う方。

① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
③ **継続的・計画的**に行っている活動
④ **公益性**のある（他人や社会に貢献する）活動

対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

- 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故：令和6年4月～令和6年 12 月】

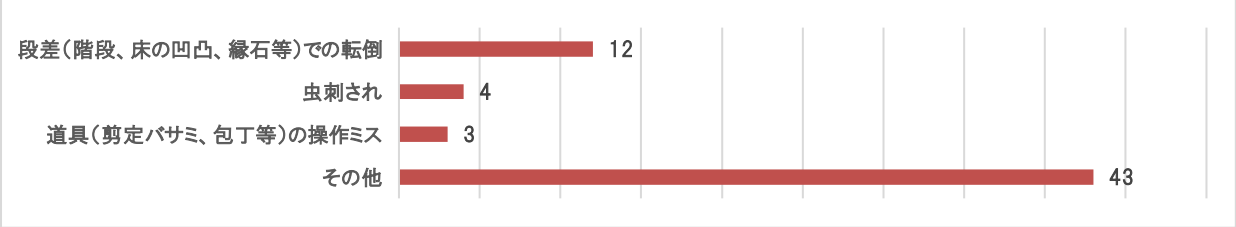

負傷内容は？

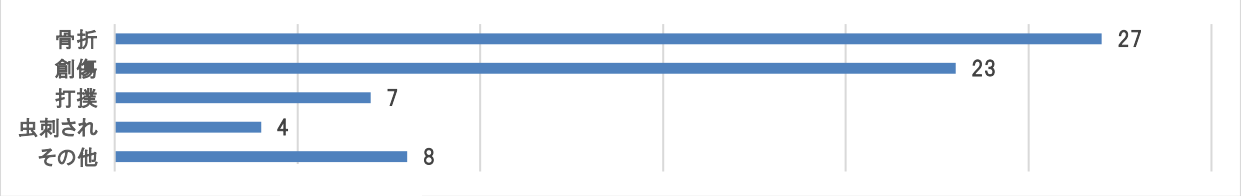

どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例

1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問　等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕　等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動　等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金　等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール　等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止　等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発　等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判　等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営　等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示　等
12	市（区）主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営　等

⚠ 次の活動は対象になりません。（主な例）

（1）**勤務中や職業に従事しているときの**活動、**委託契約に基づく**活動（報酬の有無にかかわらず、対象外）

（2）民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての**活動
（公務災害等の補償があります）

（3）**学校管理下での**活動（例：市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方）

（4）**単位取得や学習のために**行う活動（例：学校の宿題として課された活動）

（5）金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される**活動（交通費・食費などの実費の支給は可）

（6）**一時的、突発的な**善意の行為（例：一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為）

（7）親睦が目的の活動、サークル活動（例：団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動）

（8）**互助的な**活動（例：集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃）

（9）**特定の個人や特定の団体の利益のための**活動

（10）**政治、宗教、営利に関わる**活動（例：祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等）

（11）**チェーンソーを使用する森林ボランティア活動**（賠償責任事故のみ対象となります）

㊟ 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者**は**対象になりません。**（スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります）

㊟ 本市が執行する他の保険とは併用できません。（個人で加入している民間の保険との併用は可能です）

㊟ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容

賠償責任事故

ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、**法律上の賠償責任を負った場合に**保険金が支払われます（道義上の責任のみでは支払対象となりません）。

※免責金額（自己負担額）5,000 円を超える部分について支払われます。

区 分	保険金額（限度額）	自己負担額	内 容
身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000 円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故 500 万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償			他人からの預かり品や管理している物を 滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合

傷害事故

ボランティア活動中に発生した**急激かつ偶然な外来事故（※）**によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。

区 分	保 険 金 額	内 容
死 亡	1名 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合
後遺障害	程度により 1名 20～500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合
入 院	1日 3,500 円（180 日限度）	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※**医師のいる医療機関で**診断・治療を受けてください。
通 院	1日 2,500 円（90 日限度）	
手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から 180 日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合（1 回の手術に限る）

※急激かつ偶然な外来事故とは

- 急激・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- 偶然・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- 外来・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの**（持病等）ではない**こと

支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・**地震、噴火、または津波による事故** ・**活動者の故意による**事故 ・**活動者の心神喪失による**事故 等

■賠償責任事故

- **車両の所有、使用、または管理に起因する**事故
- **故意又は重大な過失により**法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- **自身（団体）の財物**の滅失、き損または汚損
- **活動者の親族に対する**事故 等

■傷害事故

- **熱中症**
- **対象者の脳疾患や疾病によるもの**
- **細菌性食中毒**
- むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる**医学的他覚所見がないもの**
- **自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による**事故
- **重大な過失による**事故
- 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法

1 （ケガをした場合）すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる**病院へ行きます。

2 区役所へ連絡する（原則 30 日以内）

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する（事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内）

■ 区役所から**「事故報告書（様式）」**をお渡しします。必要事項を記入し、**書類（下表参照）**と一緒にご提出ください。

	保険の対象要件（確認事項）	提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者（活動者）が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	**【往復経路での事故の場合のみ】** 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ **「事故報告書」には、事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合は**、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合は**、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問　横浜市ホームページに掲載しています。　トップページ　市民活動保険　検索

Q1：市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？
→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2：申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？
→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

お問い合わせ・申請先（各区役所総務課）
市外局番 045

青葉区	Tel 978−2212 Fax 978−2410	港南区	Tel 847−8305 Fax 841−7030	戸塚区	Tel 866−8308 Fax 881−0241
旭区	Tel 954−6006 Fax 951−3401	港北区	Tel 540−2206 Fax 540−2209	中区	Tel 224−8112 Fax 224−8109
泉区	Tel 800−2312 Fax 800−2505	栄区	Tel 894−8311 Fax 895−2260	西区	Tel 320−8308 Fax 322−9847
磯子区	Tel 750−2311 Fax 750−2530	瀬谷区	Tel 367−5611 Fax 366−9657	保土ケ谷区	Tel 334−6373 Fax 334−6390
神奈川区	Tel 411−7006 Fax 324−5904	都筑区	Tel 948−2212 Fax 948−2208	緑区	Tel 930−2211 Fax 930−2209
金沢区	Tel 788−7705 Fax 786−0934	鶴見区	Tel 510−1653 Fax 510−1889	南区	Tel 341−1224 Fax 241−1151

＜作成・発行＞　横浜市市民局地域活動推進課
Tel：０４５−６７１−３６２４ ／ Eメール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

資料４

○区連会ホームページ

トップページ

磯子区　連合町内会長会で、検索してください。

活動情報ページ

写真とコメントの入力で、簡単に活動報告を作成できます！

また、自治会町内会の会報誌などをアップすることもできます。

自治会町内会の情報共有、活動の PR にご活用をお願いします！

区連会資料ページ

お役立ち情報・リンクページ

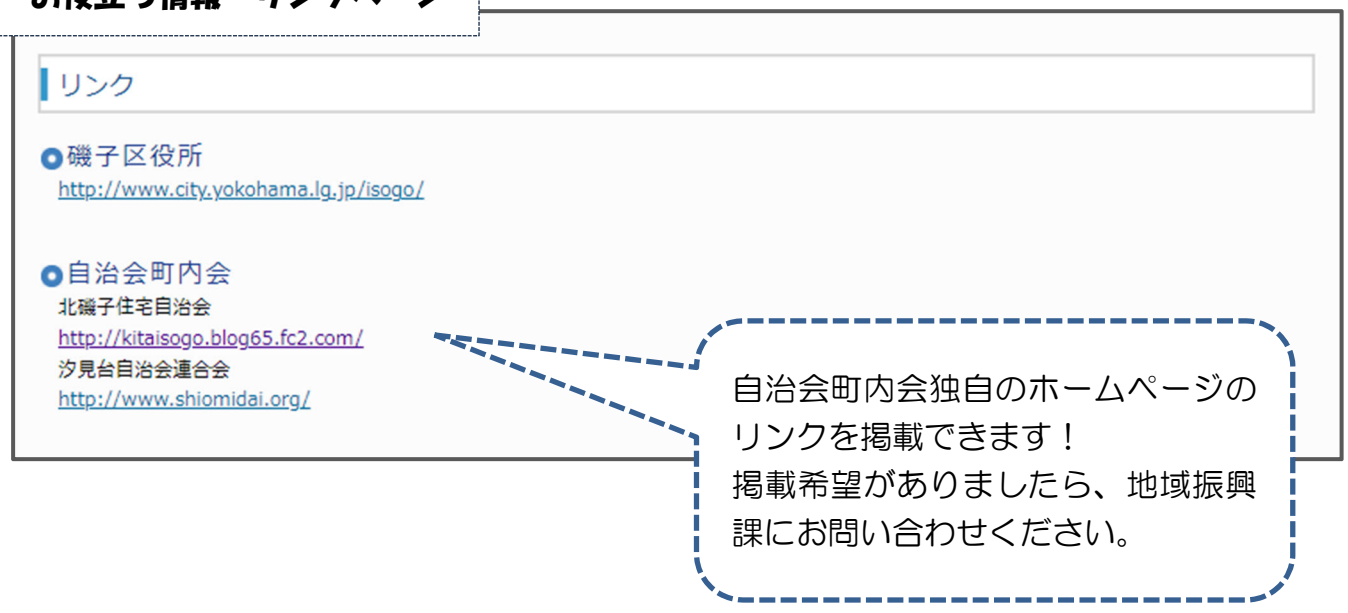

○自治会町内会ガイド

磯子区の自治会町内会の活動内容などをご案内しています。

自治会町内会の活動内容を説明する際などに、ご活用をお願いします。

○加入申込書

（表）

（裏）

自治会町内会の一般的な活動について、簡単に説明しています。

地域振興課に提出された加入申込書は、会長あてに転送します。

自治会町内会加入申込書

申込み・ご相談方法

どちらかにレ点を付け、必要事項記入のうえFAX送信または下記までお持ち下さい。

□ 加入を申し込みます
□ 加入についての相談をしたい

年　月　日

住所	〒235－□□□□ 磯子区 （マンション名・居室番号も記入願います）
ふりがな	
氏名	
電話番号	－ （携帯）　－　－
【確認したいことがあればご記入下さい（例：会費額など）】	

FAX送信方向

※この加入申込書の情報は、目的以外には使用しません。

磯子区連合町内会長会事務局
（横浜市磯子区役所 地域振興課内）
TEL 750-2391　FAX 750-2534

第３章

各種団体委員の推薦

★　各種団体委員一覧

委員名	活動内容
消費生活推進員	消費生活トラブルを未然に防ぎ、地域における安全で快適な消費生活を推進し、消費者トラブルに遭わない安全な地域づくりを目指して活動をしています。
スポーツ推進委員	地区単位のスポーツ事業の企画・実施を行うとともに、区や市のスポーツ・レクリエーション事業へ従事しています。
青少年指導員	地域社会での青少年の自主的な活動と、その育成組織の活動を推進し、青少年の健全育成を図ることを目的に活動しています。
民生委員・児童委員・ 主任児童委員	厚生労働大臣から委嘱される非常勤特別職の地方公務員で、地域住民の福祉や生活援助活動など、地域福祉の推進役として相談援助活動や行政・専門機関との連絡調整などの活動をしています。
保健活動推進員	地域における健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、地域への正しい健康情報の伝達や健診の普及啓発などの活動をしています。
環境事業推進委員	「ヨコハマ プラ 5.3 計画」に基づき、プラスチック分別拡大に伴う、プラスチックの削減、脱炭素化に向けた３R 行動の推進、地域の美化活動や清潔の保持等に取り組んでいます。
家庭防災員	地域における防災活動の担い手として活躍していただくことを目的とした研修を受講し、地域の防災訓練等において、研修で得た知識・技術を還元していただくことを期待するものです。
明るい選挙推進協議会推進員	明るい選挙の実現、投票参加の推進を目的に、各種選挙時及び平常時における明るい選挙啓発運動の企画及び実施していただきます。
各種統計調査における調査員	国勢調査や住宅・土地統計調査をはじめとする大規模な統計調査を実施する際に、説明会への参加、各調査対象への調査票の配布・記入依頼、調査票の回収・区役所への提出を行っていただきます。

任期	推薦依頼時期	申請先・問合せ先	頁
２年	11 月（隔年）	地域振興課地域活動係 ☎750-2393	44
２年	11 月（隔年）	地域振興課区民活動支援担当 ☎750-2395	45
２年	11 月（隔年）	地域振興課区民活動支援担当 ☎750-2393	46
３年	５月（一斉改選時・予定）	福祉保健課運営企画係 ☎750-2411	47
２年	11 月（予定）	福祉保健課健康づくり係 ☎750-2445	48
２年	11 月	資源循環局磯子事務所 ☎761-5331	49
なし	４月	磯子消防署総務・予防課予防係 ☎753-0119	49
２年	11 月	総務課統計選挙係 ☎750-2316	50
なし	調査実施年の４～６月頃 （国勢調査は調査実施年の ２～５月頃）	総務課統計選挙係 ☎750-2316	50

各種団体委員につきましては、基本的に各自治会町内会から推薦をいただいた方に対して、委嘱をしています。各種団体の方々の活動は、自治会町内会と密接に関係していることから、自治会町内会との連携が不可欠となっています。

各種団体委員の推薦につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

1　消費生活推進員の推薦

（地域振興課地域活動係：750-2393）

消費者被害未然防止や食の安全、環境などの消費生活に関する知識の普及及び消費者の自主的な活動を推進すると共に、市が実施する消費生活に関する施策への協力など、区民の安全で安心な消費生活の実現のために活躍していただく消費生活推進員を２年任期で委嘱しています。

消費生活推進員の推薦にあたりましては、特に人数の定めはありません。自治会町内会に適任者がいましたらご推薦ください。

なお、推進員の活動は地区単位で様々な企画・実施を行っています。講習会などの要望がありましたら、お声をかけて下さい。地域の皆様に活動内容をお知らせするため、年１回「いそご消費生活だより」を発行しています。

（１）定例的な会合

地区代表会議（地区代表が出席/毎月第１火曜日（８月は除く）10 時～/１時間半程度）

（２）区全体で行う主な活動

消費生活教室の開催（年１回）、磯子くらしのセミナーの開催（年１回）、こども消費生活セミナーの開催（年１回）、合同会議（年２回）、「得トク生活フェスタ」の開催（年１回）、「いそご消費生活だより」の発行（年１回）

（３）地区で行う主な活動

地区会議（月１回）、消費者被害未然防止に関する啓発講座等の開催、その他消費生活に関する啓発講座等の開催、環境に配慮した購買行動の推進、情報紙の発行、パネル展示等の広報活動、商店街・メーカー等の意見交換・懇談会、消費生活に関するアンケート調査、試買調査等

◎任　　期：２年（原則通算３期６年まで）

◎依頼時期：11 月

２　スポーツ推進委員の推薦　（地域振興課区民活動支援担当：750-2395）

地区単位のスポーツ事業の企画・実施を行うとともに、区や市のスポーツ・レクリエーション事業へ従事しています。

スポーツ推進委員の推薦にあたっては、地域の実情に応じた人数（自治会・町内会で必要な人数）を推薦いただきます。推薦いただいた方については、市が委嘱しています。

スポーツ推進委員の任期は２年と定められています。２年間活動していただける方の推薦をお願いいたします。

なお、スポーツ推進委員の活動を地域の皆様にお知らせするため、年１回広報誌「スポーツいそご」を発行しています。

（１）定例的な会合

定例会（地区会長・副会長が出席/毎月（８・12 月以外の）第２火曜日 19 時～/１時間半程度）

（２）県・市全体で行う主な活動

県スポーツ推進委員大会参加（２月）、市スポーツ推進委員大会参加（１月）、世界トライアスロンシリーズ横浜大会従事（５月）、八景島トライアスロンフェスティバル大会従事（９月）、横浜マラソン大会従事（秋）

（３）区全体で行う主な活動

ドッヂビー体験会開催（通年）、輪投げ大会開催（３月）、スポーツ研修会開催（夏・冬）、広報誌「スポーツいそご」発行（３月）、磯子まつり従事（９月）、磯子区民駅伝大会従事（冬）

（４）地区で行う主な活動

歩け歩け大会開催（年１回）、健民祭従事（10 月）、地区七福神めぐり従事（１月）、グラウンドゴルフ・ペタンク・モルック大会等地域スポーツ大会開催（随時）

◎任　　期：２年

◎依頼時期：11 月（隔年）

※　平成 23 年８月 24 日の「スポーツ基本法」施行に伴い、「体育指導委員」の名称が「スポーツ推進委員」に変更されました。

◎推薦基準：18 歳以上の横浜市在住者のうち、新任者は改選期日現在原則 65 歳未満、再任の場合は改選期日現在原則 70 歳未満の方

３　青少年指導員の推薦　（地域振興課区民活動支援担当：750-2393）

青少年の健全育成を図ることを目的として地域社会における青少年の自主的活動と、その育成組織の活動を推進するために設置されている制度です。

青少年指導員の推薦にあたっては、自治会・町内会単位に推薦いただく人数をお示ししています。推薦いただいた方については、市が委嘱しています。

なお、青少年指導員の活動を地域の皆様にお知らせするため、年１回広報紙「青指だより」を発行しています。

（１）定例的な会合

常任委員会（地区会長・副会長・各部会長が出席/毎月（８・１月以外の）第二火曜日19 時～/1 時間半程度）

（２）県・市全体で行う主な活動

県青少年指導員大会（年１回)、市青少年指導員大会（年１回)、全市一斉統一行動パトロール活動、全市一斉統一行動キャンペーン活動、社会環境実態調査

（３）区全体で行う主な活動

いそごこどもまつり（11 月)、紙ヒコーキ大会（９月)、研修会（年１回)、青少年の環境を考える集い（年 1 回)、夏休み作品教室（７・８月)、磯子七福神めぐり（１月)、磯子まつり従事（９月）

（４）地区で行う主な活動（地区により内容は異なる）

防犯パトロール、ペットボトルロケット製作、地区文化祭、羽根つき大会、書き初め大会、ウォークラリー、地区健民祭従事（10 月)、ものづくり　他

◎任　　期：２年
◎依頼時期：11 月（隔年）
◎推薦基準：新任は原則 70 歳未満、再任は 75 歳未満で推薦

４　民生委員・児童委員、主任児童委員の推薦

（福祉保健課運営企画係：750-2411）

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣及び横浜市長から委嘱される特別職の公務員です。

地区の住民からの相談・援助や行政との連絡・調整など、地域福祉の推進役としてその活動分野は多方面にわたります。主任児童委員は、民生委員・児童委員の中でも児童福祉に関する事項を専門的に担当していただいています。

民生委員・児童委員の選出にあたっては、その地区の自治会町内会の皆様にお願いして推薦母体となる「地区推薦準備会」（主任児童委員の場合は連合町内会単位の「連合地区推薦準備会」）をつくっていただき、委員にふさわしい方の推薦をお願いすることになります。「準備会」から推薦いただいた方を、区から市へ、市から国へと推薦し委嘱されます。

（１）定例的な会合

ア　定例会（８月と１月は休会）

地区会長、副会長が出席/毎月第２火曜日 14 時～/１時間半程度

イ　主任児童委員連絡会（８月と１月は休会）

各地区主任児童員が出席/毎月第３火曜日 9 時 30 分～/１時間程度

（２）全体で行う主な活動

「民児協いそご」の発行（年２回）、磯子まつりへの参加（年１回）、磯子区民生委員児童委員協議会ホームページの運営（通年）

（３）日常の主な活動

住民の生活状況の把握、援助を必要とする人への相談・助言・援助、地域支えあい事業（ひとり暮らし高齢者等の見守り・訪問活動）の実施、福祉サービスの情報提供、社会福祉関係の事業者との連携・支援、行政機関への協力

◎任　　期：３年

◎依頼時期：５月（一斉改選時・予定）

５　保健活動推進員の推薦　（福祉保健課健康づくり係：750-2445）

地域における健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として活動していただく「保健活動推進員」を、各町内会から推薦いただき、市長が委嘱しています。

急速な高齢化に伴い、生活習慣を改善し、健康の維持増進を図ることがますます重要になっている中で、健康づくりを地域ぐるみで推進する風土を作るとともに、地域への正しい健康情報の伝達や健診の普及啓発など、自らが楽しく健康づくりに取り組むとともに地域の健康づくりを推進することが期待されています。

（１）定例的な会合

定例会（地区会長・副会長が出席/年５回（５・７・11・１・３月）13 時半～/１時間半程度）

（２）区全体で行う主な活動

町の健康づくり活動報告会の開催（年１回）、全体研修会の開催（年１回）、「保健活動推進員だより」の発行（年１回）、保健活動推進員研修会（年３回）

（３）地区で行う主な活動

体力測定会、ウォーキングイベント、がん検診・特定健診啓発、受動喫煙防止の啓発、子育て中の方への支援や高齢者支援など、地域の要望に応じた活動等

◎任　　期：２年（現在の任期）

◎依頼時期：11 月（予定）

６　環境事業推進委員の推薦　（資源循環局磯子事務所：761-5331）

「ヨコハマ プラ 5.3 計画」に基づき、プラスチック分別拡大に伴う、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減、脱炭素社会に向けた３Ｒ行動の推進、地域の美化活動や清潔の保持等に取り組んでいただきます。推薦にあたっては、自治会・町内会から１名の推薦を基本としますが、地域の実情によっては複数名の推薦をいただき、市長が委嘱しています。また、任期は２年間となります。

（１）定例的な会合

定例会（地区会長が出席/年４回（６・９・11・２月に開催/14 時から１時間程度）

（２）主な活動

ア　各自治会町内会区域内のごみ集積場所における分別排出及びごみ出しマナーの実践・啓発活動

イ　３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動

ウ　各自治会町内会での一斉清掃等の地域清掃活動の推進

エ　区役所、自治会町内会と連携した、不法投棄やポイ捨て防止等、清潔できれいな街づくりの推進

オ　地域住民へのごみの分別と減量・３Ｒ行動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関することの情報提供

カ　住民から３Ｒ行動や美化活動等に関する相談があった場合の行政機関への連絡

◎任　　期：２年

◎依頼時期：11 月

７　家庭防災員研修受講者の推薦　（磯子消防署総務･予防課予防係:753-0119）

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員は、各自治会町内会から推薦、または申込みのあった方に、研修を通じて自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただくことを目的として行なっています。

研修をお受けいただいた方には、「家庭防災員研修修了証」が交付されます。

＜主な活動＞

研修期間は、１年間（再受講可）とし、火災、救急や地震･風水害などの知識、技術を修得するための研修を年数回に分けて実施します。

◎任　　期：なし

◎依頼時期：４月

８　明るい選挙推進協議会推進員の推薦

（総務課統計選挙係：750-2316）

明るい選挙の実現、投票参加の推進を目的に、各種選挙時及び平常時における明るい選挙啓発運動の企画及び実施をしていただく、明るい選挙推進員の推薦をお願いしています。

＜主な活動＞

磯子まつりなど区内イベントでの啓発活動（年１～５回）、選挙啓発イベントでの啓発活動（年１回）、磯子区明るい選挙推進研修会への参加（年１回）、横浜市・区明るい選挙推進大会への参加（年１回）、街頭啓発（選挙時）

◎任　　期：２年（現行推進員の任期は、令和７年４月１日から令和９年３月 31 日まで）
◎依頼時期：11 月（次期推進員の依頼は、令和８年 11 月にさせていただく予定です）

９　各種統計調査における調査員の推薦

（総務課統計選挙係：750-2316）

国勢調査や住宅・土地統計調査をはじめとする大規模な統計調査を実施する際に、各自治会町内会に調査員の推薦をお願いしています。

＜主な活動＞

調査員説明会への参加、調査票の配布・記入依頼、調査票の回収・区役所へ提出

◎依頼時期：調査実施年の４月～６月頃（国勢調査は調査実施年の２～５月頃）

参　考　資　料

第４期磯子区地域福祉保健計画「（愛称）スイッチＯＮ磯子」（令和３～７年度）

（福祉保健課事業企画担当：750-2442）

磯子区地域福祉保健計画とは、磯子区に暮らす全ての人がその人らしく安心して幸せに暮らしていくことを目指して、私たち一人ひとりや家族、地域、団体、施設、公的機関などが、それぞれできることに「みんなで」取り組み、区が一体となって進める計画です。

基本理念「誰もが幸せに暮らせるまちをみんなでめざす」のもと、３つの「基本目標」を掲げており、区全体の取組の方向性を示した「区全域計画」と、地区連合町内会の単位で住民の皆様が主体となって策定・推進する「地区別計画」から構成されています。「地区別計画」は各地区の「地区別計画推進組織（スイッチ ON 磯子○○地区推進委員会等）」が中心となって取り組み、地区全体での取組が進むよう「身近な地域＝単位自治会町内会」での活動を推進しています。

現在は第４期計画を推進しており、令和８年度からは新たに第５期計画が始まります。

スイッチＯＮ磯子推進事業（平成１８年度～）

（福祉保健課事業企画担当:750-2442）

スイッチＯＮ磯子推進事業とは、見守り・訪問活動等の地域支えあい活動や、食事会・サロン活動、地域福祉保健に関する講演会・研修会、防災・減災に向けた活動、ウォーキング・体操・レクリエーション等の保健活動、異世代交流などを通して、地域の方々による支えあいの体制づくりを進める事業です。磯子区役所、磯子区社会福祉協議会、磯子区内地域ケアプラザ、地域活動に関わる方（自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、友愛活動員、スポーツ推進員、青少年指導員等の委嘱委員等）、その他関係団体が連携し、事業を実施しています。

また、見守り・訪問活動が円滑に実施されるようにするため、希望される担い手の方に対し「磯子区地域支えあい活動訪問員証」を交付しています。

災害に備えた要援護者支援の取組について

（福祉保健課事業企画担当：750-2441）

地震などの災害が起こった際、自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）の安否確認や避難支援等には、地域における助け合い（共助）が大きな力を発揮します。そのためには、要援護者の情報を地域で把握し、日頃から顔の見える関係づくりを進めておくことが重要です。

要援護者の情報を把握するには、主に次のような方法があります。

①手上げ方式　：自治会町内会が名簿への登録について周知し、自ら登録を希望する方を地域で募ることにより名簿を作成する方式

②同意方式　　：区役所から対象者へ、協定を締結した自治会町内会に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報（名簿）を提供する方式

③情報共有方式：区役所から対象者へ、協定を締結した自治会町内会に提供する名簿への登録について事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）を提供する方式

磯子区では、すでに多くの自治会町内会で自主的に名簿を作成（①手上げ方式）し、訪問等に活用しています。また区役所でも、協定を締結した自治会町内会または地区連合町内会を対象に名簿の提供（②・③）を行っています。

区役所ではこの他にも、災害時の支援方法及び取組事例の紹介や訓練等の実施など、地域における日頃からの取組の支援を行っています。

【各地区担当の窓口】

地　　区	担　当　課	連　絡　先
根岸、岡村、上笹下、 その他	高齢・障害支援課 高齢・障害係	７５０－２４９０
滝頭、磯子、杉田	福祉保健課 事業企画担当	７５０－２４４１
屏風ヶ浦、汐見台、洋光台	総務課 庶務係 危機管理・地域防災担当	７５０－２３１２

○○自治会（町内会）規約（会則）［例］

この規約は、自治会・町内会設立に際して新たに規約を作成するための参考として例示したものですので、地域の実情にあった規約をお作りいただきたいと存じます。

なお、この規約は、一般的な例を載せたもので、地方自治法による法人格を取得しようとする場合は、同法の規定に則った内容とする必要がありますので、詳しくは区役所地域振興課にお問合せください。

第１章　　総　　則

（名称及び事務所）

第１条　本会は、○○会（以下「本会」という。）と称し、主たる事務所を横浜市○○区○○町○番○号に置く。

（注）「事務所を会長宅に置く。」とすることも可能です。

（区域）

第２条　本会の区域は、横浜市○○区○○町○番○号から○番○号までの区域とする。

（会員）※

第３条　本会の会員は、第２条に定める区域に住所を有する個人とする。

２　本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

３　本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

※　法人（賛助）会員等、一般会員と取り扱いの異なる種別を設ける場合には、規約に明記してください。

（目的）

第４条　本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

（事業）

第５条　本会は、第４条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦に関すること

(2) 清掃、美化等の環境整備に関すること

(3) 防災、防火、交通安全に関すること

(4) 住民相互の連絡、広報に関すること

(5) ○○会館の維持管理に関すること

(6) ・・・・・・

第２章　　役　　員

（役員の種別）

第６条　本会に、次の役員を置く。

(1)　会長　　１名

(2)　副会長　　○名

(3)　会計　　○名
(4)　○○部長　　○名
(5)　班長　　各班１名
(6)　監事　　○名
（注）部長、班長等は、会の規模等の必要に応じて設置してください。
（役員の選任）
第７条　会長、副会長及び監事は、総会において、会員の中から選任する。
２　部長は、会員の中から、会長が委嘱する。
３　班長は、各班の会員の中から、互選により選出する。
４　監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。
（役員の職務）
第８条　役員は、次の職務を行う。
(1)　会長は、本会を代表し、会務を総括する。
(2)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(3)　会計は、本会の会計事務を処理する。
(4)　部長は、会長の命を受けて、会務を分担する。（例：総務担当、広報担当、環境整備担当、防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当、会館担当等）
(5)　班長は、会員との連絡調整にあたる。
(6)　監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。
（役員の任期）
第９条　役員の任期は○年とする。但し再任は妨げない。
２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（役員の解任）
第10条　役員が規約（会則）に違反し、又は本会の名誉を傷つける行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第３章　　総　　会

（総会の構成）
第11条　総会は、全会員をもって構成する。
（総会の種別）
第12条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。
２　定期総会は、毎年○月に開催する。
３　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の○分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第８条第１項第６号の規定により監事から請求があったときに開催する。
（総会の招集）
第13条　総会は、会長が招集する。

２　総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の○日前までに通知しなければならない。

（総会の審議事項）

第14条　総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1)　事業計画及び事業報告に関する事項

(2)　予算及び決算に関する事項

(3)　役員の選任及び解任に関する事項

(4)　規約の変更に関する事項

(5)　・・・・・・

(6)　その他の重要事項

（総会の議長）

第15条　総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

（注）「総会の議長は、会長とする。」とすることも可能です。

（総会の定足数）

第16条　総会は、全会員の２分の１以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

（総会の議決）

第17条　総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の議事録）

第18条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3)　開催目的、審議事項及び議決事項

(4)　議事の経過の概要及びその結果

(5)・・・・・・

２　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人○名以上の署名押印をしなければならない。

第４章　　役　員　会

（役員会の構成）

第 19 条　役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

（役員会の招集）

第 20 条　役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

（役員会の審議事項）

第 21 条　役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会において議決された事項の執行に関する事項

(3)　・・・・・・

(4)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第５章　　会　　計

（経費）

第22条　本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

（会費）※

第23条　本会の会費は、１世帯あたり月額〇円とする。

※　会費免除会員を設ける場合や、法人（賛助）会員に一般会員と異なる会費を設定する場合には、その内容を規約に明記してください。

（会計年度）

第24条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31 日に終わる。

第６章　　雑　　則

（委任）

第25条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

附　則

この規約（会則）は、〇〇年〇月〇日から施行する。

町内会館（集会施設）利用規約（例）

この規約は、町内会館（集会施設）を運営するための参考にしていただくために作成したモデル案です。

第１章　　総　　則

（目 的）

第１条　この規約は、○○自治会(町内会)(以下「自治会」という。)所有の町内会館（横浜市○○区○○町番地所在）の運営を円滑に行うため設けるものである。

（会館の呼称）

第２条　本会館は、○○自治（町内）会館（以下「会館」という。）と称する。

（会館の定義）

第３条　会館は、会員相互の利益と福祉の増進を図るとともに、会員の親睦を高める場として、会議、会合、サークル活動等の利用に供するため、会員の合意に基づく出資により設置した建物及びその他の付帯設備をいう。

第２章　　運　　営

（運営委員会）

第４条　会館の運営を民主的に行なうため、運営委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（委員会の構成）

第５条　委員会の構成は、各専門部代表及びその他会員により組織する。

２　委員会の定員は、○○名とする。

（委員会の権限）

第６条　委員会は、会館運営の監督権及び決定権を持つ。

２　委員会の運営にかかる詳細については、別に定める。

第３章　　会館使用

（利用申請）

第７条 会館の利用を希望する者は、所定の申請書により利用する日の○○日前までに委員会に申請するものとする。

（利用許可）

第８条　会館の利用は、自治会活動に支障のない限り、許可するものとする。ただし、次の項目に該当する場合は、委員会は許可を与えないことができる。

(1) 騒音、その他近隣に迷惑をかける恐れのあるとき。

(2) 自治会の承認を得ない営利事業。

(3) その他管理上支障のある場合。

（利用時間）

第９条　会館の利用時間は原則として次のとおりとする。

午前○○時から午後○○時までとする。

ただし、委員会で認めた場合は、この限りではない。

第４章　　そ　の　他

（経費負担）

第 10 条　会館を利用する者は、光熱費、水道料その他の経費を負担する。

＊（利用料金の金額は、団体ごとに別に定める。）

２　料金の納入は、委員会に前納するものとする。

３　自治会活動に伴う会議行事等で使用する場合は、無料とし、その他委員会で特に認めたものは、免除又は減額することができる。

（利用者の義務）

第 11 条　会館を利用するときは、次の事項を守るものとする。

(1) 利用責任者を決めること。

(2) 利用時間を守ること。

(3) 利用にあたっては、器具、備品等を丁寧に取扱い、室内を汚損しないこと。

(4) 火気使用には特に注意し、後始末を完全に行うこと。

(5) 利用終了後は、片付け及び清掃をすること。

(6) その他、委員会の指示に従うこと。

（その他）

第 12 条　この規約に定められていない事項は、委員会で協議決定し、自治会役員会の承認を得るものとする。

２　この規約の改廃は、自治会総会の議決により定める。

附　則

この規約は、〇〇年〇月〇〇日から施行する。

令 和 ７ 年 ５ 月

自治会町内会長様

磯子区地域振興課長

令和７年度　自治会町内会夏祭り開催情報について

平素から市政・区政に対して多大なるご尽力をいただきましてありがとうございます。

自治会町内会で実施される「夏祭り」について、磯子区内での開催情報の共有、必要に応じた情報提供に活用し、自治会町内会への関心を高め加入促進の一助とするため、開催を予定している場合は、情報提供いただきたいと存じます。お手数ですが、下記項目をご記入のうえ、６月 13 日(金)までに問合せ先の担当者までお送りくださいますようお願いいたします。

いただいた情報につきましては、区民の方からの問い合わせのほか、磯子区連合町内会長会のホームページ（http://www.isogo-kurenkai.net/）に「夏祭り日程一覧」を掲載したいと考えていますので、ホームページへの掲載可否につきましても、ご記入くださるよう、お願いいたします。

なお、下記項目が記載されている既存の資料がございましたら、そちらにホームページへの掲載可否を補記いただきご提出いただいても結構です。

※この用紙は、磯子区連合町内会長会のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご使用できます。

自治会町内会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　会長名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開 催 日　※１	時　　間　※１	内容　※１
月　　日（　　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　　）	時　　分～　　時　　分	
開催場所		
問合せ先	氏名　　電話番号　　―	
実施団体名※２		
ホームページ掲載可否	可　　否　　（〇を付けてください。）	

※１：時間は、準備時間は含まず、実際の開始時間・終了時間をご記入ください。夏祭りの内容が時間により異なる場合（模擬店、盆踊り等）は、それぞれの時間と内容をご記入ください。

※２：他の自治会町内会や団体、神社などと共同で開催する場合は、わかる範囲でご記入ください。
（例：〇〇自治会と共同開催）

＜問合せ先＞　磯子区地域振興課　保月・遠藤
電　話：７５０－２３９１
ＦＡＸ：７５０－２５３４
E-mail：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

横浜市消費生活総合センター・磯子区役所

令和７年度 ６月消費生活教室

ラクで楽しい！

自宅と実家の片づけ術

～本・紙モノ・服・重要品までスッキリ!～

講師：一般社団法人 実家片づけ整理協会

代表理事 **渡部　亜矢**

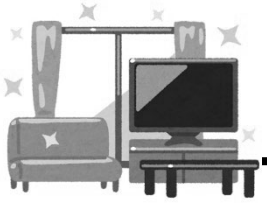

【日　時】 **令和７年 ６月１６日（月）**

１３：３０ ～ １５：００（受付 **１３：００**）

【場　所】 **磯子公会堂 講堂**（磯子区総合庁舎内）

所在地：横浜市磯子区磯子３－５－１

交　通：ＪＲ根岸線「磯子」駅下車、徒歩約５分

市営・京急バス「磯子区総合庁舎前」下車すぐ

＊裏面の案内図をご参照ください。

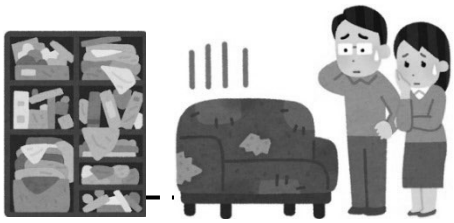

【参加費】無　料

【定　員】４００名（当日、先着順）

●参加方法：事前のお申し込みは不要です。

当日、直接会場にお越しください。先着順です。

＊手話通訳をご希望の方は、開催日３週間前(5/27)までに、当センターまでご連絡ください。

●問合せ先：横浜市消費生活総合センター「消費生活教室」担当

電話：０４５－８４５－５６４０　ＦＡＸ：０４５－８４５－７７２０

センター
ホームページ

共催：横浜市消費生活総合センター・磯子区役所　協力：磯子区消費生活推進員

横浜市消費生活総合センターホームページ　https://www.yokohama-consumer.or.jp

磯子区役所ホームページ　https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/

会場ご案内図

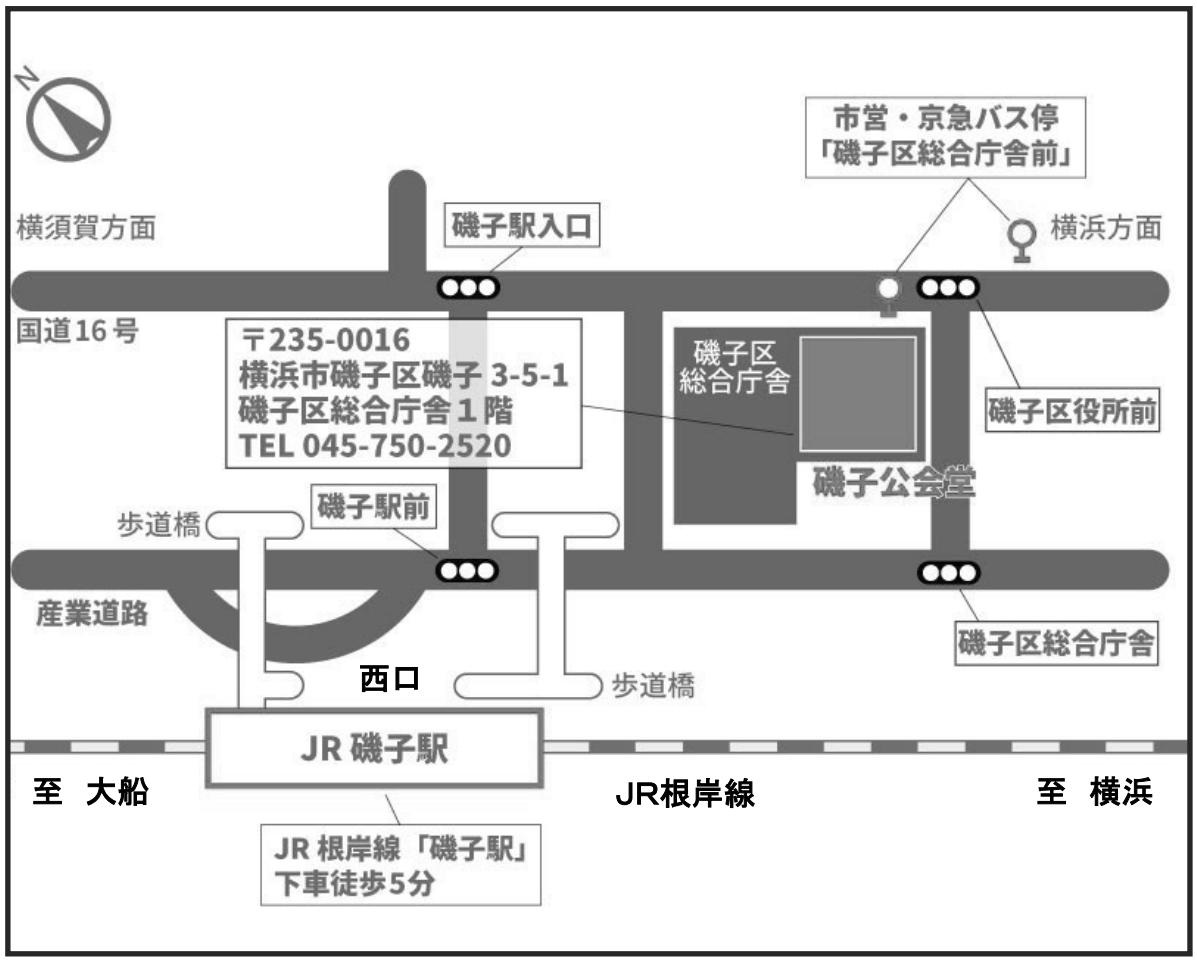

［所在地］
　横浜市磯子区磯子３－５－１　磯子区総合庁舎１階
　　電話：０４５－７５０－２５２０
　（磯子区役所　地域振興課　電話：０４５－７５０－２３９７）

［交　通］
　電車　ＪＲ根岸線「磯子」駅下車　西口徒歩約５分
　バス　市営・京急バス「磯子区総合庁舎前」下車すぐ

よこはま 消費生活情報 くらしナビ 令和7年 6・7月号

“お互いに 一声かけて見守りを!” 発行：横浜市消費生活総合センター

「返金」のはずが「送金」に？「〇〇ペイで返金します」に注意！

ネット通販で古本を購入し、代金を振り込んだが、「欠品のため、決済アプリで返金する」と連絡があり、指示に従ったところ、１万円を送金させられてしまった。

（相談者：５０歳代 男性）

ネット通販の返金手続を案内するふりをして、逆に送金操作をさせる手口が増えています。

「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、その場では**すぐに応じない**ようにしましょう!

⚠トラブル防止のポイント

- ☑ ネット通販を利用する際は、キャンセル、返品、返金のルールなどを確認！
- ☑ 販売業者の所在地や、電話番号を確認！
- ☑ 決済アプリの操作は自分の意思で判断！

～消費生活教室のお知らせ～ 【問合せ先】「消費生活教室」担当電話 045-845-5640

令和7年6月16日(月) 13：30～15：00	「ラクで楽しい！自宅と実家の片付け術」	磯子公会堂 講堂
令和7年6月24日(火) 13：30～15：00	「キッチンから食品ロスを減らす」	瀬谷区役所５階大会議室

横浜市消費生活総合センター 検索 相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 〔平日 9：00～18：00 土・日 9：00～16：45〕